

いなべ市地域防災計画

－震災対策編－

令和4年6月

いなべ市防災会議

<目 次>

第1部 総 則	第1章 計画の目的・方針 第1節 計画の目的及び構成 1 第2章 計画関係者の責務等 第1節 県・市・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割 3 第2節 県・市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 5 第3章 いなべ市の特質及び既往の地震災害 第1節 いなべ市の特質 14 第2節 いなべ市における既往の地震災害 18 第4章 被害想定等 第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定 19 第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定 25 第3節 地震に関する調査研究の推進 30
第2部 災害予防・減 災対策	第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 市民や地域の防災対策の促進 31 第2節 防災人材の育成・活用 35 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 37 第4節 ボランティア活動の促進 41 第5節 企業・事業所の防災対策の促進 44 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 47 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進 49 第3章 地震に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進 56 第2節 火災予防対策の推進 58 第3節 公共施設等の防災対策の推進 60 第4節 危険物施設等の防災対策の推進 62 第5節 地盤災害防止対策の推進 64 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 67 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保 70 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 73 第3節 医療・救護体制及び機能の確保 76 第4節 応援・受援体制の整備 79 第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 81 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 84 第7節 防災訓練の実施 90 第8節 災害廃棄物処理体制の整備 93

発災後対策別タイムスケジュール (※)

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保	
第1節 活動態勢の整備	97
第2節 通信機能の確保	110
第3節 自衛隊及への災害派遣要請の要求	116
第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	123
第5節 広域的な応援・受援体制の整備	131
第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	133
第7節 災害救助法の適用	135
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	140
第2節 水防活動	144
第3節 ライフライン施設の復旧・保全	145
第4節 公共施設等の復旧・保全	151
第5節 ヘリコプターの活用	155
第3章 救助・救急及び医療・救護活動	
第1節 救助・救急及び消防活動	157
第2節 医療・救護活動	160
第4章 避難及び被災者支援等の活動	
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	163
第2節 要配慮者対策	169
第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保	171
第4節 ボランティア活動の支援	173
第5節 防疫・保健衛生活動	176
第6節 災害警備活動	178
第7節 遺体の取り扱い	179
第5章 救援物資等の供給	
第1節 緊急輸送手段の確保	181
第2節 救援物資等の供給	183
第3節 給水活動	186
第6章 特定災害対策	
第1節 危険物施設等の保全	188
第7章 復旧に向けた対策	
第1節 廃棄物対策活動	191
第2節 住宅の保全・確保	194
第3節 文教等対策	196
第4節 災害義援金等の受入・配分	198

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策	
第1節 激甚災害の指定	201
第2節 被災者の生活再建に向けた支援	203
第3節 復興体制の構築と復興方針の策定	209

第1章 対策の目的等	
第1節 対策の目的及び関係機関の役割	211
第2章 緊急対策	
第1節 地震災害警戒本部の設置等	218
第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置	220
第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	224
第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保	228
第5節 救助・救急活動及び消防活動	229
第6節 医療・救護活動態勢の確保	230
第7節 緊急輸送態勢の確保	231
第8節 緊急の交通・輸送機能の確保	233
第9節 広域的な応援・支援体制の整備	237
第10節 ライフライン施設の安全対策	238
第11節 公共施設等の安全対策	241
第12節 危険物施設等の安全対策	243
第13節 食料及び生活必需品等の確保	244
第14節 社会秩序の維持	245

※第3部発災後対策 第1章の直前に「発災後対策の活動開始時期の目安」を挿入

第1部 總則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的及び構成

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。本章において以下「基本法」という。）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月27日施行、以下「南海トラフ特措法」※という。）第5条第2項の規定に基づき、いなべ市防災会議（以下「防災会議」という。）が、いなべ市の地域に係る地震災害に関し、市内の災害予防・減災対策、発災後対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動及び住民が自ら展開する自主防災活動など、自助、共助、公助が有機的に結合し、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とする。

※「南海トラフ特措法」は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」において、地震名称を「南海トラフ地震」に改めた上で内容の一部を改正した法律。

第2項 計画の構成

この計画の構成及び内容は次のとおりである。

第1部 総則	○計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、想定される地震災害の被害等について記されている。
第2部 災害予防・減災対策	○発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記されている。
第3部 発災後対策	○市災害対策本部の活動を中心に、市や防災関係機関、市民等が地震発生後に取り組むべき対策について記されている。
第4部 復旧・復興対策	○被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について記されている。
特別対策 東海地震に関する緊急対策	○東海地震の警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う緊急対策について記されている。

第3項 計画の基本方針

この計画は、南海トラフ特措法第5条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明らかにし、地震災害に対処するための基本的な計画である。

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのあるこれらをはじめとする地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び市民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な地震防災計画の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とし、市民自らが人的・経済的被害を軽減させるための備えを実施する、市民運動に発展するよう計画する。

第4項 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- 1 防災会議は、関係機関の意見を聞き、地域防災計画修正（案）を作成する。
- 2 防災会議は、作成した地域防災計画修正（案）について基本法第42条第5項の規定により知事に報告する。
- 3 防災会議を開催し、地域防災計画を審議、決定する。
- 4 基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第5項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ以下に定めるところによる。

- 1 地震予知情報等……… 東海地震に関わる警戒宣言、地震予知情報の内容、その他関連する情報をいう。
- 2 判定会 ……… 気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 3 基本法 ……… 災害対策基本法をいう。
- 4 大震法 ……… 大規模地震対策特別措置法をいう。
- 5 南海トラフ特措法……… 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
- 6 復興法 ……… 大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 7 防災関係機関 ……… 県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 8 指定緊急避難場所 …… 基本法第49条の4第1項の規定に基づき、津波・洪水等の災害種別ごとに市が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 9 指定避難所 ……… 基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
- 10 福祉避難所 ……… 高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市が指定した施設
- 11 災対本部 ……… 災害対策本部のこと

また、本計画においては、原則として、地域とは市内の自治会等で区分される地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割

第1項 県・市・防災関係機関の実施責任及び役割

1 市

- ① 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 市は、市民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、市及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、市単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、市及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 市民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 市民

- ① 市民は、常に地震災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 市民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に地震に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 県・市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none">(1) 防災会議及び災害対策本部に関する事務(2) 防災対策の組織の整備(3) 防災施設の整備(4) 防災行政無線の整備と運用(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練(7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化(8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査(9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報(10) 地域住民に対する避難指示(11) 被災者の救助に関する措置(12) ボランティアの受け入れに関する措置(13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置(14) 被災市営施設の応急対策(15) 災害時の文教対策(16) 災害時の交通及び輸送の確保(17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施(18) 災害廃棄物の処理に関する措置(19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整(20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理(21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施(22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置(23) 関係機関への応援要請に関すること
桑名市消防本部（いなべ消防署、北分署）	<ul style="list-style-type: none">(1) 火災の予防・警戒・鎮圧(2) 災害の防除及び被害の軽減(3) 救助・救急活動(4) 災害情報の収集・連絡等(5) 桑名市消防本部の管轄区域における消防に関する連携協力

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
県及び県の地域機関	<ul style="list-style-type: none">(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務(2) 防災対策の組織の整備(3) 防災施設の整備(4) 防災行政無線の整備と運用(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練(7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査(8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報(9) 被災者の救助に関する措置(10) ボランティアの受け入れに関する措置(11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置(12) 被災県営施設の応急対策(13) 災害時の文教対策(14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止(15) 災害時の交通及び輸送の確保(16) 自衛隊の災害派遣要請(17) 災害復旧の実施(18) 災害廃棄物の処理に関する措置(19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整(20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理(21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施(22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察 (いなべ警察署)	<ul style="list-style-type: none">(1) 災害警備体制(2) 災害情報の収集・連絡等(3) 救出救助活動(4) 避難誘導(5) 緊急交通路の確保(6) 身元確認等(7) 二次災害の防止(8) 危険箇所等における避難誘導等の措置(9) 社会秩序の維持(10) 被災者等への情報伝達活動(11) 相談活動(12) ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡
東海財務局	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
近畿中国森林管理局	(1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関する指導 (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
中部近畿産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

	(6) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
津地方気象台	(1) 東海地震に関する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の運営に関すること (6) 通信インフラに障害が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
三重労働局	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施
中部地方整備局	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）排水計画（チュウブハイドロポンプ作戦）に関する計画等の情報共有</p> <p>2 初動対応</p> <p>(1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施</p> <p>3 応急・復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (8) 所管施設の緊急点検の実施</p>

	(9) 情報の収集及び連絡 (10) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (11) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動
--	---

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

3 指定公共機関

機関名	内 容
楽天モバイル 株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関する災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧 救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
西日本電信電 話株式会社三 重支店	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信 に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧 計 画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地 の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び 通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社 N T T ドコモ東海 支社 三重支 店	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計 画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のため の回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信 設備の早急な災害復旧措置
K D D I 株式 会社中部総支 店	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関する災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等の ための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク 株式会社	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関する災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等の ための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

日本銀行名古屋支店	<p>(1) 警戒宣言発令時の預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のために金融機関が実施する事前措置への協力</p> <p>(2) 災害発生時の次の措置</p> <p>ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</p> <p>イ 罹災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</p> <p>ウ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</p> <p>① 罹災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</p> <p>② 手形交換については、交換開始時刻、交換戻済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認</p> <p>③ 災害関係融資について実情に即した措置</p> <p>エ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</p> <p>オ 国債を減紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</p> <p>カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>キ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p>
日本赤十字 三重県支部	<p>(1) 警戒宣言等の発令に伴う医療救護の派遣準備</p> <p>(2) 災害における医療、助産及びその他の救助</p> <p>(3) 救援物資の配分</p> <p>(4) 災害時の血液製剤の供給</p> <p>(5) 義援金の受付及び配分</p> <p>(6) その他災害救護に必要な業務</p>
日本放送協会 津放送局	<p>(1) 災害における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。</p> <p>(2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。</p> <p>(3) 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための市民への周知</p> <p>(4) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知</p> <p>(5) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道</p>
独立行政法人 水資源機構	<p>(1) 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進</p> <p>(2) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施</p>
中部電力株式 会社三重支店 (桑名営業所)	<p>(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保</p> <p>(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施</p> <p>(3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携</p> <p>(4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</p> <p>(5) 電力供給施設の早期復旧の実施</p> <p>(6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施</p>
東邦ガス株式 会社	<p>(1) ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置</p> <p>(3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</p>

日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便業務の確保 <ul style="list-style-type: none"> ア 郵便物の送達の確保 イ 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
----------	---

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人 三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
三重テレビ放送 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム 放送株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式会 社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急活動のための災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三 重県トラック協 会桑名支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急活動のための災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株 式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
ガス事業者（都 市ガス事業者及 び一般社団法人 三重県 LP ガス 協会）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人 三重県歯科医師 会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブ ルコモンネット 三重	<p>災害発生時に際して、県内ケーブルテレビ事業会社 8 社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め、被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会、建設業協会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び融資あつせんに対する協力
文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、社会福祉協議会、いなべエフエム、市民活動団体等）	(1) 被災者の救助活動、災害ボランティア及び義捐金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 市等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
土地改良区等	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施

6 自主防災組織、自治会

	内 容
自主防災組織、自治会	(1) 地域における災害予防に関すること。 (2) 避難時における地域活動に関すること。 (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。

第3章 いなべ市の特質及び既往の地震災害

第1節 いなべ市の特質

第1項 地理的条件

1 地勢

本市は、平成15年12月に旧北勢町、旧員弁町、旧大安町、旧藤原町が合併して誕生した新市であり、東西17.07km、南北21.46km、面積219.58km²を有しております、北部、西部に岐阜県と滋賀県に接し、南部、東部は桑名・四日市圏域に接している。

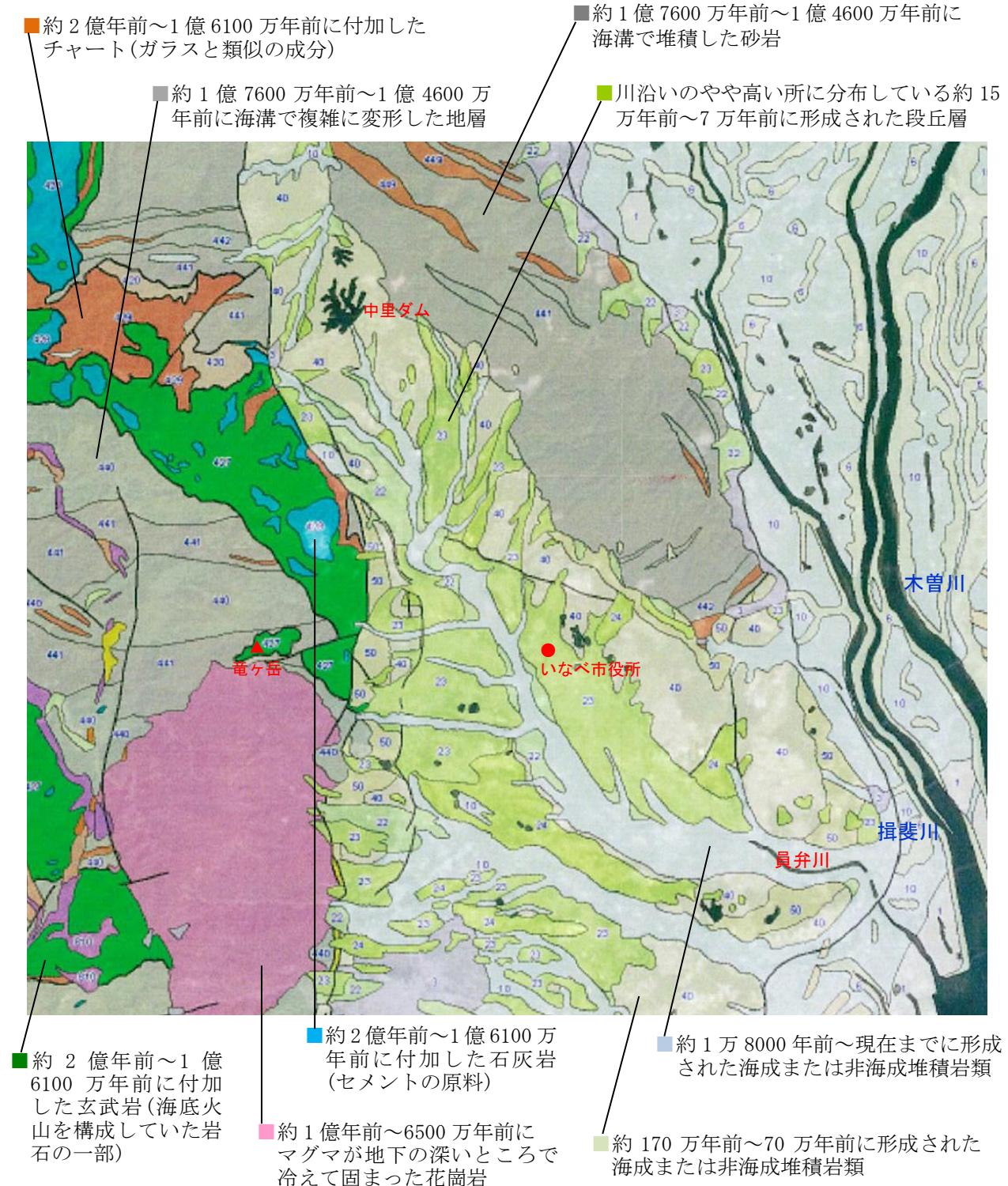
市域は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈を擁し（標高1,000m前後）、市のはば中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな自然と平野に囲まれている。山脈と直角方向に幾筋もの小規模な河川・谷川が流れ、急峻なV字谷を形成するとともに、員弁川流域一帯にはため池も数多く分布している。

2 地形・地質構造等

鈴鹿山脈北部と養老山地は、ともに美濃帯に中古生層をなす固い岩石（石灰岩、チャート、砂岩、硬砂岩、粘板岩、緑色岩類など）からなっている。濃尾平野から琵琶湖にかけての地域は、南北に平行に走る山脈とその平野部が将棋を倒したように、西に低く東が高くなるように傾いている。これは、日本列島付近で大陸の下に沈み込む海洋底プレートから受ける影響と考えられる。この力は現在も鈴鹿山脈や養老山地を高く押し上げる力として働いていると考えられ、1998年4月22日に北勢町蓮花谷を震源として起きた地震も（p.18後述）、その影響とされている。

地盤は、主に地盤型A（山地地形に相当）と地盤型B（丘陵地斜面・台地斜面に相当）で構成されており、地盤型Aは、主に第三期鮮新統により古い岩石からなる山地地形に相当する。この地形は地震動に対しては安定しているものの、花崗岩類は地震動に対しても、斜面崩壊を起こしやすく、小規模な崩壊地が多数発生するのが特徴である。地盤型Bは、主に鮮新統、砂礫層、砂と泥の互層より成る小起伏面であり、支持基盤としては問題がないものの、崖では斜面崩壊の可能性があり、かなりの集落が分布していることからも注意が必要である。

次ページに地質図を示す。員弁川沿いは約1万8000年前～現在までに形成された海成または非海成堆積岩の地質であり（■）、軟弱な地層である沖積層も部分的に分布していると考えられる。その周辺は約15万年前～7万年前に形成された段丘層（■）、さらにその山側は約170万年前～70万年前に形成された海成または非海成堆積岩（■）となっている。市の北東にある養老山地は主に約1億7600万年前～1億4600万年前に海溝で堆積した砂岩（■）、西部の鈴鹿山脈は花崗岩（■）、玄武岩（■）、チャート（■）などの地質からなっている。



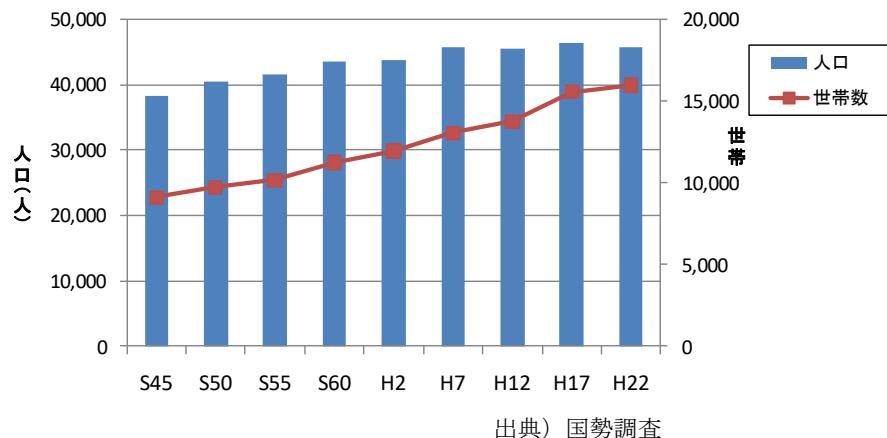
いなべ市周辺の地質図

出典)「地質図表示システム 地質図 Navi」独立行政法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター

第2項 社会的条件

1 人口・世帯数の推移

人口は、昭和45年～平成7年頃まで企業の進出や宅地化の進行などにより増加傾向にあったものの、その後は4万6千人前後を推移している。一方、世帯数は一貫して増加傾向にあり、最近はその増加率が鈍ってきてている。



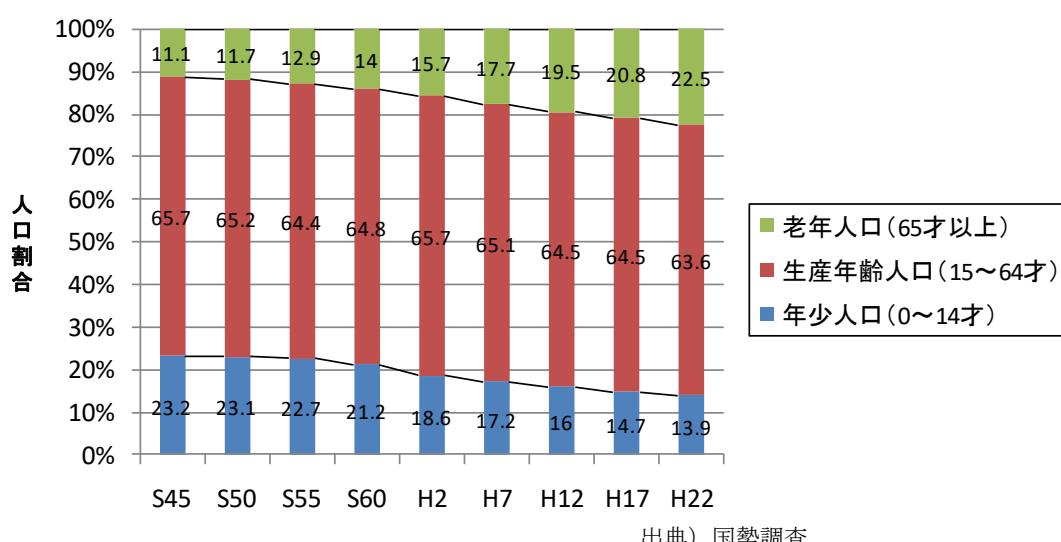
出典) 国勢調査

2 年齢別人口

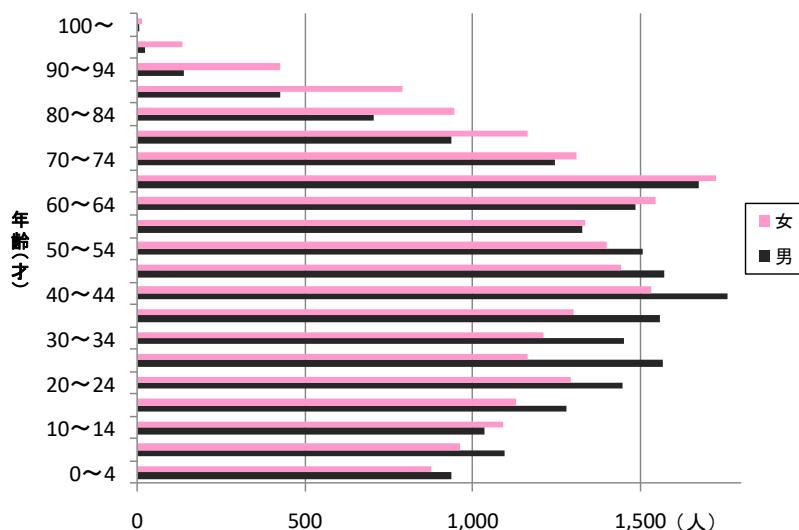
年齢別人口においては、少子高齢化傾向が今後進んでいく状況にある（下図）。65歳以上の高齢者人口の比率は、平成12年には19.5%であったものが平成22年には22.5%（平成28年1月1日現在25.4%）と、高齢化が着実に進んでいる。

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な要配慮者も多く、東日本大震災での死者の年齢構成を見ると、全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老人人口割合の増加は、全人口に占める要配慮者の割合の増加にもつながる。

要配慮者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、市民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図る。



出典) 国勢調査



出典) 住民基本台帳（外国人含む）、平成 28 年 1 月 1 日現在

3 地域別人口

いなべ市の地域別人口は、大安町、北勢町、員弁町、藤原町の順で多い（表）。

地域別人口・世帯数（令和3年1月：いなべ市住民基本台帳（外国人含む））

	北勢町	員弁町	大安町	藤原町	いなべ市（計）
総人口（人）	13,494	9,688	16,366	6,165	45,713
男	6,841	5,153	8,421	2,947	23,362
女	6,653	4,535	7,945	3,218	22,351
世帯数	5,423	3,966	6,768	2,399	18,556

4 グローバル化の進展

近年、登録外国人が増加し、平成 27 年 12 月のいなべ市の外国人住民数は 1,419 人にのぼり、いなべ市を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が課題となっている。

外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要である。

また、特有の文化や生活習慣を持つ外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活で必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

5 観光客及び帰宅困難者対策

いなべ市を訪れる観光客は、入り込み客数で年間のべ約 40 万人となっている。そのため、観光による集客数の多い時期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。本市の地理に不案内な観光客が被害を受けたり、地震により多くの箇所で道路や鉄道が途絶し、帰宅困難者として相当な期間を市内に滞在することも考えられ、関係者が一体となった防災・減災対策の検討が求められる。

第2節 いなべ市における既往の地震災害

いなべ市近隣に被害を及ぼした地震は、詳細なものは少なく、細部については判明していない。表は「北勢町史」（北勢町、2000年）及び「三重県地域防災計画添付資料（平成25年修正）」に基づいて作成した、明治期以降の主な地震の災害史年表である。

1944年と1946年に発生した地震は、東南海沖、南海沖を震源域とする大地震で、いずれも津波を伴っており、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害となっている。

明治期以降の主な地震の災害史年表

年月日	地震の名称等	災害の状況
1891年7月14日	濃尾大地震	郡内数ヶ所倒屋、地盤、道路、堤防壊裂あり
1899年3月7日	三重県南部地震	
昭和19年(1944年) 12月7日	東南海地震	東南海沖、M=7.9、南海トラフ沿いの巨大地震 震源が熊野灘沖約20kmと近くであったため、直接的被害も大きいものであった。県内で死者389人、負傷者608人、家屋の全半壊5,837戸。 津で震度6、名古屋で5。石原産業の煙突が倒壊した。
昭和21年(1946年) 12月21日	南海地震	南海道沖、M=8.0、南海トラフ沿いの巨大地震 震源は潮岬南方約50kmの地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかった。県内で死者11人、負傷者35人、家屋の全半壊157戸
平成7年(1995年) 1月17日	阪神大震災	兵庫県南部地震、M7.2 墓石や石灯籠などが倒壊した。北勢町で震度4
平成10年(1998年) 4月22日	美濃中西部地震	M5.4、阿下喜で震度5弱 主な被害は、重傷者1人、軽傷者1人、建築物や施設の破損等19件、山崩れ3ヶ所、ため池の土手崩れ1ヶ所。
平成16年(2004年) 9月5日	紀伊半島南東沖地震	M7.4、いなべ市で震度4、負傷者8人
平成19年(2007年) 4月15日	三重県中部を震源とする地震	M5.4、いなべ市で震度4
平成30年(2019年) 6月18日	大阪北部を震源とする地震	M5.9、いなべ市で震度2

出典)「北勢町史」、防災みえ.jp

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

平成24～25年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという2つの面から予測を行っている（「三重県地震被害想定結果（平成25年度版）」三重県、平成26年3月）。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性など、地震によって発現する可能性のある事象を予測することを言う。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れ等による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。

地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については「過去最大クラスの南海トラフ地震」と「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震モデルについて調査を実施した。「過去最大クラスの南海トラフ地震」とは、過去約100年から150年間隔で三重県周辺地域を襲い、揺れと津波で甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震のことである。一方、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」とは、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震のことである。

地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）

- (1) 強震動予測結果（震度分布）
- (2) 強震動予測結果（液状化危険度）

（リスク予測結果）

- (1) 人的被害（死者）
- (2) 建物被害
- (3) 交通施設障害（道路施設）
- (4) 生活支障等（避難者）

なお、リスク予測では、地震が発生する季節や時間帯を、「冬・深夜」、「夏・昼12時」、「冬・夕18時」の3つのケースに分けており、これらのうち死者が最も多くなるのは「冬・深夜」ケースである。

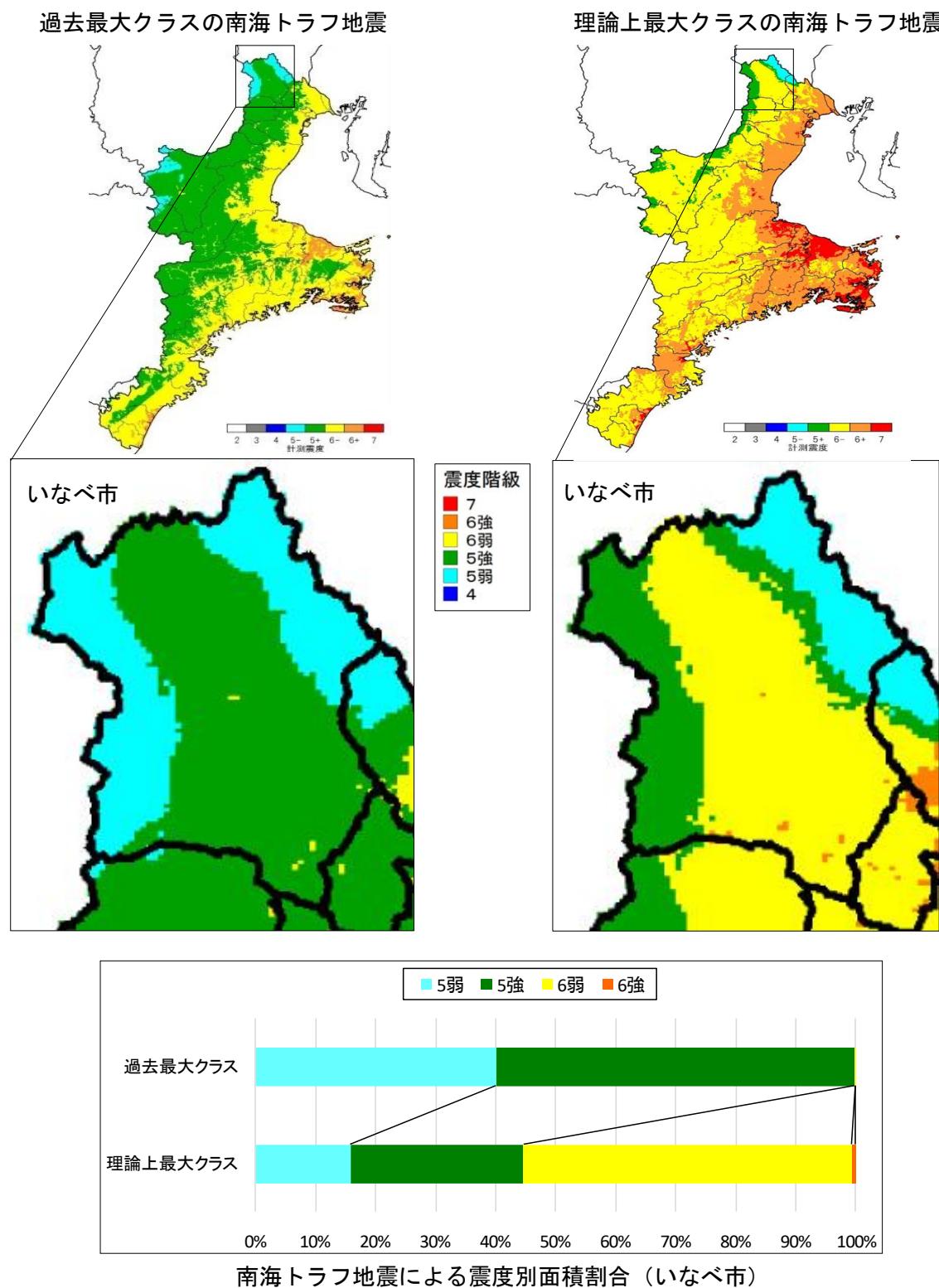
ケース名	想定される主な被害
「冬・深夜」	多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多い。
「夏・昼12時」	多くの人が自宅を離れて仕事先や外出先にいるため、自宅（木造住宅）の倒壊に巻き込まれて死亡する人は、「冬・深夜」ケースよりも少なくなる。
「冬・夕18時」	自宅や飲食店等で調理のための火器使用が多く、暖房器具も多く使用されていることから、火災の発生する可能性が高い。

第2項 ハザード予測結果

1 強振動予測結果（震度分布）

過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、「過去最大クラスの地震」という。）では、いなべ市は震度5強～5弱と想定されている。一方、理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、「理論上最大クラスの地震」という。）では、震度6弱が面積的に最も広く、震度5強、震度5弱と続いている。

想定地震における震度予測図



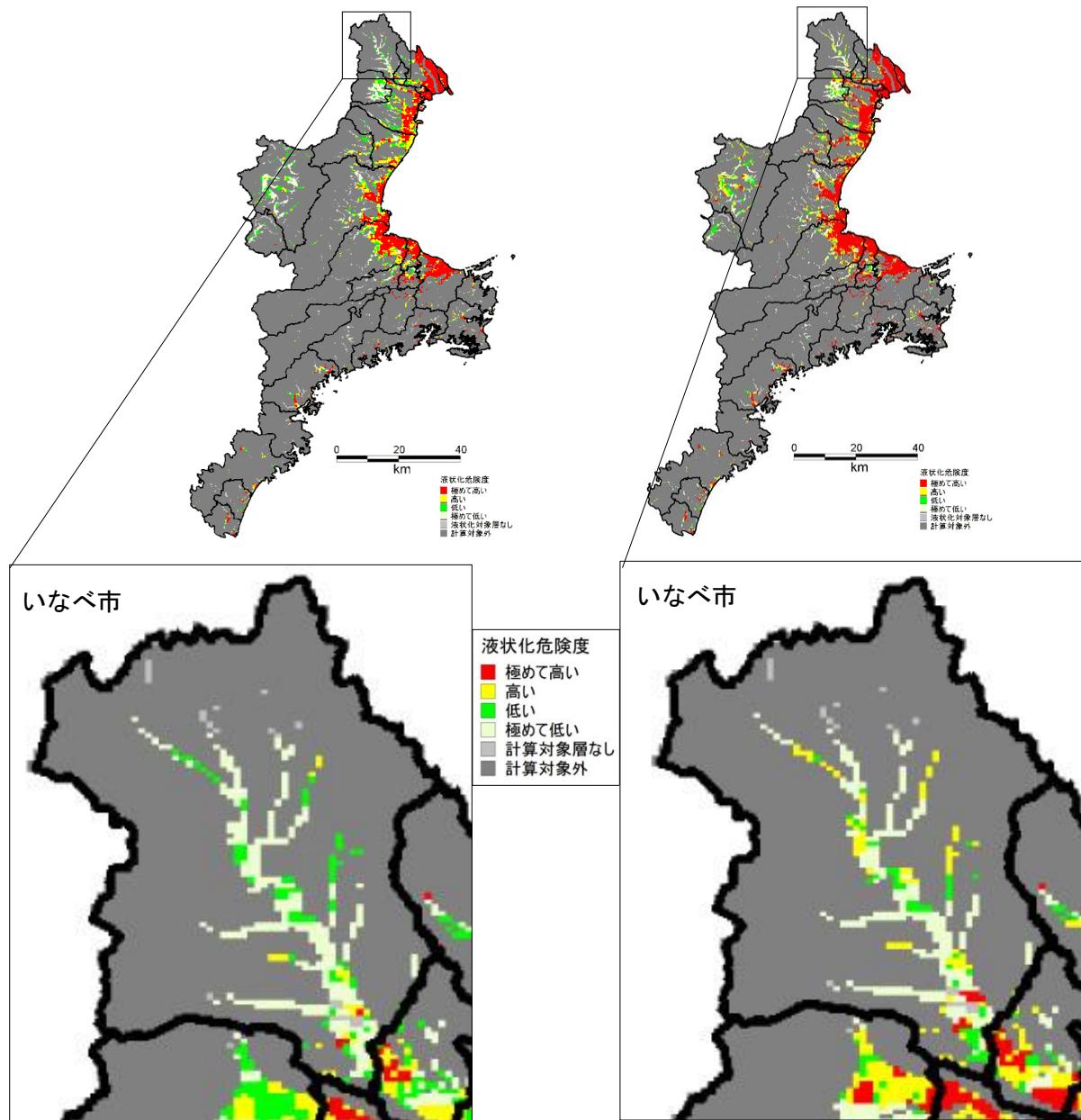
2 強振動予測結果（液状化危険度）

南海トラフ地震による液状化危険度は、県下で危険度が極めて高い範囲は新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中している。いなべ市については、液状化の危険度が低い内陸部に属するものの、員弁川周辺を中心に液状化の危険が想定されている。

想定地震における液状化危険度

過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震



第3項 リスク予測結果

1 人的被害（死者）

地震による人的被害（死者）については、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多い「冬・深夜」ケースを想定した予測結果を示す。

過去最大クラスの地震による死者数はわずかである。また、理論上最大クラスの場合は、建物倒壊による死者数が約 20 人と予測されている。

	死者数（冬・深夜の発災ケース）				
	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
過去最大クラスの南海トラフ地震	-	-	-	-	-
理論上最大クラスの南海トラフ地震	約 20	-	-	-	約 20

- : わずか（5未満）

2 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定した予測結果を示す。

過去最大クラスの地震による建物被害は、主に揺れによるものが約 20 棟と予測されている。一方、理論上最大クラスの場合は約 600 棟となり、過去最大クラスの約 30 倍の被害が見込まれている。

	全壊・焼失棟数（冬・夕 18 時の発災ケース）				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
過去最大クラスの南海トラフ地震	約 10	-	-	-	約 20
理論上最大クラスの南海トラフ地震	約 500	-	約 10	約 10	約 600

- : わずか（5未満）

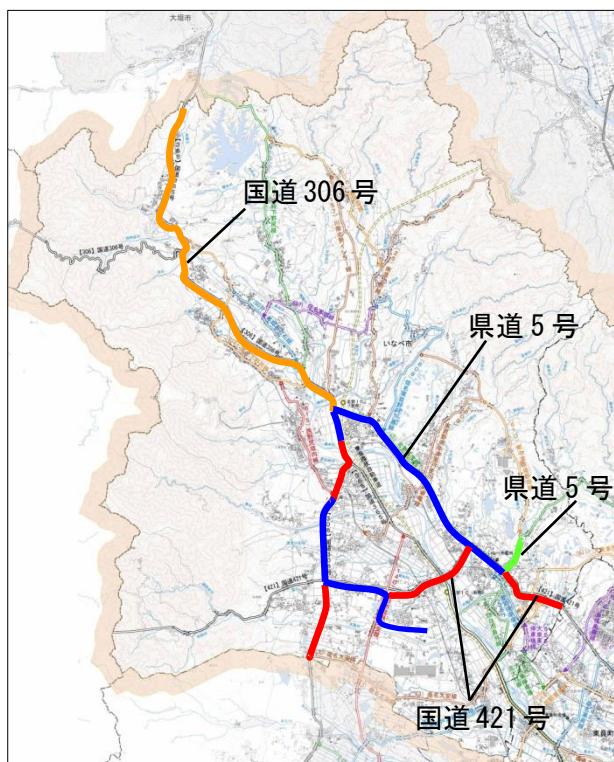
3 交通施設障害（道路施設）

過去最大クラスの地震による緊急輸送道路への影響は、国道306号のいなべ総合病院～別名交差点、石榑北交差点～菰野町との市境、国道421号のいなべ警察署付近～国道306号の石榑下交差点、石仏交差点～東員町との市境で復旧に「1週間以上」、また鎌田大橋以北の国道306号で復旧に「3日～1週間」かかると予想されている。

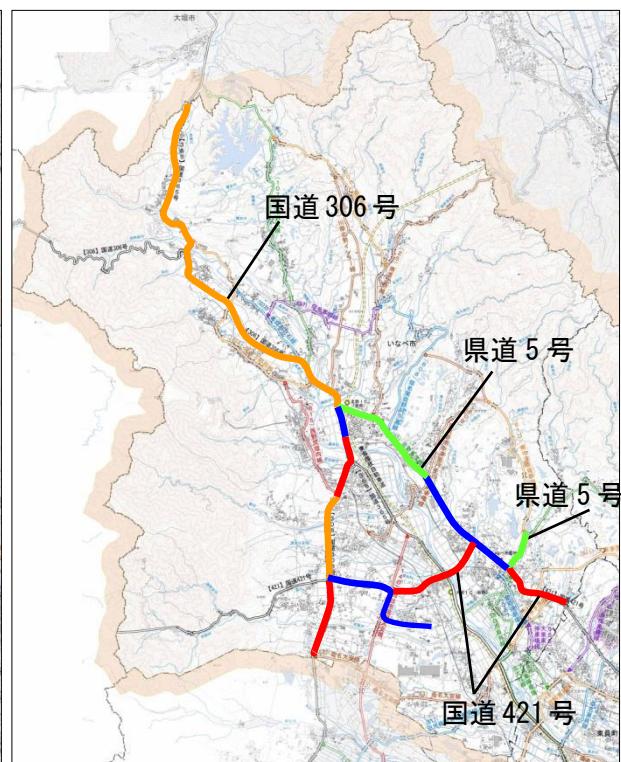
また、理論上最大クラスの地震による影響は、過去最大クラスの場合と大きな違いはないものの、県道5号（北勢多度線）や国道306号の一部の区間で影響が大きくなると見込まれている。

緊急輸送道路の復旧日数目安（いなべ市周辺）

過去最大クラスの地震



理論上最大クラスの地震



[影響度ランクと復旧日数目安※]

※緊急輸送が可能なレベルの復旧

- AA: 1週間以上
- A: 3日～1週間
- B: 当日～3日
- C: なし

4 生活支障等（避難者）

地震による避難者数の予測は「冬・夕18時」ケースを想定した結果を示す。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースである。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所以外で生活する避難者に区分している。

表は、いなべ市における避難者数を発災後の時間経過とともに示したものである。避難者数が最大になるのは発災1ヶ月後であり、過去最大クラスで約6,400人、理論上最大クラスで約27,000人と予測されているが、このうち約7割は避難所以外で生活する避難者からなる。本市においては、家庭用備蓄が尽きかけてくる1週間後以降に、インフラ障害等による物資の供給が不十分になることが考えられ、避難者数が増えると見込まれている。

	発災1日後の避難者数		1週間後の避難者数		1ヶ月後の避難者数	
	(うち避難所)	(うち避難所以外)	(うち避難所)	(うち避難所以外)	(うち避難所)	(うち避難所以外)
過去最大クラスの南海トラフ地震	約70	約40	約30	約5,400	約2,700	約2,700
理論上最大クラスの南海トラフ地震	約1,500	約900	約600	約10,000	約5,200	約5,200

5 生活支障等（帰宅困難者）

地震による帰宅困難者数は、いなべ市へ流入する他市町からの人口をもとに算出し、約5,700人と予測されている。

6 生活支障等（物資不足）

主要備蓄量（飲料水については給水可能量）と需要量との差から、物資の不足量を算出した結果表で示す。これは本市のみで対応した場合の不足量であり、飲料水と食料の不足量を発災後1～3日目の合計と4～7日目の合計で集計している。発災後4～7日目に飲料水の不足量が増大すると予測されている。

	給水不足量（トン）		食料不足量（食）	
	1～3日目の計	4～7日日の計	1～3日日の計	4～7日日の計
過去最大クラスの南海トラフ地震	0	1,445	0	0
理論上最大クラスの南海トラフ地震	0	2,480	0	0

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要である。

三重県の地震被害想定調査（平成25年度）では、県内に存在が確認されている活断層のうち、深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（「養老一桑名一四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」）を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行った。

また、鈴鹿東縁断層による地震の被害想定については、「三重県地域防災計画被害想定調査」（平成18年3月、三重県）の結果を併せて掲載する。

地震被害想定調査結果の想定項目のうち、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）

- (1) 強震動予測結果（震度分布）
- (2) 強震動予測結果（液状化危険度）

（リスク予測結果）

- (1) 人的被害（死者）
- (2) 建物被害

主な活断層の概要

活断層の名称	概要	将来の地震発生の可能性
養老一桑名一四日市断層帯	岐阜県垂井町から三重県桑名市を経て四日市市まで、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる、長さ約60kmの断層帯。	<ul style="list-style-type: none">・地震の規模：M8程度・地震発生確率：30年内にほぼ0%～0.7%・平均活動間隔：1400年～1900年・最新活動時期：13～16世紀
布引山地東縁断層帯（東部）	三重県鈴鹿市から、津市、松阪市などを経て多気郡勢和村（現・多気町）に至る長さ約48kmの西側隆起の逆断層。	<ul style="list-style-type: none">・地震の規模：M7.6程度・地震発生確率：30年内に0.001%・平均活動間隔：25000年程度・最新活動時期：11000年前頃
頓宮断層	滋賀県甲賀郡水口町（現・甲賀市水口町）から上野市（現・伊賀市）を経て名賀郡青山町（現・伊賀市）に至る断層。	<ul style="list-style-type: none">・地震の規模：M7.3程度・地震発生確率：30年内に1%以下・平均活動間隔：約10000年以上・最新活動時期：約10000年前～7世紀
鈴鹿東縁断層帯	鈴鹿山脈東麓地域に分布する活断層帯で、岐阜県養老郡上石津町（現・大垣市）から三重県いなべ市、三重郡菰野町、四日市市、鈴鹿市を経て、亀山市に至る断層帯。全体の長さは約34～47kmで、西側が東側に対し相対的に隆起する逆断層。	<ul style="list-style-type: none">・地震の規模：M7.5程度・地震発生確率：30年内にほぼ0%～0.07%・平均活動間隔：約6500年～12000年・最新活動時期：約3500年前～2800年前

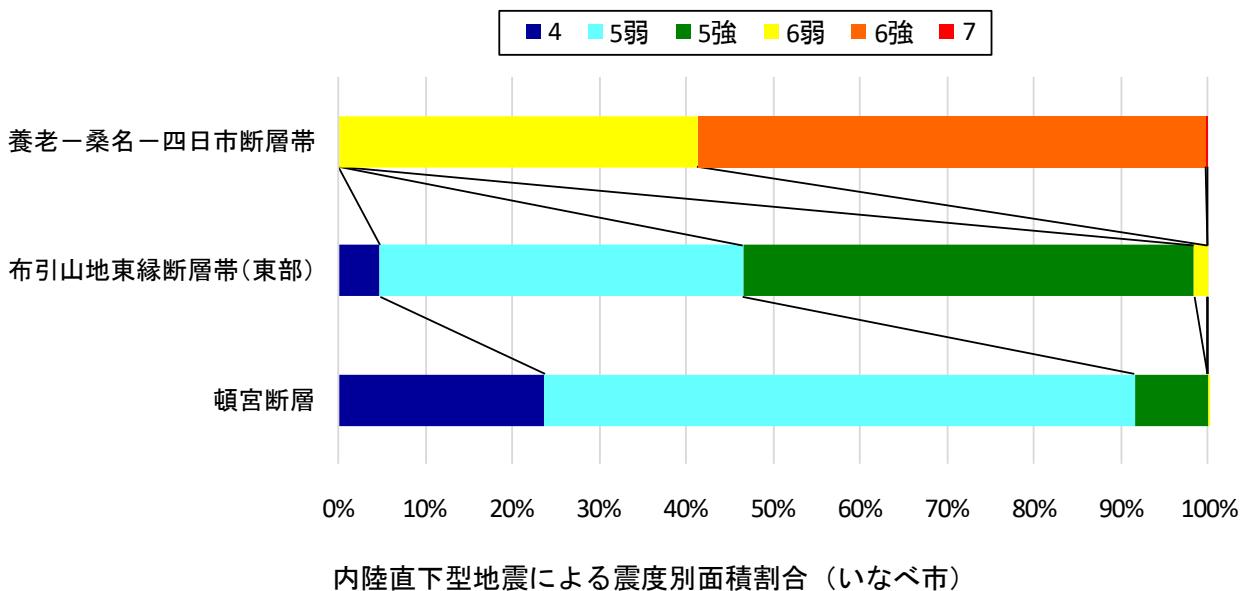
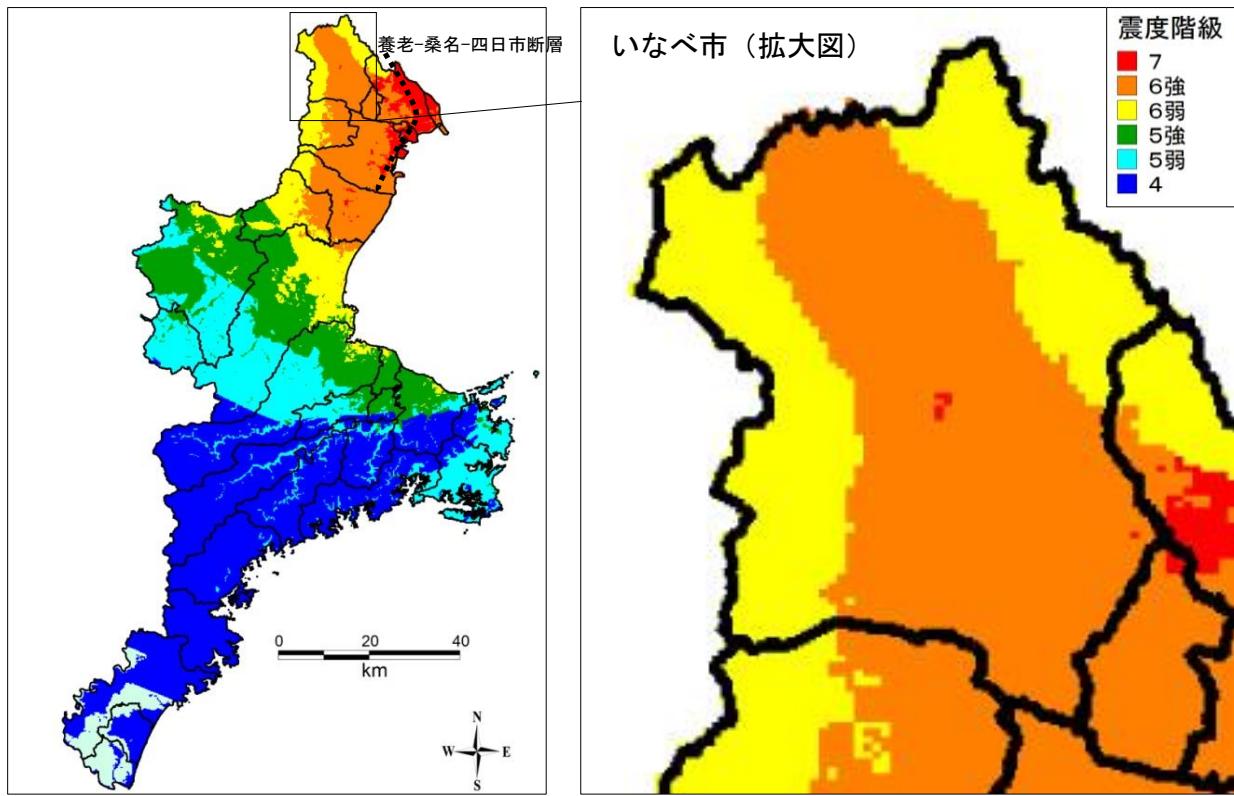
※いずれの活断層も地震発生確率が低いものの、阪神・淡路大震災の発生時点の確率が0.02%～8%、新潟県中越地震のそれが3%以下であったことを踏まえ留意が必要である。

出典）地震調査研究推進本部（平成27年1月公表資料）

第2項 ハザード予測結果

1 強振動予測結果（震度分布）

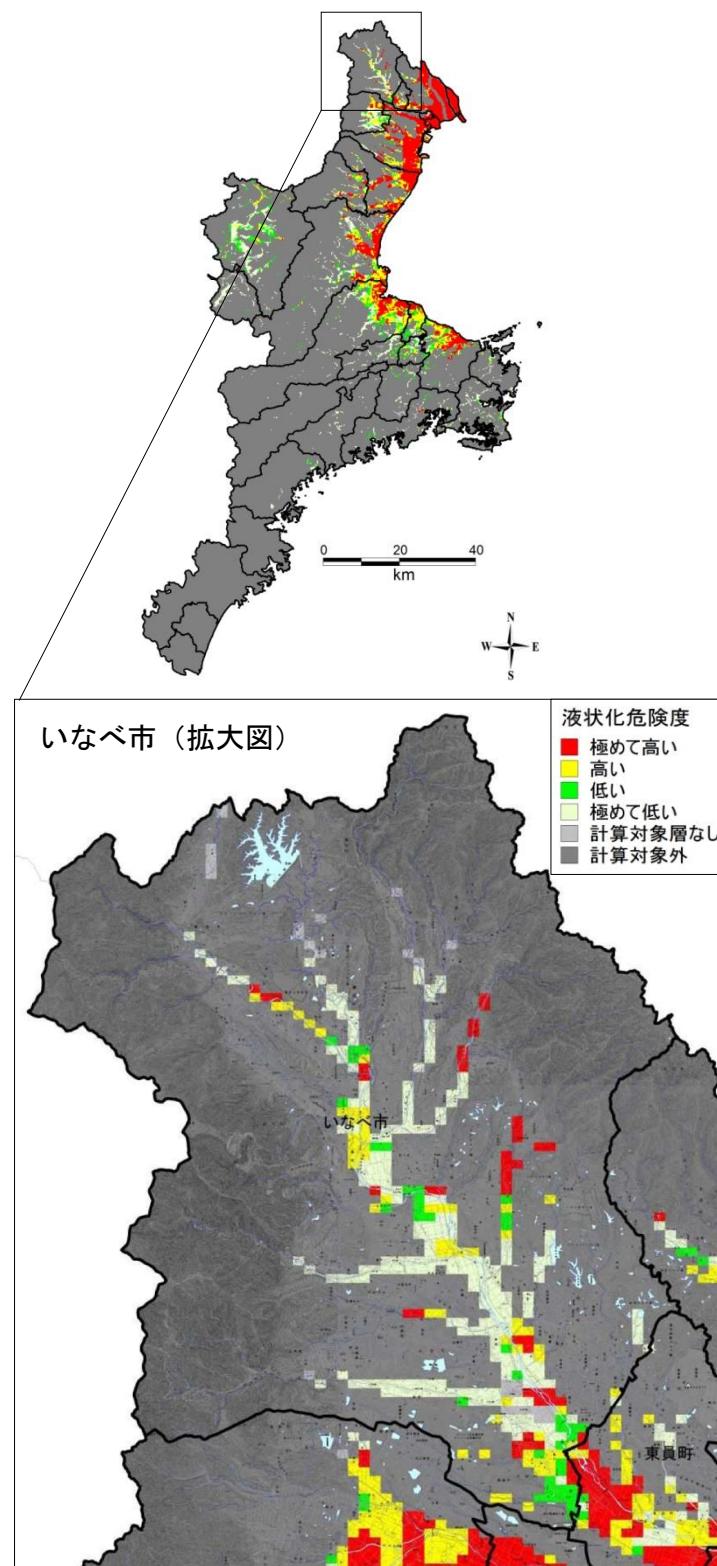
養老-桑名-四日市断層での地震による震度予測図



2 強振動予測結果（液状化危険度）

養老-桑名-四日市断層の地震では、いなべ市内において員弁川周辺を中心に液状化の危険が想定されている。

養老-桑名-四日市断層での地震における液状化危険度



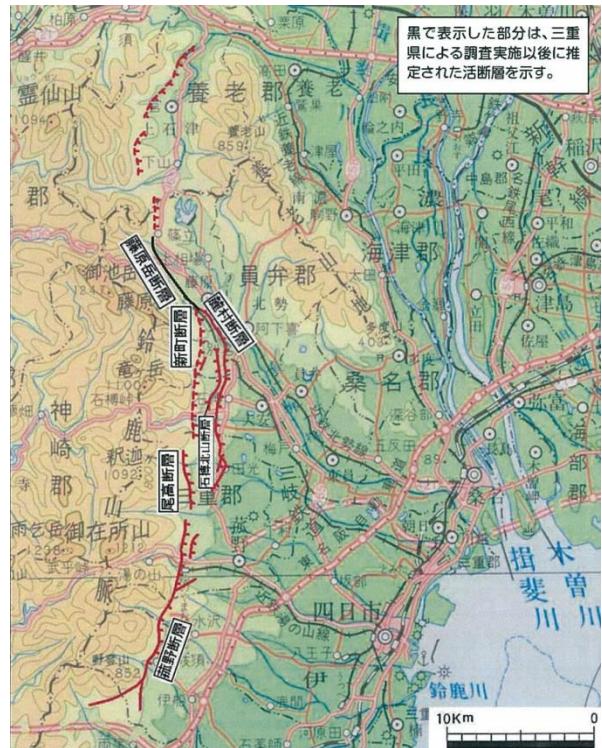
3 鈴鹿東縁断層帯について

鈴鹿東縁断層帯は、鈴鹿山脈とその東側の丘陵・台地との境界付近にある境界断層、それに平行して東側の丘陵東縁や段丘地域内にある前縁断層、および両者の間にある数本の短い断層から構成される（右図）。

三重県が平成13～14年度に実施した調査では、鈴鹿東縁断層帯において約3,000年前に大地震を引き起こす活動があった。この断層帯が活動すると、断層の近くでは強い揺れによって建物などが倒壊し、山沿いの斜面や台地のへりでは、崖崩れや落石などの斜面災害が発生する可能性がある。山間地では、斜面災害によって道路が寸断され、孤立する集落が生じる可能性もある。平地部でも道路の盛土などが崩れ、路面に段差などができる可能性がある。また、断層の近くの地域で、地表地震断層が地表に現れると、道路の路面に車両が通行できない程度の段差が生じる可能性があるとされている。

断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定され、その際、断層の西側が東側に対して相対的に3～4m程度高まるずれや撓みが生じる可能性がある（「三重の活断層」平成24年3月、三重県より抜粋）。

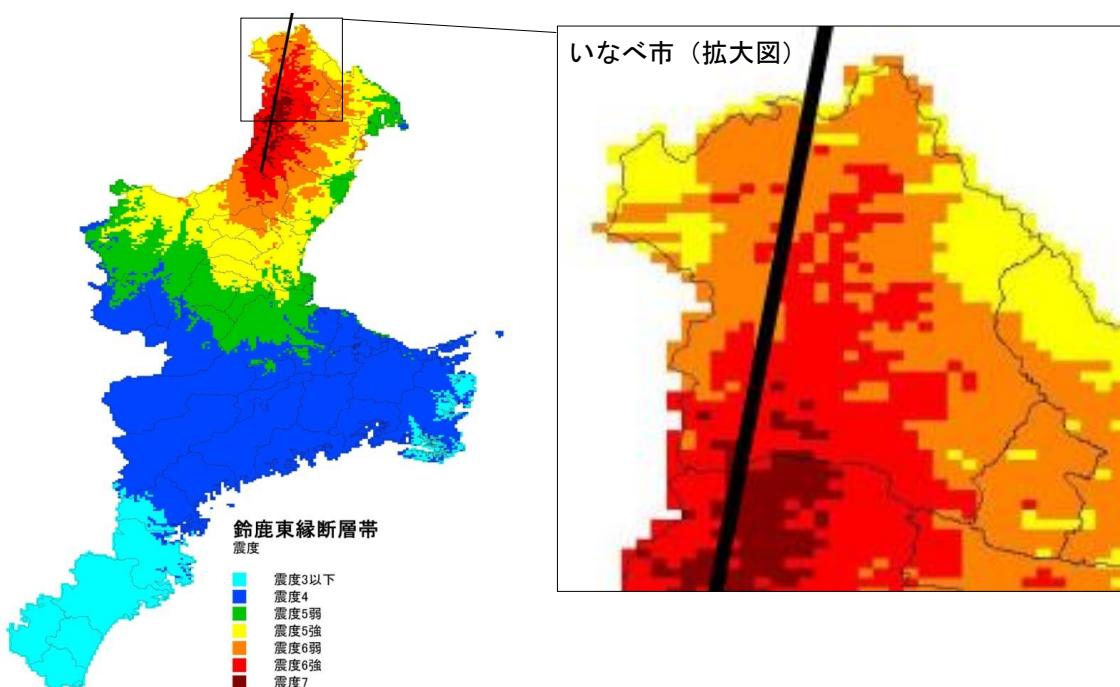
なお、平成17年度の三重県による調査結果によると、鈴鹿東縁断層帯で地震が発生した場合、いなべ市においては南部を中心に震度7～震度6強の強い揺れが広範囲で予測されている。



鈴鹿東縁断層帯の位置図

出典)「三重の活断層」

鈴鹿東縁断層帯での地震による震度予測図



第3項 リスク予測結果

1 人的被害（死者）

養老-桑名-四日市断層帯の地震では、主に建物倒壊による約 200 人の死者数が予測されている。一方、布引山地東縁断層帯（東部）や頓宮断層では、死者数はわずかとされている。

平成 17 年度による調査に基づく鈴鹿東縁断層帯での地震では、約 10 人の死者数が予測されている。

	死者数（冬・深夜の発災ケース）					合計	
	建物倒壊		急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		
	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）						
養老-桑名-四日市断層帯	約 200	約 10	-	-	-	約 200	
布引山地東縁断層帯（東部）	-	-	-	-	-	-	
頓宮断層	-	-	-	-	-	-	
鈴鹿東縁断層帯 「三重県地域防災計画被害想定調査」（平成 18 年 3 月、三重県）による結果	死者数 10 人、負傷者数 15 人、避難者数 223 人						

- : わずか（5 未満）

2 建物被害

養老-桑名-四日市断層帯の地震では、揺れ等による全壊・焼失棟数が約 4,500 棟と予測されている。一方、布引山地東縁断層帯（東部）では約 30 棟、頓宮断層では約 10 棟とされている。

平成 17 年度による調査に基づく鈴鹿東縁断層帯での地震では、552 棟の全壊・焼失棟数が予測されている。

	全壊・焼失棟数（冬・夕の発災ケース）				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
養老-桑名-四日市断層帯	約 4,400	約 10	約 10	約 50	約 4,500
布引山地東縁断層帯（東部）	約 10	-	約 10	-	約 30
頓宮断層	-	-	-	-	約 10
鈴鹿東縁断層帯 「三重県地域防災計画被害想定調査」（平成 18 年 3 月、三重県）による結果	220	133	69	130	552

- : わずか（5 未満）

第3節 地震に関する調査研究の推進

第1項 基本的な考え方

地震発生のメカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となる。

国の中防災会議が設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策についての最終報告では、「科学的知見の蓄積と活用」として、以下のとおり述べられている。

○地震等に関する理学分野での調査研究のみならず、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手

法等に関する工学分野の調査研究、過去に発生した地震の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野の調査研究等、相互の連携を図りながら、防災対策の観点で研究を推進する仕組を検討する必要がある。

○緊急地震速報については、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、地方公共団体を含め関係機関で観測データの共有を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める必要がある。

○安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、宅地造成地の地盤強化対策、建物等の不燃化技術、被災時の通電による出火防止技術、ガス供給設備のガス漏洩防止技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及、早期復旧技術の開発についても推進する必要がある。

防災関係機関は、相互に連携協力しながら各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震対策に取り込み、充実を図る。

本市では、具体的に以下の地震に関する調査研究を実施していく。

- (1) 地震時の地盤性状に関する調査研究
- (2) 建築物、土木構造物等の耐震性に関する調査研究
- (3) 地震時のライフラインの影響に関する調査研究
- (4) 公共施設の耐震性に関する調査研究
- (5) 地震に伴う社会心理に関する研究
- (6) 人的被害及び避難に関する研究
- (7) その他地震防災に関する研究

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域の防災対策の促進

【主担当部】

総務対策部・教育対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 家族3日分以上の食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認など、市民が地震からわが身を守るために備えが十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ほとんどの市民が、地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後1週間以上を生き延びるための自助の備えと訓練・避難対策に取り組み、被害を最小限に抑えられる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	自治会等地域コミュニティ	(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施
	市民	(1) 市民に対する普及計画

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域住民	(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 (2) 地震避難計画づくりの推進及び避難訓練の実践
防災活動に取り組むNPO等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	市民	(1) 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 家族防災会議の開催 (2) “揺れから命を守るため”的防災対策の推進 (3) “発災後1週間生き延びるため”的防災対策の推進 (4) “被災後の生活再建のため”的防災対策の推進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

ア 地域独自の防災訓練実施等への支援

イ 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

ウ 地域の実情に応じた避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援

2 市民に対する普及計画

市民が地震防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレットや防災ガイドブック等の配布、各種防災イベント・訓練への参加、地震体験車・防災啓発車の体験呼びかけとともに、報道機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努めるものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

また、防災知識の普及にあたっては、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮するものとする。さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

(1) 一般的な啓発

- ア 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 南海トラフ地震臨時情報基づきとられる措置の内容
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- サ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識

(2) 普及の方法

- ア 講演会、研修会の実施
- イ 広報誌による掲載
- ウ 防災ガイドブックの配布
- エ ハザードマップの配布
- オ 防災映像の貸出し

(3) 相談窓口等

市はそれぞれの部課において所轄する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

3 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生時に関する知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

(1) 普及計画

- ア 学級活動、ホームルーム等教育活動全体を通じての災害の基礎的な知識の習得
- イ 通学路の点検及び地域の情報の収集方法、児童等に対する安全指導等を含めた指導計画の樹立
- ウ 応急手当習得のための講習会の開催

(2) 防災訓練

児童等及び教職員、保育士等の防災意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ適切な避難行動をとるための防災訓練を実施する。訓練には、PTAの参加を促進する。

4 職員に対する防災教育

市職員、教職員、保育士等、指揮をとる立場にある職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう、各部署は所掌事務に応じた災害対応マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 個人備蓄の推進

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を1週間分以上、個人において備蓄しておくよう、市民に広報していくものとする。また、市の備蓄計画についても広報を行い、周知を図る。

6 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図るよう指導、支援する。

7 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業者に対して防災教育を積極的に実施していくことが必要であり、市は普及活動の支援に努める。また、発災後も企業の重要業務を継続させるための「事業継続計画（BCP）」策定を促進する。

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力に努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

市民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、市民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努める。

■市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、市民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に市民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■市民が実施する対策

1 家族防災会議の開催

家族で地震の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るために自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族防災会議における「防災ノート」の活用に努める。

2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震対策の基本となる揺れから確実に命を守るために防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有する管理者は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3 “発災後1週間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、1週間分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るために備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

第2節 防災人材の育成・活用

【主担当部】

- ・総務対策部、情報対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。

【この計画がめざす状態】

- ・女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むNPO等	(1) NPO等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性を対象とした防災講座を開催するとともに、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。

また、育成した人材が情報交換ができるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行うとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

県や市が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

(2) 地域住民の先頭に立つ防災リーダーの育成

地域の先頭に立って防災活動に取り組むリーダーの育成に努めるとともに、各地域で消防団への参加を促すものとする。

2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

ア 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

イ 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2) 構成員に対する教育・啓発

県や市の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■市民が実施する対策

1 県・市の防災人材育成事業等への参画

市民は県や市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

【主担当部】

- ・総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・自主防災組織や消防団の活動状況にはばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対して、要配慮者対策などの課題がある。

【この計画がめざす状態】

- ・大規模地震発生時に「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位で自主防災組織の結成を促進するとともに育成・強化を推進する。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	市民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体、地域住民	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主防災組織の現状

市内の自主防災組織のカバー率は、全体で62%であり、組織率100%を目指し、指導・支援していくものとする。

2 地域住民（自主防災組織）を対象とする対策

- (1) 自主防災組織には、市の地域防災計画との連携を保った地区防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
- (2) 自主防災組織への女性の参加促進など組織を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。
- (3) 組織体制

自主防災組織は、地域住民の基礎的な組織である自治会単位を基本とする。

災害時の自主防災活動の体制としては、基本的には情報収集班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等とする。

(4) 活動計画に定める事項

自主防災組織の平常時と災害時における活動計画は、以下の項目について定めるものとする。

状況区分		活動項目
平常時における活動		<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及 ・防災予防計画の策定 ・組織の編成及び任務分担 ・自主防災訓練の実施 ・資機材等の点検、整備
東海地震の予知関連	東海地震注意情報発表時に実施が必要となる事項（避難準備情報発表時）	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の把握 ・適切な避難（要配慮者等）
	東海地震警戒宣言発令時に実施が必要となる事項 ※平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね右の事項が実施できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の把握 ・火災予防措置 ・非常時持出品の準備 ・適切な避難及び避難生活 ・自動車の運転の自粛
災害時における活動		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対する情報の伝達 ・火災発生時における初期消火 ・被災者の救出・救護 ・要配慮者の避難誘導 ・他の防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

(5) 平常時の具体的な活動指針

項目	活動方針の具体的な内容
防災知識の学習	正しい防災知識を一人一人がもつよう、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な内容は、南海トラフ地震、東海地震等の知識・情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。
計画的な防災活動	自主防災組織の活動について定期的に十分話し合う機会を設け、地域の危険度を確認し、それぞれの地域に合った実践的な防災活動について検討を重ねる。同時に、防災点検の日を設けるなどして、家庭と地域を結びつけた防災活動を計画的に実施する。 また、地域内の要配慮者への対応に当たっては、個人情報保護の観点から、要配慮者及びその世帯主等の意見を尊重し、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携により、地域の実情にあった対応に努める。
自主防災組織の地区防災計画の作成	地区防災計画を支援し、策定地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ地区防災計画書などに定めておく。
防災訓練の実施	総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、事業所等の防災組織、市、消防団、防災関係機関等と有機的な連携をもって行う。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達の訓練 ・出火防止及び初期消火の訓練 ・避難訓練 ・救出及び救護の訓練 ・炊き出し訓練
地域内他の組織との連携	地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(6) 自主防災組織への支援

- ア 自主防災組織の活動に必要な資機材の整備について助成を行う。
- イ 自主防災組織の育成、活性化を図るため、各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、県と連携して研修会等を開催し、災害時に中心的な役割を担う防災リーダーを育成する。

(7) 個別指導・助言

自主防災組織の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、組織編成や活動内容に関する相談を受け、活動に対する指導・助言を行う。また、整備されていない地域については、自治会長会を通じて組織づくりを啓発していく。

(8) 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対して、できるだけ多くの住民が参加できるよう、啓発活動や啓発パンフレットを活用し、地域の連帯感の醸成に努める。

(9) 消防団との連携

自主防災組織と消防団の間で災害時の対策について、平常時から連携するよう推進し、災害時に協働して活動が行えるよう指導するものとする。

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の消防組織については、災害を考慮した防災活動強化を図るとともに、各事業所において、防火管理者を中心に防災組織づくりを行い、資機材の整備、訓練の実施、自主的な防災体制の整備を図る。また、危険物施設において自衛消防組織が義務づけられている事業所においては、関係法令に従って自主防災体制の整備を図る。

4 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

5 市民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催への参加、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、市消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(2) 地域防災力の充実強化

「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」にもとづき、事業者や公務員、大学等と消防団活動において協力・連携を図る。

また、教育訓練の標準化により消防団活動の質的向上に努めるとともに、地域の自主防災組織等に対して教育訓練の指導的な役割を果たすものとする。

■市民が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するよう努める。

(1) 地域の防災力を高めるため自主防災組織を結成し、平常時から訓練等の実施に努める。また、自主防災組織の結成にあたっては、住民の日常生活上、基礎的な地域として一体性を有し、かつ住民の連帯感が得られる程度の規模（自治会等）とする。

(2) 事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、震災を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努める。

第4節 ボランティア活動の促進

【主担当部】

- ・総務対策部、福祉対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、市内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各自の力を十分に發揮できる状態はない。

【この計画がめざす状態】

- ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援する。
- ・行政、ボランティア関係機関、災害ボランティア・グループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
企業	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、市及び関係団体とボランティア間の情報共有が求められる。そのため平常時においても情報を共有する場が必要であり、ボランティアの活動情報を活用し、ボランティア活動の促進を図る。

また、組織化されていないボランティアの活用や受け入れ側の体制整備が重要であることから、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制整備など、災害時の具体的な対応マニュアルを策定して、市及び防災関係機関等の体制づくりを推進する。

(2) ボランティアの受入にかかる協力関係・連携体制の構築

市等の災害ボランティアセンター等の市域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

特に、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、市民活動団体等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害ボランティア間のネットワーク化を支援する。

一般ボランティアとの連携体制の整備も重要であり、県や関係各団体、機関と連携し、ボランティアに関する普及啓発を行い、市民に積極的な活動参加を図るとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録など、体制の整備に努める。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

ア 災害ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成・研修等を行い、

組織化を促進する。

イ 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

2 NPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 市民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、市民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

4 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

(1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達

(2) 炊出し、その他の災害救助活動

(3) 高齢者介護、看護補助

(4) 清掃及び防疫

(5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

(6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

(7) 災害応急対策事務の補助

(8) アマチュア無線

(9) その他

■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- (1) 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- (2) 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

2 市等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

市等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受け入れにあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■市民や企業が実施する対策

1 企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 市民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

【主担当部】

・情報対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・企業・事業所の事業継続計画（B C P）の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。

【この計画がめざす状態】

- ・企業・事業所の事業継続計画（B C P）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成支援 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
企業・事業所	市(自主防災組織、自治会等)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（B C P）の作成を支援する。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難者の受入や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<ライフライン事業者が実施する対策>

1 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■ 企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（B C P）の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

(1) 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。

(2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- (1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- (2) 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難者の受入や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力をを行い、防災力診断やB C P作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■自主防災組織、自治会等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

【主担当部】

- ・教育対策部、福祉対策部、健康こども部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・学校における書棚や備品固定等の耐震対策や、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。また、保育園における防災対策についても同様の状況にある。

【この計画がめざす状態】

- ・すべての学校や園などにおいて必要な耐震対策がなされ、児童生徒等、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災啓発が図られている。



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	公立小中学校	(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (3) 学校施設の安全点検 (4) 児童生徒等の安全確保
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
	公立保育園 公立子育て支援センター	(1) 施設内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (3) 施設の安全点検 (4) 園児及び利用者等の安全確保
	児童福祉施設等	(1) 児童福祉施設等の防災対策の推進
	民間の保育園・児童福祉施設等の管理者	(1) 民間の保育園・児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■市(公立小中学校等)が実施する対策

1 公立小中学校や児童生徒等、教職員を対象とした対策

(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。また、東日本大震災の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(2) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を行い、必要な補修を行う。

(4) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(5) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

(6) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(7) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 公立小中学校所在地域及び市民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行っておく。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立保育園等の児童福祉施設については、公立小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

■県立学校、民間の保育園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

1 民間の保育園・児童福祉施設等の防災対策の推進

公立小中学校・保育園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

2 県立学校いなべ総合学園高等学校の防災対策の推進

公立小中学校に準じた防災対策を講じるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

【主担当部】

・総務対策部、市民対策部、福祉対策部、農林商工対策部、教育対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。

【この計画がめざす状態】

- ・避難場所等の整備が進み、迅速な避難活動ができる。また、地域において避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、要配慮者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難の三類型の発令と住民に求める行動 (4) 避難指示基準の策定等 (5) 避難誘導対策 (6) 避難所運営対策 (7) 要配慮者対策 (8) 観光客、帰宅困難者等対策 (9) 孤立地域対策 (10) ペット対策

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織等	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民	(1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など (3) ペット対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、地震や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

また、指定避難所の指定にあたっては、その適切性を浸水予測図等で確認する。

指定緊急避難場所と指定避難所の指定基準及び相互の関係は、次に示すとおりである。

	指定緊急避難場所 (基本法第49条の4)	指定避難所 (基本法第49条の7)
定義	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を受け入れる適切な規模 ・耐震性がある ・想定される水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある 	以下の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できること ・想定される災害の影響が比較的少ない ・車両などによる輸送が比較的容易 <p>(福祉避難所の場合)</p> 上記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている ・要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備される ・主として要配慮者を受け入れるための居室が可能な限り確保される
指定	災害種ごとに市長が指定	災害種を限らず市長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

指定緊急避難場所一覧

避 難 場 所	所 在 地
北勢中学校	いなべ市北勢町阿下喜 2480
阿下喜小学校	いなべ市北勢町阿下喜 2562 番地 1
いなべ市役所駐車場	いなべ市北勢町阿下喜 40 番地
田辺農業振興センター	いなべ市北勢町田辺 745 番地 2
川原多目的集会所	いなべ市北勢町川原 916 番地
治田小学校	いなべ市北勢町東村 30-1
山郷小学校	いなべ市北勢町大辻新田 276
員弁西小学校	いなべ市員弁町笠田新田 607
員弁中学校	いなべ市員弁町大泉新田 1739
員弁東小学校	いなべ市員弁町大泉 1201
員弁運動公園体育館	いなべ市員弁町楚原 936
市之原公民館	いなべ市員弁町市之原 1178
大安中学校	いなべ市大安町石榑東 2977
石榑小学校	いなべ市大安町石榑南 611
丹生川小学校	いなべ市大安町丹生川中 1189
三里小学校	いなべ市大安町平塚 1247
藤原文化センター	いなべ市藤原町市場 493-1
藤原中学校	いなべ市藤原町市場 491
旧東藤原小学校	いなべ市藤原町石川 989
農業公園梅林公園直売所	いなべ市藤原町鼎 342
ふじわら保育園	いなべ市藤原町川合 770
いなべ市防災拠点	いなべ市北勢町阿下喜 86-1

指定避難所一覧

避 難 所	所 在 地
北勢中学校	いなべ市北勢町阿下喜 2480
阿下喜小学校	いなべ市北勢町阿下喜 2562-1
治田小学校	いなべ市北勢町東村 30-1
山郷小学校	いなべ市北勢町大辻新田 276
員弁西小学校	いなべ市員弁町笠田新田 607
員弁中学校	いなべ市員弁町大泉新田 1739
員弁運動公園体育館	いなべ市員弁町楚原 936
員弁東小学校	いなべ市員弁町大泉 1201
市之原公民館	いなべ市員弁町市之原 1178
大安中学校	いなべ市大安町石榑東 2977
石榑小学校	いなべ市大安町石榑南 611
丹生川小学校	いなべ市大安町丹生川中 1189
三里小学校	いなべ市大安町平塚 1247
笠間小学校	いなべ市大安町門前 561

藤原文化センター	いなべ市藤原町市場 493-1
藤原中学校	いなべ市藤原町市場 491
旧東藤原小学校	いなべ市藤原町石川 989
旧立田小学校	いなべ市藤原町古田 1618
農業公園梅林公園直売所	いなべ市藤原町鼎 717
ふじわら高齢者生活支援センターいこい	いなべ市藤原町川合 790
ふじわら保育園	いなべ市藤原町川合 770
田辺農業振興センター	いなべ市北勢町田辺 745-2
川原多目的集会所	いなべ市北勢町川原 916

※福祉避難所については、資料編に掲載

(3) 避難の発令と住民に求める行動

避難情報には2種類あり、それぞれが発令される状況と住民に求める行動は、次に示すとおりとする。

避難指示等一覧

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(4) 避難指示基準の策定等

避難の指示を行う場合、地震の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

ア 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

イ 収容避難

地震、地震災害等により家屋が全壊、半壊し、生活の拠点を失った場合。

ウ 指示の伝達体制の整備

急を要するため、エフエム放送、広報車、緊急速報メール(エリアメール等)、メール配信システム等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(5) 避難の実施及び順序

ア 避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を使用して行うものとし、作成していない場合は社会福祉等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

イ 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は車両等によって行う。

ウ 避難者の大規模移送

大規模な避難者の移送を要し市において措置できないときは、県災害対策本部に移送の要請をする。

また、事態が緊迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

エ 携行品の制限

避難誘導者は避難者に避難にあたっての携行品を必要最小限にするよう指示するなど円滑な避難がなされるよう指導する。

(6) 広域避難の実施

災害発生に伴い、避難者からの避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため、当該避難者を一定期間他の市町村に滞在させる必要があるときは、その受け入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受け入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

避難にあたっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力を要請しておく。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

(6) 避難所運営対策

地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

また、ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(7) 要配慮者対策

地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

なお、避難行動要支援者名簿については、以下のとおり整備を進めるものとする。

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

区分	要件	
高齢者等	一人暮らし高齢者	<p>在宅の75歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者</p> <p>(2) 老人ホーム等の施設に入所していない者</p> <p>(3) 常時居住している家屋に同居者がいない者</p> <p>※日中、独居高齢者については対象外</p>
	高齢者世帯	75歳以上の世帯
	要介護高齢者等	介護保険の要介護1以上の者で、在宅で生活する者
障がい者	身体障がい者	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である身体障がい者又は聴覚障がい者であつて、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者</p> <p>(2) 福祉施設等に入所していない者</p>

	知的障がい者	昭和 48 年 9 月 27 日付厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」第 2 に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃額区分が第 1 種である知的障がい者であって、次の各号いずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 福祉施設等に入所していない者
	精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が 1 級であって、次の各号いずれにも該当する者をいう。 (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 福祉施設等に入所していない者
その他	その他必要と認められる者	上記に準ずる者で、市長が必要と認めた者

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手は、災害時避難行動要支援者制度や「いなべ市 災害時避難行動要支援者支援計画」に基づき、個人情報保護に配慮しつつ所定の手続きによって行うものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は基本法第 49 条の 11 第 2 項及びいなべ市災害時避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例に基づき、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。避難行動要支援者登録名簿に記載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は市関係課、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、いなべ警察署、消防署、消防団、自治会、自主防災組織、福祉委員会とする。

これらの名簿情報は施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、登録者名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

オ 避難支援体制の整備

避難支援等関係者、介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者は安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める（避難行動要支援者制度における「避難支援者」と「地域支援者」に相当）。

カ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報が適切に取り扱われるよう研修を実施し、必要に応じて報告させるものとする。

また、受領書だけではなく、確認書についても提出を求め、万が一不適切な取扱いが凍止められた場合においては直ちに提供を中止し、名簿情報の利用の中止、返還、廃棄その他必要な措置を命ずるとともに、当該避難支援等関係者の氏名及び住所を公表することができる。

キ 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難指示を行った場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広

報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。

ク 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(8) 観光客、帰宅困難者等対策

地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

特に、市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を進め、観光関連事業者等による避難誘導体制を検討する。

(9) 孤立地域対策

本市における災害時の孤立地域の予測は9箇所あり（表）、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておくものとする。

旧町名	集落	世帯数 (令和3年4月1日時点)
北勢町	川原	203
	千司久連新田	5
	二之瀬	57
	小原一色	59
	東貝野	126
	北中津原	99
	鼓	50
藤原町	古田	76
	篠立	156

ア 通信手段の確保

通信手段については、電話、アマチュア無線を有効に利用するほか、孤立予想地区の自主防災リーダーに対し、移動系無線など双方向可能な通信手段を講じていくなど、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

イ 避難

孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

また、土砂災害による二次災害の恐れやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地域内で生活が困難な場合は、地域全員の集団避難を指示する。その場合は、ヘリコプターなどの避難手段を確保する。なお、集団避難を完了した後は、防犯対策等のため、必要に応じてパトロールを実施する。

ウ 備蓄

備蓄については、孤立地域内での生活が維持できるように、住民や自主防災組織に対し、食料品等の備蓄を指導促進に努める。集団避難の完了あるいは道路の復旧などにより孤立状態が解消するまでの間は、飲料水・食料・生活物資不足に備え、備蓄品の確保を行う。地域住民は食料品等を相互に融通しあい、救援物資が到着するまでの間、炊き出し等を行い、できる限り地域内で自活することを考慮しておく。

食料品、物資等が不足する場合は、地域住民の生活維持のため、ヘリコプター等の手段による飲料水、食料品、生活必需品等の搬送を実施する。

エ 輸送路の緊急復旧

地域の建設事業者の協力を得て、応急工事に着手し早期復旧に努める。

(10) 避難所外避難者対策

車中泊や軒先避難等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

■自主防災組織や関係施設等が実施する対策

1 自主防災組織等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

市が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2 要配慮者関連施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市の福祉避難所の指定に協力する。

3 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

4 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■市民が実施する対策

1 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

2 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

また、避難所への避難時はゲージや食料を持って避難を行うよう努める

第3章 地震に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

【主担当部】

- ・情報対策部、建設対策部、各施設等管理者

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・防災上重要な公共施設については、高レベルの地震動でも人命等に重大な影響を生じさせることのない耐震性が求められているが、対策が追いついていない。また、発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ・防災上重要な公共施設における耐震化等の対策が進み、どの時間に地震が発生しても、揺れによる負傷者を出さず、公共施設の機能を維持できるよう整備されている。また、応急仮設住宅の調査・調達・供給体制が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	住民等	(1) 建築物の耐震化 (2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成 (3) 応急仮設住宅供給体制の整備
その他の防災関係機関		(1) 各機関の建築物の耐震化の促進

第3項 対策

■市が実施する対策

庁舎、学校、公民館等の防災基幹施設は、災害時においては応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難施設としての利用も想定できるため、これら防災上重要な公共施設の耐震性を強化する。また、庁舎や病院等の施設は、耐震、浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えて自家発電設備、無停電電源装置等の整備を進める。

1 建築物等の耐震化

(1) 市及び防災関係機関の建築物

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設の耐震性の確保を図る必要があることから、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、耐震化計画に基づき、地震防災上必要な改築又は補強を実施していくものとする。

ア 防災上最も重要とされる各庁舎

イ 救護所や避難場所となる病院、保健センター、社会福祉施設、学校

ウ その他市有施設については、順次、耐震性の確保を図っていくものとする。

(2) 一般建築物

病院、社会福祉施設、学校等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅についても、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。特に、昭和56年以前に建築された木造住宅の居住者に対して、耐震診断、耐震補強設計、耐震補強、耐震シェルター設置の補助を啓発、推進するとともに市民に対し、住宅の耐震化の普及啓発にも努めるものとする。

(3) ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

2 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県及び関係団体と連携し、県が実施する建築士等を対象とした判定士養成講習会の参加を促し、判定士の養成に努める。

また、市の判定実施本部及び災対本部並びに県の判定支援本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした宅地判定士養成講習会の参加を促し、宅地判定士の養成に努める。

(3) 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制の整備

判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について県や他の市と緊密な連携を取るとともに、体制整備に努め、震災時には必要に応じて判定士の派遣を県に要請する。

3 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 各機関の建築物の耐震化の促進

「<市が実施する対策> 1 (1) 市及び防災関係機関の建築物」に準ずる。

第2節 火災予防対策の推進

【主担当部】

・総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・旧耐震基準の木造建築物の多い地域がある中で、地震発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止の対策が不十分である。

【この計画がめざす状態】

- ・地震発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止の対策が徹底されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	住民、自主防災組織等	(1) 火災予防対策の指導 (2) 自主防災組織の育成強化
その他の防災関係機関		(1) 消防力の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

<消防機関が実施する対策>

1 火災予防対策の指導

- (1) 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高いことから、常に地域環境の変化を把握し、立入検査を計画的に行うとともに、施設の管理者に対し消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導する。
立入検査に際しては、施設の管理権限者に対して、以下の事項を把握しておくよう指導する。
ア 建築構造物等の状況
イ 防火管理体制の状況
ウ 消防計画の作成及び当該計画に基づく訓練状況
エ 防災対象物品の使用状況
オ 火を使用する設備、器具等の維持管理状況
カ 消防用設備等の設置、維持管理状況
- (2) 市民に対する地震防災思想の普及に努め、特に、地震発時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取り扱いを指導する。
- (3) 消防法で規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育の実施や火災・延焼を防止するための対策を講じるよう指導する。
- (4) 建築物の不燃化を促進するため、次の施策の推進を図る。
ア 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策
イ 消防法第7条の規定による消防同意制度の効果的な運用
ウ 高層建築物、旅館等の防火対象物においては、消防法第8条の3に規定する防炎物品を使用

2 消防力の整備

地震による被害の防止または軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

- (1) 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止、または軽減に必要な資機材の整備を推進する。
- (2) 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。
- (3) 消防団員の確保には青年層、女性層の参加を促進していくとともに、将来、防災を担う児童・生徒への啓発に努めるものとする。

3 自主防災組織の育成強化

震災時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、市民による消火活動が重要である。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

■自主防災組織が実施する対策

1 消防団や消防機関と連携した防災訓練の実施

大規模火災においては、消防機関による対応が行われるまでの間、自主防災組織が初期消火や要配慮者の避難誘導等を行うことが想定され、その役割が期待されている。そのため、防災訓練等を通じて日頃から消防団や消防機関との連携協力に努めるものとする。

第3節 公共施設等の防災対策の推進

【主担当部】

- ・建設対策部、農林商工対策部、総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・道路、河川にかかる公共施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が十分でなく、地震災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じるおそれがある。

【この計画がめざす状態】

- ・市内のどの地域においても、地震災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、河川にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 河川の防災・減災対策
その他の防災関係機関	市民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 河川の防災・減災対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路の防災・減災対策

(1) 道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、道路整備方針に基づき主要道路の整備を促進するとともに、それらにアクセスする道路などの整備の推進を図る。

(2) 計画的な維持管理対策

大災害により発生が予想される道路の損壊として、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯・埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、歩道橋を含む橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定されることから、対策の必要な道路や落石等変状が発生した危険箇所について、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的な維持管理対策を実施する。

落石等のおそれがある危険箇所が存在する道路については、防護壁、防護網等の設置工事を実施し、災害の防止に努めるものとする。なお、人家の密集地区においては、できるだけ複数の道路を確保すると共に、強度等に問題のある橋梁についてはより強固なものにするよう努めるものとする。

(3) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路等）、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等への周知を図る。また、信号機、道路情報掲示板等の道路交通関連施設の耐震性を確保するとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。

本市においては、東海環状自動車道の整備を促進し、災害時の緊急輸送路や緊急輸送路と市内の中心的防災拠点を結ぶ幹線道路の整備とともに、市中心部と各支所とを結ぶ幹線道路について

の整備を国・県と連携して促進するものとする。

2 河川の防災・減災対策

(1) 河川管理施設の地震対策

河川改修にあわせた堤防等の耐震対策を実施する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 道路の防災・減災対策（道路管理者）

「<市が実施する対策> 1 道路の防災・減災対策」に準ずる。

2 河川の防災・減災対策（河川管理者）

「<市が実施する対策> 2 河川の防災・減災対策」に準ずる。

第4節 危険物施設等の防災対策の推進

【主担当部】

- ・総務対策部、市民対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・危険物施設等の地震対策について、揺れ対策については法令に基づく耐震化等の取組が進められているが、二次災害の防止などの課題がある。

【この計画がめざす状態】

- ・危険物施設等について耐震性が確保され、被害を最小限にとどめるための対策や二次災害を防止するための具体的な対策が講じられている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市(消防機関)	危険物施設を管理する事業者	(1) 危険物施設等の現況把握 (2) 指導の強化 (3) 保安教育の実施 (4) LPガス災害予防対策 (5) 毒物劇物災害予防対策

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
危険物施設、高压ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化の強化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■市が実施する対策

<消防機関が実施する対策>

1 危険物施設等の現況把握

市内には、危険物施設が多数存在する。これら施設には消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

2 指導の強化

消防法、高压ガス保安法等の関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理及び管理監督者に対する指導を強化する。

施設の耐震化や施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

3 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して、講習会、研修会を実施する。

4 LPガス災害予防対策

防災関係機関、LPガス販売事業者及び取扱者（以下「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

(1) 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、市民の安全対策の推進を図る。

(2) ガス消費者に対する啓発

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

5 毒物劇物災害予防対策

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、次の対策を講じるとともに、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者の指導を強化する。

- (1) 毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等の把握及びこれらのデータベース化
- (2) 毒物劇物使用・保有施設の危険防止規定（事故処理マニュアル）の策定及び指導
- (3) 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会の実施

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

1 施設の耐震化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化の促進に努める。

2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

4 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特殊性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

第5節 地盤災害防止対策の推進

【主担当部】

・建設対策部、農林商工対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、さらなる推進が求められている。

【この計画がめざす状態】

- ・地盤災害の対策に資する事業が着実に進められ、発生した場合に特に大きな人的被害をもたらす可能性が高い地盤災害への対策が適切に講じられている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 土砂災害対策 (2) 土砂災害警戒区域等における避難体制の構築 (3) 宅地災害の防止 (4) ため池改修事業 (5) 液状化対策 (6) 県の土砂災害防止事業への連携協力

第3項 対策

■市が実施する対策

地震による土石流、地すべり、がけ崩れ、液状化、宅地災害等の災害が発生しないよう、地震防災上必要な施設等の整備に努める。

1 土砂災害対策

(1) 砂防事業

市内には土砂災害危険箇所が分布しており、土石流防止対策としては、県と連携して危険渓流を把握するとともに、砂防堰堤の設置等の工事を実施するほか、土石流危険渓流の箇所表示及び避難体制の技術指導を講ずるものとする。

(2) 地すべり防止事業

地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるため、地形及び地質調査を慎重に行った上で県と連携して適切な防災工事の実施を促進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

市内における急傾斜地で、被害を及ぼすおそれのある地域は緊急度の高いところから県と連携して順次防止工事を実施する。

2 土砂災害警戒区域等における避難体制の構築

土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努めるものとする。

なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊のおそれなどがある、主として次の区域。

ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

このほか、土石流の発生のおそれのある渓流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域、及び地滑り区域と地滑り区域下端から地滑り地塊の長さに相当する距離の範囲内の区域も該当する。

(2) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、次の制限等がある。

ア 特定の開発行為に対する許可制

イ 建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

また、高齢者等の要配慮者の利用する施設が警戒区域内にある場合は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めておく。

3 宅地災害の防止

(1) 計画方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の地域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、県が審査のうえ許可及び完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生する恐れがある場合には、勧告・改善報告命令などの措置を行うため、県に協力する。

(3) 事業計画

ア 宅地防災月間

地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が定めた宅地防災月間（5月）には開発施行区域を中心に県と連携して巡回を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して市民へのPRに努める。

イ 危険区域住宅移転事業の推進

土砂災害警戒区域又は、建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

4 ため池改修事業

市内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、江戸時代以前に築造されたものが多く、老朽化が著しく、決壊の危険性を有していることから、災害防止上、緊急度が高いため池から改修工事を実施する。

5 液状化対策

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、地盤の液状化危険度調査を実施するなど、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

6 県の土砂災害防止事業への連携協力

県土整備部や農林水産部は、砂防事業や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山事業、宅地災害の防止、液状化対策等を実施しており、これらの市内該当箇所について県と連携して円滑な事業の推進に努めるものとする。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

【主担当部】

- ・総務対策部、建設対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・大規模災害時の陸上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、広域支援を想定した検証が十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ・南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・救援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う 防災関係機関等	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

なお、防災上の拠点となる施設は以下のとおりである。

ア 第1次

- ① 桑名地域防災総合事務所（県桑名庁舎）
- ② 広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）

イ 第2次

- ① 市内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（いなべ市防災拠点倉庫、員弁運動公園倉庫）
- ② 道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）
- ③ 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（広域防災拠点施設及びヘリポート）
- ④ 救援活動等の拠点（警察署、消防署）
- ⑤ 医療活動の拠点（災害拠点病院）

ウ 第3次

- ① 鉄道輸送の拠点
- ② 広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

(2) 陸上輸送対策

ア 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会における緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

イ 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、国、県、周辺市町及び建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所の道路構造強化を進める。また、緊急輸送道路沿いの大規模建築物の耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

ウ 放置車両等の対策強化

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、必要に応じて、区間を指定して以下を実施する。

① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令

② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

また、道路啓開のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、必要に応じて、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。

(3) 航空輸送対策

ア 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図る。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<（一社）三重県トラック協会の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

ア 協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

ア 市が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

<その他協定締結事業者及び事業者団体の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

ア 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

- ア 協定における市と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
- イ 協定に基づき、災害時に市から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。
- ウ 市が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

【主担当部】

・総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・地震の規模や発生の時間帯によっては、必要な数の職員が確保できずに災害対策本部の立ち上げが遅れる可能性がある。また、大規模地震発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時及び発災後の混乱が予測される。

【この計画がめざす状態】

- ・どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、発災時の公的施設等の使途が明確に定められており、的確に災害対応にあたることができる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 市災対本部体制の整備 (3) 職員への防災教育・防災訓練の実施 (4) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	(1) 消防力の強化

第3項 対策

■市が実施する対策

<市(災害対策本部)を対象とした対策>

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄等

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要量の備蓄に努める。

また、三重県石油商業組合と連携し、発災後に石油類燃料が確保できるよう努める。

(3) 現地災害対策本部の整備

市本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い施設等を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、人員、備蓄物資を含めた体制を整備する。

(4) 本部と水道部庁舎との防災情報システムの活用

本庁舎と水道部庁舎での防災運営が必要となるため、相互の災害時通信や情報の共有化システム等について活用する。

2 市災対本部体制の整備

市及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、市災対本部体制等の整備を図る。

(1) 初動体制の整備

ア 動員計画の策定

震災時における職員の動員計画を定め、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について計画しておく。

イ 非常参集体制の整備

参集基準を明確にし、職員の非常招集体制の整備を図る。また、連絡手段や参集手段の確保のため、職員安否情報システムを整備する。

ウ 活動マニュアル等の整備

必要に応じて活動マニュアルの作成に努め、活動手順、使用資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連絡等の徹底を図る。

(2) 市災対本部・対策室等の整備

以下の点に留意して対策本部・対策室等の整備を行う。

ア 災害時に備えた自家発電設備及び電話・FAX・インターネット・衛星携帯電話の回線の確保

イ 市災対本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の構築

ウ 市民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、情報提供用のスペースを設置する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施

市職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

ア 地震に関する一般的な知識

イ 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 南海トラフ地震の注意情報に関する知識とそれに基づくとられる措置の内容

エ 南海トラフ臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識

カ 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策

キ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時行動マニュアルの内容検証

4 職員の防災対策の推進

職員は、「第1章 第1節 市民や地域の防災対策の促進」において市民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに市の災害対策要員に加わられるよう、平常時の備えを徹底する。

<消防機関を対象とした対策>

1 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防団員の充実・資質向上等

地域における消防防災の中核である消防団の充実及び資質の向上を図るとともに、消防団員の育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。また、県消防学校が行う消防団員を対象とした教育訓練への参加を支援する。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

【主担当部】

- ・総務対策部、情報対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・発災直後(特に夜間等)の市災対本部、県の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・どの時間帯に地震が発生しても、市災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、市、防災関係機関において整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 地震災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

イ 防災情報伝達システムの整備

有線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める(以下は主な伝達手段)。なお、通信施設の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

① コミュニティエフエム

② J-ALERT(全国瞬時警報システム)

③ インターネット

④ 携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信

⑤ テレビ、ラジオ

⑥ 広報車

⑦ 緊急速報メール(エリアメール等)

ウ GISの活用

ハザード情報や公共機関、医療機関、広域災害救急医療情報システム（EMIS）などの情報、及び災害応急体制時にも活用出来るような、市のGISへの防災情報の掲載など防災情報システムの構築を目指す。

エ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話(株)三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 非常通信確保のための点検

防災関係機関は、自家発電用設備等、移動無線、可搬型無線機の保守点検に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）—————

<通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

【主担当部】

・福祉対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・大地震の発生に対応できるような医療・救護体制が整っていない。



【この計画がめざす状態】

- ・南海トラフ地震等大規模地震災害発生時には医療救護需要が多量、広範囲に発生することが想定され、即応体制が要求されるため、対応できる応急医療体制並びに災害時に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備
	市民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■市が実施する対策

<災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策>

1 医療・救護体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の中から、あらかじめ候補地を選定しておくとともに、市民への周知を図っておくものとする。また、診療所をはじめとする民間医療機関の活用についても検討する。

ア 災害拠点病院（いなべ総合病院）、二次救急医療機関、診療所等

イ 公共施設及び空地

(2) 自主救護体制の確立

救護所の設置、救護班の編成、出動については一般社団法人いなべ医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておくものとする。なお、桑員地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

(3) 医療体制の整備

ア 災害現場におけるトリアージ体制の検討

大規模災害発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員や消防団員等によるトリアージが実施できるよう、県と連携して教育、研修体制の検討を行う。

イ 医療救護班の編成

医療救護班の編成については、第3部第3章第2節「医療・救護活動」に定めるところによる。

(4) 医療体制の整備

ア 地震災害時における医療機関相互の連携体制の整備

同時多発の人命救助、医療救護を可能とするため救護所におけるトリアージや適切な治療を受けられるよう、その負傷の程度に応じた医療機関への搬送など、医療機関相互連携体制の整備充実を図るよう努める。

また、災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

イ 負傷者の搬送

手術等をする負傷者を医療機関へ迅速に搬送するため、防災ヘリコプター、ドクターへリコプター等の有効活用を図る。

建物被害等により重傷者が発生した場合は、いなべ総合病院の協力を得るとともに、県を通じて防災ヘリコプター等による傷病者の救急搬送や災害医療派遣チーム（DMA T）の派遣要請を行う。

ウ 緊急時に即時対応できるよう、正確な治療情報システム化の促進を図るよう努める。

(5) 医薬品等の確保

ア 医薬品・衛生材料等の備蓄

災害直後の初動期に必要な医薬品・衛生材料等は、市内の医薬品卸売業者による流通備蓄や市の備蓄を強化することで対応を図る。

イ 医薬品・衛生材料等の調達・分配

市が調達協定を結んでいる医薬品卸売業者や市の備蓄で一時的に対応し、不足分については、県が備蓄している医薬品・衛生材料等の提供を要請する。また、救護所等で使用する医薬品の調達方法について、あらかじめ確認をする。

(6) 医療マンパワーの確保

一般社団法人いなべ医師会と連携するほか、潜在的な有資格者のうち協力可能な者の把握に努める。

(7) 施設内の耐震対策の推進

市内の病院において地震時の転倒防止のため、医療器具やロッカーなどの固定や非常用発電機の設置等を働きかけるとともに、民間医療機関においても施設内の耐震対策を働きかける。

(8) 医療・救護機能の確保

災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

市長は、あらかじめ医療施設の利用について、一般社団法人いなべ医師会等と十分協議し、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、一般社団法人いなべ医師会などとの関係機関の応援を要する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で綿密な協力体制を構築する。

＜市民を対象とした対策＞

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくように啓発する。

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

市の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

県の「医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

市の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■市民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

第4節 応援・受援体制の整備

【主担当部】

- ・総務対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・市外の地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ・市内に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備 (5) 広域的な応援・受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

特に、「桑員地域2市2町における危機発生時の相互応援」に関する協定により、食料・飲料水及び生活必需品や資機材の提供、避難所・傷病者の受け入れ、職員の派遣などにおいて、危機発生時の迅速かつ的確な対応がとれるよう体制の整備に努める。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき(東近江市との「危機発生時における相互応援に関する協定書」等)、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

市が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

(5) 広域的な応援・受援体制の整備

南海トラフ地震等の大規模災害においては、全国規模での救援や復旧活動等に対する応援・受援が必要なことから、平常時から広域防災を想定した体制の整備に努める。国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月）等を踏まえ、「緊急輸送ルート」「救助・救急、消火等」「医療」「物資」「燃料」に関する活動計画を県域や北勢地域で検討するものとする。

本市では東海環状自動車道の建設が進められており、今後、東海地方の中で物流等の活性化が見込まれている。また、広域防災拠点の観点から北勢地域は県全体を統括するエリアとされ、重要な位置を占めている。加えて、南海トラフ地震による沿岸部での津波被害に対して、本市はその内陸にあるため、津波避難者の受入先としての役割を果たす状況も考えられる。これらの点を踏まえた、広域的な応援・受援体制及び拠点の整備を進めることとする。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

大規模災害発生時においては、消防、警察、自衛隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の実働機関が効果的な活動を迅速に展開する必要があることから、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、部隊間の相互協力をを行うこととする。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を図る。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

【主担当部】

- ・総務対策部、農林商工対策部、福祉対策部、市民対策部、建設対策部、水道対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄及び調達計画、救援物資等の受入計画、並びにこれら物資の供給計画が未整備で、準備体制が十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ・南海トラフ地震等に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給にかかる計画が整備され、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄 (3) 孤立想定地域にかかる災害時用物資等の備蓄
	市民	(1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築
	市民	(1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	県・市	(1) 災害時用物資等の供給体制の構築 (2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築
地域		(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘査し、災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

(3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

(4) 備蓄の形態

災害時には、市民の生命、財産を保護するため行政の対応が求められるが、災害初期あるいは

混乱期は、その機能を十分に果たしえない場合が予想されるので、市民についても常日頃から個人及び地域の防災資機材等の確保を図っていくものとする。備蓄の形態は、自助、共助、公助の観点から以下の3つがあり、相互に補完し、災害への備えとする。

備蓄の形態	備蓄の内容	備蓄方法・施設等
個人備蓄	災害発生直後から1週間分以上の応急対策のための食料・飲料水・生活必需品・重要物品等	家庭内での備蓄
地域備蓄	自主防災組織等による地域における初期体制のための食料・生活必需品・資機材等	自主防災組織の倉庫などへの備蓄
市の備蓄	市全体の防災資機材の備蓄	いなべ市防災拠点倉庫 水道部防災倉庫 各避難所への備蓄

(5) 市防災備蓄倉庫の整備

市防災資機材の備蓄体制について、いなべ市防災拠点倉庫、各避難所を中心に整備する。
また、洪水、土砂災害などの観点から備蓄資機材の内容を検討し、整備を図る。
さらに、応援・受援体制の整備の観点から、拠点的施設の整備に努めるものとする。

(6) 保管・管理・点検責任者と点検時期

点検資材・機材等	点検責任者	点検時期
水防資材・機材	関係各部・総務部	毎年度4月9月
備蓄食料等	関係各部・総務部	〃
避難者用毛布	関係各部・福祉部	〃
防疫器具	関係各部・健康こども部	〃
応急給水資機材	水道部	〃
林野火災用資機材	農林商工部	〃

(7) 備蓄資材・機材の状況報告

点検責任者は、備蓄資機材の点検の都度、その現状を危機管理課を経て市長に報告する。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

ア 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

精米については、市内の卸売業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の把握を行っておく。

イ 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3 市民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

市民に対して各家庭における発災後1週間分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

一時避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策 ——

1 災害時用物資等等の供給体制の構築

市と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力に努める。

2 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

市と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力に努める。

■地域が実施する対策 ——

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

一時避難所や避難場所などの避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

■市民が実施する対策 ——

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後1週間分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

【主担当部】

・総務対策部、情報対策部、情報対策部、水道対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっている。

【この計画がめざす状態】

- ・ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策(活動)項目
市	(1) 上水道施設(市管理)を対象とした対策 (2) 下水道施設(市管理)を対象とした対策

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 上水道施設(市管理)等を対象とした対策

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の関係者等との連絡、協調に努める。水道施設や配水管の整備、また事業体間相互の連絡協力体制の強化に努めるものとする。

(1) 耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市の運搬給水への支援策として、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結）」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（H7.12.1 締結）」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

2 下水道施設(市管理)を対象とした対策

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 耐震性の強化

耐震性が低い施設において、優先度に応じ順次耐震化を図る。また、下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置を備えるなど災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

(3) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

<LPガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、耐震性機器の設置を促進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時

の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<三岐鉄道株式会社の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 施設の耐震性強化等

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での地震・津波対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

ア 地震・津波情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

浸水予想区域内にあっては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社・三岐鉄道株式会社）の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の乗客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での地震・津波対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

- ア 地震情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ウ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

浸水予想区域内にあっては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<三重県石油商業組合の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

ア 災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ア 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 協定に基づく体制の確立

(1) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- ア 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における市と組合との連絡体制の整備を図る。
- イ 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に市から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■市民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

市民は、地震によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

第7節 防災訓練の実施

【主担当部】

- ・総務対策部、各防災関係機関

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・図上訓練では、災害対策本部体制における任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。
- ・実動訓練では、発災後の様々な場面展開（発災後の被災者のニーズ変化など）を想定した訓練が実施できていない。

【この計画がめざす状態】

- ・図上訓練では、災対本部の機能が十分に発揮され、災害対応力が段階的に高められていく訓練を実施している。
- ・実動訓練では、市民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場面を想定して実施している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 市等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 多様な防災訓練の実施

地域の特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

市及び防災関係機関は、近隣市町等の防災関係機関と相互に連携して防災活動を行うため、災害に備え年1回以上の防災訓練を実施し、防災機能の向上を図るとともに、地域住民等の参加を求め、要配慮者対策を含めた広範な防災意識の高揚に努める。

ア 総合防災訓練

防災週間（8月30日～9月5日）中の防災の日（9月1日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）中の防災とボランティアの日（1月17日）並びに昭和東南海地震の日（12月7日）を中心に国、市、その他の防災関係機関及び地域住民等の協力により大規模地

震を想定した総合防災訓練を実施する。

イ 通信連絡訓練

災害時における防災活動を的確に行うためには、正確な情報を迅速に伝達、収集することが重要であるが、地震によって有線通信系が途絶したり無線通信設備に障害が生じることも予想されることから、各機関が所有する通信施設を活用し、円滑な通信の運用を確保するため訓練を実施する。

ウ その他の訓練

市及び防災関係機関は、災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の地震防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。自治会等を通じた防災訓練では、ブロック塹等の倒壊防止対策や避難路確保のための建築上の指導など、重要項目について積極的な指導を行うものとする。

(2) 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

(3) 防火防災訓練災害補償等共済制度

市が行う防災訓練に参加した市民に負傷者が発生した場合の救済措置として、防火防災訓練災害補償制度に加入しておくものとする。

(4) 県の防災訓練への協力・参画

市は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

■企業・事業者等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した訓練になるように工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 市等の防災訓練への協力・参画

市等が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■市民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

地域等の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練への参画に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するよう努める。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

【主担当部】

- ・市民対策部

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・現在の災害廃棄物処理計画は、地震被害等による広域的な大規模災害を想定した計画としては不十分である。

【この計画がめざす状態】

- ・南海トラフ地震の被害想定に基づき、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 災害廃棄物処理計画の策定 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の耐震対策等

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について定めるものとする。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市（桑名市）は県と必要な調整を行い、市は広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

市は、震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の耐震対策等

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から地震災害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第3部 発災後対策

		初期		中期		後期				
		発災後1時間以内		発災後3時間以内		発災後24時間以内				
				発災後3日以内		発災後1週間以内				
<p>災害 対策 本 部 機 能 の 確 保</p> <p>第5節 活動態勢の整備</p> <p>第2節 通信機能の確保</p> <p>自衛隊の災害派遣要請の要求</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備</p> <p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>緊急の交通・輸送機器の確保</p> <p>第1節 公共施設の復旧・保全</p> <p>第2節 水防活動</p> <p>第3節 ライフライン施設の復旧・保全</p> <p>第4節 公共施設等の復旧・保全</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動</p> <p>第2節 医療・救護活動</p> <p>避難の指示等及び避難場所・避難所の確保</p> <p>第1節 要配慮者対策</p> <p>学校・園における児童生徒等の安全確保</p> <p>第3節 学校施設等の被害状況の把握</p> <p>第4節 ボランティア活動の支援</p> <p>防災・保健衛生活動</p> <p>第5節 災害警備活動</p> <p>第7節 遺体の取り扱い</p>		<p>災害対策本部会議の開催 主要活動拠点の確認・調整</p> <p>通信手段途絶の対応 派遣及び応急措置の要請(県へ)</p> <p>災害情報の収集・伝達</p> <p>(応援)</p> <p>道路／トロールと緊急時の措置</p> <p>水防施設の安全点検</p> <p>被害情報の収集</p> <p>人員及び資器材の確保</p> <p>活動拠点の確保・活動要請</p> <p>救急・救助及び消防活動／活動拠点の確保・資機材の調達等</p> <p>医療情報の収集・共有</p> <p>避難所施設の応急危険度判定 避難所施設の開設</p> <p>要配慮者の受け施設の状況把握</p> <p>児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保 学校施設等の被害状況の把握</p> <p>被害情報等の収集と共に</p> <p>児童生徒の下校または保護連絡の判断</p> <p>ボランティア支援センターの設置</p> <p>防疫活動の実施</p> <p>検死場所・遺体安置場所の調整</p> <p>遺体保存用資材等の調達</p>	<p>災害対策本部会議、班長会議など以降必要に応じ随時開催</p> <p>職員の健康管理</p> <p>通信設備の機能維持</p> <p>受入体制の整備</p> <p>被害情報の収集・提供</p> <p>市民への広報・広聴</p> <p>協定等に基づく応援要請の受理</p> <p>情報収集のための職員派遣 応援体制の構築</p> <p>最終要員の受入・要請内容の検討 要請内容の検討 受入体制の構築</p> <p>県に対する再要請(必要に応じて)</p> <p>災害救助法の適用要請</p> <p>緊急輸送道路の確保 緊急交通路の指定</p> <p>水防施設の応急復旧</p> <p>施設の応急対策活動</p> <p>水道施設復旧への応援要請</p> <p>復旧活動・危険箇所の周知</p> <p>活動拠点の確保・活動要請</p> <p>救急・救助及び消防活動／活動拠点の確保・資機材の調達等</p> <p>医療・救護活動</p> <p>医薬品等の確保</p> <p>避難所開設支援(避難所への職員派遣)</p> <p>要配慮者の安否確認</p> <p>児童生徒の下校または保護連絡の判断</p> <p>ボランティア支援センターの設置</p> <p>防疫活動の実施</p> <p>災害警備活動等</p> <p>遺体の受入</p> <p>遺体保存用資材等の調達</p>	<p>職員の健康管理</p> <p>通信設備の機能維持</p> <p>受入体制の整備</p> <p>被害情報の収集</p> <p>市民への広報・広聴</p> <p>協定等に基づく応援要請の受理</p> <p>情報収集のための職員派遣 応援体制の構築</p> <p>最終要員の受入・要請内容の検討 要請内容の検討 受入体制の構築</p> <p>県に対する再要請(必要に応じて)</p> <p>災害救助法の適用要請</p> <p>緊急輸送道路の確保 緊急交通路の指定</p> <p>水防施設の応急復旧</p> <p>施設の応急対策活動</p> <p>水道施設復旧への応援要請</p> <p>復旧活動・危険箇所の周知</p> <p>活動拠点の確保・活動要請</p> <p>救急・救助及び消防活動／活動拠点の確保・資機材の調達等</p> <p>医療・救護活動</p> <p>医薬品等の確保</p> <p>避難所開設支援(避難所への職員派遣)</p> <p>要配慮者の安否確認</p> <p>児童生徒の下校または保護連絡の判断</p> <p>ボランティア支援センターの設置</p> <p>防疫活動の実施</p> <p>災害警備活動等</p> <p>遺体の受入</p> <p>遺体保存用資材等の調達</p>	<p>災害対策本部会議の開催 主要活動拠点の確認・調整</p> <p>通信手段途絶の対応 派遣及び応急措置の要請(県へ)</p> <p>災害情報の収集・伝達</p> <p>(応援)</p> <p>道路／トロールと緊急時の措置</p> <p>水防施設の安全点検</p> <p>被害情報の収集</p> <p>人員及び資器材の確保</p> <p>活動拠点の確保・活動要請</p> <p>救急・救助及び消防活動／活動拠点の確保・資機材の調達等</p> <p>医療情報の収集・共有</p> <p>避難所施設の応急危険度判定 避難所施設の開設</p> <p>要配慮者の受け施設の状況把握</p> <p>児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保 学校施設等の被害状況の把握</p> <p>被害情報等の収集と共に</p> <p>児童生徒の下校または保護連絡の判断</p> <p>ボランティア支援センターの設置</p> <p>防疫活動の実施</p> <p>検死場所・遺体安置場所の調整</p> <p>遺体の受入</p> <p>遺体保存用資材等の調達</p>	<p>災害対策本部会議の開催 主要活動拠点の確認・調整</p> <p>通信手段途絶の対応 派遣及び応急措置の要請(県へ)</p> <p>災害情報の収集・伝達</p> <p>(応援)</p> <p>道路／トロールと緊急時の措置</p> <p>水防施設の安全点検</p> <p>被害情報の収集</p> <p>人員及び資器材の確保</p> <p>活動拠点の確保・活動要請</p> <p>救急・救助及び消防活動／活動拠点の確保・資機材の調達等</p> <p>医療情報の収集・共有</p> <p>避難所施設の応急危険度判定 避難所施設の開設</p> <p>要配慮者の受け施設の状況把握</p> <p>児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保 学校施設等の被害状況の把握</p> <p>被害情報等の収集と共に</p> <p>児童生徒の下校または保護連絡の判断</p> <p>ボランティア支援センターの設置</p> <p>防疫活動の実施</p> <p>検死場所・遺体安置場所の調整</p> <p>遺体の受入</p> <p>遺体保存用資材等の調達</p>	<p>災害対策本部会議の開催 主要活動拠点の確認・調整</p> <p>通信手段途絶の対応 派遣及び応急措置の要請(県へ)</p> <p>災害情報の収集・伝達</p> <p>(応援)</p> <p>道路／トロールと緊急時の措置</p> <p>水防施設の安全点検</p> <p>被害情報の収集</p> <p>人員及び資器材の確保</p> <p>活動拠点の確保・活動要請</p> <p>救急・救助及び消防活動／活動拠点の確保・資機材の調達等</p> <p>医療情報の収集・共有</p> <p>避難所施設の応急危険度判定 避難所施設の開設</p> <p>要配慮者の受け施設の状況把握</p> <p>児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保 学校施設等の被害状況の把握</p> <p>被害情報等の収集と共に</p> <p>児童生徒の下校または保護連絡の判断</p> <p>ボランティア支援センターの設置</p> <p>防疫活動の実施</p> <p>検死場所・遺体安置場所の調整</p> <p>遺体の受入</p> <p>遺体保存用資材等の調達</p>	<p>災害対策本部会議の開催 主要活動拠点の確認・調整</p> <p>通信手段途絶の対応 派遣及び応急措置の要請(県へ)</p> <p>災害情報の収集・伝達</p> <p>(応援)</p> <p>道路／トロールと緊急時の措置</p> <p>水防施設の安全点検</p> <p>被害情報の収集</p> <p>人員及び資器材の確保</p> <p>活動拠点の確保・活動要請</p> <p>救急・救助及び消防活動／活動拠点の確保・資機材の調達等</p> <p>医療情報の収集・共有</p> <p>避難所施設の応急危険度判定 避難所施設の開設</p> <p>要配慮者の受け施設の状況把握</p> <p>児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保 学校施設等の被害状況の把握</p> <p>被害情報等の収集と共に</p> <p>児童生徒の下校または保護連絡の判断</p> <p>ボランティア支援センターの設置</p> <p>防疫活動の実施</p> <p>検死場所・遺体安置場所の調整</p> <p>遺体の受入</p> <p>遺体保存用資材等の調達</p>	<p>災害対策本部会議の開催 主要活動拠点の確認・調整</p> <p>通信手段途絶の対応 派遣及び応急措置の要請(県へ)</p> <p>災害情報の収集・伝達</p> <p>(応援)</p> <p>道路／トロールと緊急時の措置</p> <p>水防施設の安全点検</p> <p>被害情報の収集</p> <p>人員及び資器材の確保</p> <p>活動拠点の確保・活動要請</p> <p>救急・救助及び消防活動／活動拠点の確保・資機材の調達等</p> <p>医療情報の収集・共有</p> <p>避難所施設の応急危険度判定 避難所施設の開設</p> <p>要配慮者の受け施設の状況把握</p> <p>児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保 学校施設等の被害状況の把握</p> <p>被害情報等の収集と共に</p> <p>児童生徒の下校または保護連絡の判断</p> <p>ボランティア支援センターの設置</p> <p>防疫活動の実施</p> <p>検死場所・遺体安置場所の調整</p> <p>遺体の受入</p> <p>遺体保存用資材等の調達</p>	<p>災害 対策 本 部 機 能 の 確 保</p> <p>非常 参集</p>

発災後対策の活動開始時期の目安 (1/2)

		初期		中期		後期	
		発災後1時間以内		発災後3時間以内		発災後1週間以内	
救援物資等の供給	第1節 緊急輸送手段の確保	輸送車両の確保 輸送ルートの情報収集・伝達		発災後24時間以内 輸送手段の確保		発災後3日以内	発災後1カ月以内
	第2節 救援物資等の調達	必要物資情報の収集・整理・調整		救援物資の受入・物資等の調達			
	第3節 給水活動	飲料水の確保	応急給水活動の調整	応急給水活動			
対災害策定	第1節 危険物施設等の保全	施設状況の情報収集・提供				生活ゴミ等の処理対策	震災がれき等の処理対策
	第2節 住宅の保全・確保	廃棄物対策活動		障害物の除去 屎處理対策			
	第3節 文教等対策			住宅関連情報の収集		被災建築物の応急危険度判定	応急仮設住宅等の確保対策
	第4節 災害義援金等の受入・配分			学校施設の一時使用措置		応急教育の実施判断 文化財の被害調査	授業料減免等の判断 児童生徒の健康管理 災害義援金の募集

発災後対策の活動開始時期の目安 (2/2)

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動態勢の整備

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等の大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されるが、交通、通信等が途絶していても迅速に市災対本部等を立ち上げ、的確な災害応急対策を実施する。
○職員は、配備体制に応じて、非常参集し、市災対本部の設置等、必要な体制をとる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市災対本部の設置及び廃止	総務対策部	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
市災対本部設置時の職員等(動員)配備体制	総務対策部	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
市災対本部の組織及び所掌事務	各部	—	・各班、防災関係機関等
防災関係民間団体の協力	総務対策部	【発災後随時】 必要に応じて	・災害時応援協定を結んでいる団体等
応援要請	総務対策部	【発災後随時】 災害対策活動の状況により、必要に応じて	・被災状況 ・対応可能な資源(人・物)の状況

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市の活動態勢

市の地域に震災が発生した場合は、市災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

市域の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

なお、県災対本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

(1) 市災対本部の設置及び廃止

市内に地震による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めた場合、市長は災害対策基本法第23条の規定に基づき市災対本部を設置する。

市災対本部の活動は、24時間対応を前提としておりローテーションを組む等の計画をしておく。その大綱は、いなべ市災害対策本部条例(平成15年いなべ市条例第13号)の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

ア 市災対本部の設置基準

市災対本部は、次の場合にいなべ市役所内に設置する。なお、被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

- ① 市内地域に震度5弱以上の地震があったとき。
- ② 東海地震に関して大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく情報が発せられたとき。
- ③ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めるとき。

イ 市災対本部の廃止基準

市の地域内に震災の影響がなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき（下記の状況）、本部は廃止される。

- ① 被害数値が概ね確定したとき又は被害が確認されなかったとき
- ② 災害救助法による応急救助が完了したとき
- ③ 指定避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常の場が確保されたとき
- ④ 災害援助資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- ⑤ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

ウ 本部の設置及び廃止

本部を設置、廃止したときは知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町並びに地域住民に対し、コミュニティエフエムや緊急告知防災ラジオなど、下記に示す適当な方法で通知、公表する。

特に、市長が市本部を設置した場合、桑名地域総合防災事務所を経由して県（災害対策課）に報告するものとする。また、本部の標識をいなべ市役所内に掲示する。

通知先	通知の方法
庁舎内各部	内線、庁内放送、N T T電話、防災無線
県知事	防災情報システム、県防災無線（地上系、衛星系）、N T T電話、デジタル簡易無線
いなべ警察署	県防災無線（地上系、衛星系）、N T T電話、市防災行政無線
桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）	県防災無線（地上系、衛星系）、N T T電話、市防災行政無線
その他防災関係機関	N T T電話
市民	コミュニティエフエム、ケーブルテレビ、広報車、登録制メール、緊急速報メール、市ホームページ
報道機関	N T T電話、F A X、Lアラート

(2) 本部事務局の任務

ア 本部員会議

災害対策本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、有事の場合は本部員2名の参考をもって会議を開催することができるものとする。また、概ね下記の次項を協議するものとする。

- ① 本部の配備態勢及び解除の決定に関すること
- ② 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- ③ 高齢者等避難、避難の指示に関すること
- ④ 避難所の開設及び閉鎖に関すること
- ⑤ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
- ⑥ 災害対策経費の処理に関すること
- ⑦ 災害救助法の適用に関すること
- ⑧ その他災害対策の重要事項に関すること

イ 関係機関連絡員の派遣要請

本部は関係機関に対し、本部設置の通知とあわせ、関係機関の連絡員の派遣を要請する。

ウ 災害対策現地本部

土石流、地滑り、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害現地に災害対策現地本部（以下「現地本部」）を設置することができる。

エ 組織及び運営

現地本部長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名し、現地本部班を指揮監督するものとする。

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部班があたることとし、その所掌事務は次のとおりとする。

- ① 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- ② 本部員に被災実態と応急対策の実施状況の報告
- ③ その他、本部長の特命事務

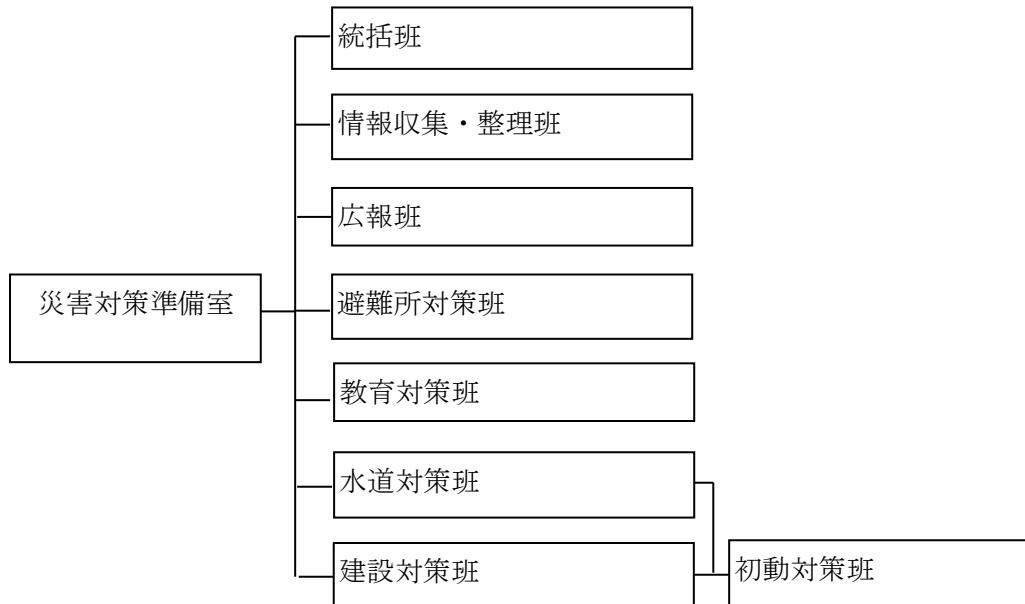
震災対策時の配備基準等

種別	配備基準	配備内容、参集状況	配備要員
第一次配備 (準備態勢)	①市内で震度4以上の地震が発生したとき ②南海トラフ地震臨時情報（調査中・注意）が発せられたとき ③市長（本部長）が必要と認めたとき	○防災課及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行い、状況に応じて警戒態勢に入る態勢 ○被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に実施 ○各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。	統括班 建設対策班
第二次配備 (警戒態勢)	①市内で震度5弱以上の地震が発生したとき ②隣接市町に震度5強以上の地震があり、甚大な被害が発生又は予想されるとき ③南海トラフ地震臨時情報情報（巨大地震警戒）が発せられたとき ④市長（本部長）が必要と認めたとき	○相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときで応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常態勢に入る態勢 ○各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。	本部員 統括班 情報収集班 広報班 教育対策班 避難所対策班 水道対策班 建設対策班 防災対策班 いなべ市消防団（自宅待機）
第三次配備 (非常態勢)	①市内で震度5強以上の地震が発生したとき ②南海トラフ地震が発生したとき ③市長（本部長）が必要と認めたとき	○市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る態勢。 ○全職員は、勤務時間外、休日等において、非常態勢に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所定の場所へ参集する。参集途上で得られた各種の被害状況、その他応急活動に必要な情報は、参集場所に到着後、速やかに責任者に報告する。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加する。	全職員（自主登庁とする） いなべ市消防団

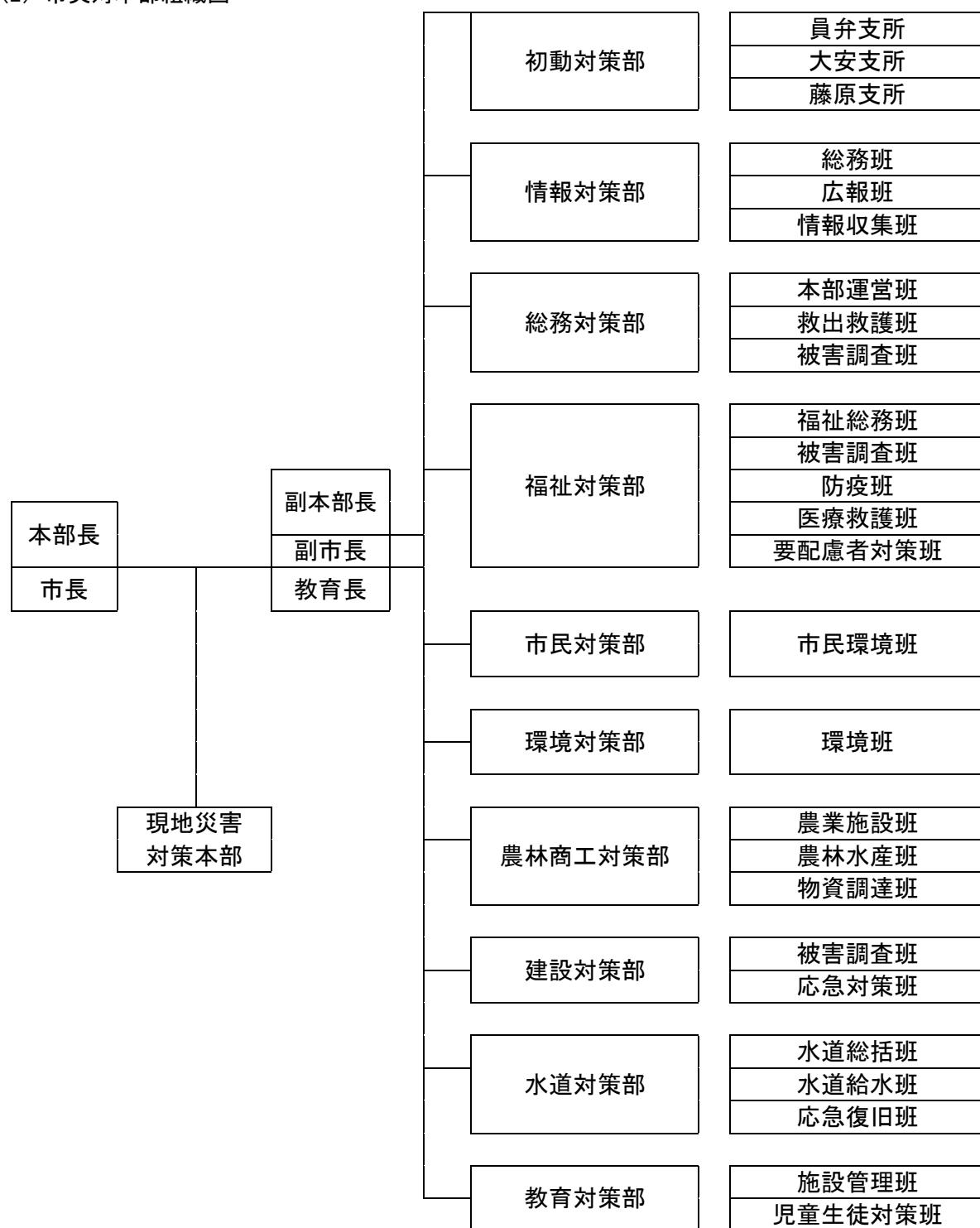
2 市災対本部の組織及び所掌事務

市災対本部の組織及び所掌事務は、「いなべ市災害対策本部に関する条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 初動体制機構図



(2) 市災対本部組織図



(3) 市災対本部の所掌事務

情報対策部	総務班	本部長、副本部長の秘書に関すること	広報秘書課
		部内及び関係機関との連絡調整に関すること	
		本部長等の災害地等の視察に関すること	
		市議会の連絡調整に関すること	議会事務局
	広報班	住民への情報の広報、伝達に関すること	広報秘書課
		被災者支援の情報発信しに関すること	
		来庁者による情報の受付に関すること	
		ホームページによる情報提供に関すること	法務情報課
		行政情報ネットワークの災害対策に関すること	
	情報収集班	庁内及び関係機関との情報インフラ(IT関連)の災害対策に関すること	広報秘書課
		報道活動に対する情報提供、協力要請に関すること	
		復興企画に関すること	政策課
		公共交通機関の被害調査に関すること	交通政策課
		災害の記録に関すること	総務課・管財課・防災課
総務対策部	本部運営班	希少動植物の被害調査に関すること	自然環境室
		電気、ガス、電話などライフラインの被害調査に関すること	総務課・管財課
		り災地の民心安心に関すること	
		被害状況の情報収集に関すること	
		各種情報の整理、分析に関すること	総務課・管財課・防災課
	本部運営班	災害対策本部の事務局の総括及び処理に関すること	防災課
		災害対策本部の設置及び廃止に関すること	
		災害対策本部及び本部員会議に関すること	
		現地災害対策本部の運営に関すること	
		情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること	
		緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討に関すること	
		避難指示及び誘導に関すること	
		気象予警報、情報等の連絡に関すること	
		関係機関及び各部、各班との連絡及び調整に関すること	
		消防関係機関との連絡調整に関すること	
		消防、水防活動に関すること	
		林野火災対策に関すること	
		防災行政無線、電話など通信の確保に関すること	
		県災害対策本部等関係機関、団体との連絡調整に関すること	
		県知事(自衛隊の派遣及び撤収要請を含む)及び他市町への救援要請に関すること	
		被害状況などの県本部への伝達に関すること	
		応援・受援の統括に関すること	

職員課	職員の動員、解除及び配置調整に関すること
	各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること
	応援職員の受入に関すること
	職員の健康管理に関すること
	職員のり災給付に関すること
	所管施設の被害調査及び災害対策に関すること
	市有財産の被害調査の総括に関すること
	市有車両の配車に関すること
	災害救助用臨時専用電話の施設に関すること
	営繕工事中の現場の保全指導に関すること
管財課	災害関係費の予算に関すること
	災害義援金品の配布に関すること
	災害見舞いの受付、接遇に関すること
会計課	財務会計電算システムの運用に関すること
	会計事務の相談、支援体制に関すること
	物品の調達(各所属で直接確保することが適當と認められる物品を除く)及び出納に関すること
	出納事務(緊急支払い)に関すること
	災害義援金品の受入及び一時保管に関すること
	指定金融機関等との連絡調整に関すること
	災害関係文章、物品の收受配分及び発送に関すること
総務課	各部、部内及び関係機関との連絡調整に関すること
	被災者の救出に関すること
市民課・保険年金課	行方不明者の捜索に関すること
	被災者の安否に関すること
	外国人への情報提供に関すること
広報秘書課	海外支援の受入の調整に関すること
	被災台帳の作成に関すること
資産税課・市民税課	被災証明の発行に関すること
	被災による市税の減免に関すること
人権福祉課	避難所の運営及び避難所外避難支援に関すること
	災害救助法の適用及び運用に関すること
	災害義援金にかかる連絡調整に関すること
	被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること
	被災者生活再建支援法に関すること
	被災者に対する災害義援金の貸し付けに関すること
	ボランティア受入れ及びボランティアセンター設置に関すること
	部内及び関係機関との連絡調整に関すること

被 害 調 査 班	保健衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること	健康推進課
	所管の社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること	社会福祉課
	被災地における児童福祉施設開設運営に関すること	
	その他災害時要配慮者の援護対策に関すること	長寿福祉課
防 疫 班	医薬品、衛生資機材及び防疫薬品等の供給に関すること	健康推進課
	防疫に関する事(薬剤の調達、防疫活動)	
	被災住民、避難住民の衛生指導に関すること	
	食品衛生に関する事	
医 療 救 護 班	入院治療費を要するものの収容に関する事	健康推進課
	医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関する事	
	輸血用血液の供給に関する事	
	医療機関との連絡調整に関する事	
要 配 慮 者 対 策 班	被災地における児童及び母子・父子世帯の援護に関する事	児童福祉課
	被災地における高齢者の援護対策に関する事	長寿福祉課
	被災地における障害者の援護対策に関する事	社会福祉課
	園児の安全確保、応急保育に関する事	保育課
	り災園児の保護管理に関する事	
	被災者の収容及び介護に関する事	社会福祉課
市民 対 策 部	災害、被災に関する市民の相談、照会に関する事	市民課・保険年金課
	被災者の安否問い合わせに関する事	
	被災証明に関する事	
環境 対 策 部	清掃・環境衛生に関する事	環境衛生課
	災害による災害廃棄物、し尿処理(汲み取り)に関する事	
	災害トイレ対策に関する事	
	死体収容所の開設に関する事	環境政策課
	遺体の処理及び火(埋)葬に関する事	
	毒劇物取扱い施設に関する事	
農 林 商 工 対 策 部	農地への湛水応急復旧に関する事	農林課
	農地及び農業施設の被害調査及び災害対策に関する事	
	農道等の応急復旧に関する事	
	農林水産物の被害調査及び災害対策に関する事	
	家畜伝染病予防に関する事	
	り災家畜収容に関する事	
	被災農作物の災害対策に関する事	
	被災農作物の種苗対策に関する事	
	湛水防除用薬剤に関する事	
	林道等施設の災害対策に関する事	
	治山施設の災害対策に関する事	

物資調達班	救助用主食の調達に関すること	商工観光課
	救助用副食物の調達に関すること	
	生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関すること(物資拠点倉庫管理含む)	
	生活必需品、応急食料等緊急物資の配達に関すること	
	生活必需品等の需給等の監視・指導に関すること	
	観光施設の被害調査及び災害対策に関すること	
	商店街の被害調査及び災害対策に関すること	
	商工業者の被害調査及び災害対策に関すること	
	雇用対策の提供に関すること	
	商工業者の災害復旧融資及び経営相談に関すること	
被害調査班	自然公園等施設の災害対策に関すること	建設課
	関係機関との連絡及び調整に関すること	
	気象予警報の受理及び伝達に関すること	
	所管施設の被害調査及び災害対策に関すること	
	災害時における地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること	
	道路、橋脚、水路の被害調査及び災害対策に関すること	
建設対策部	市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること	住宅課
	仮設道路の建設、障害物の除去に関すること	建設課
	道路、河川、橋脚、水路の保全及び応急対策に関すること	建設課
	建設資材の調達、応急輸送、緊急輸送路に関すること	
	水防警報・活動に関すること(警戒水位)	
	建設業者及び応急対策要員(人夫)の確保に関すること	
応急対策班	治水・砂防施設等の応急補修に関すること	管理課
	道路及び橋脚の応急補修に関すること	
	交通規制など応急交通対策に関すること	
	関係機関との連絡及び調整に関すること	
	応急危険度判定(被災住宅、被災建物等)に関すること	
	復興計画に関すること	
都市整備対策部	応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること	住宅課
	上下水道施設の被害調査と災害対策に関すること	水道工務課
	部内及び関係機関との連絡調整に関すること	水道総務課
水道対策部	本部事務局の応援に関すること	水道工務課 下水道課
	協定書等に基づく支援要請に関すること	
	断水地域の給水に関すること	
	水道水源の確保に関すること	
	災害による水質管理に関すること	
	上下水道施設の応急復旧に関すること	水道工務課

応急復旧班	建設業者及び応急対策員(作業員)の確保に関すること	下水道課
	復旧用資機材の確保と応急輸送に関すること	水道総務課
施設管理班	学校施設など所管施設の被害調査及び災害対策に関すること	学校教育課
	社会体育施設の災害対策に関すること	生涯学習課
	社会教育施設の災害対策に関すること	
	文教施設の災害及び安全確保に関すること	
	文化財等の災害対策に関すること	
	部内及び関係機関との連絡調整に関すること	教育総務課
教育対策部	児童生徒、所管施設利用者の安全確保に関すること	学校教育
	り災児童生徒に対する避難に関すること	
	り災児童生徒への応急教育に関すること	
	り災児童への教科書等の支給に関すること	
	り災児童生徒の保健管理に関すること	
	小中学校の休校措置等の情報収集に関すること	
	災害活動に協力する生徒の連絡調整に関すること	
	教職員の災害対策のための動員確保に関すること	
	教職員のり災給付に関すること	
	災害時における学校給食の対策に関すること	教育総務課
共通	部内及び関係機関との連絡調整に関すること	全部局
	多部署にまたがる、応援に関すること	
	本部事務局の応援に関すること	

ア 各班は、本分担表によるほか、必要に応じて他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

イ 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担当するものとする。

(4) 指揮権代行の順位

災害対策本部長（市長）等の不在時における指揮権代行の順位は次のとおりとする。なお、ここで言う不在時とは、本部長との連絡が何らかの事情でとれない場合を指す。

代行順位	職責名
1位	副市長
2位	総務部長
3位	総務次長
4位	建設部長
5位	福祉部長

※以降については級別職務分類表の最上階級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とする。

※代行する指揮権は基本法に基づく災害対応に関するものであり、事務に関する決裁権限については別に定める。

(5) 防災関係民間団体の協力

所掌事務に關係する民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立

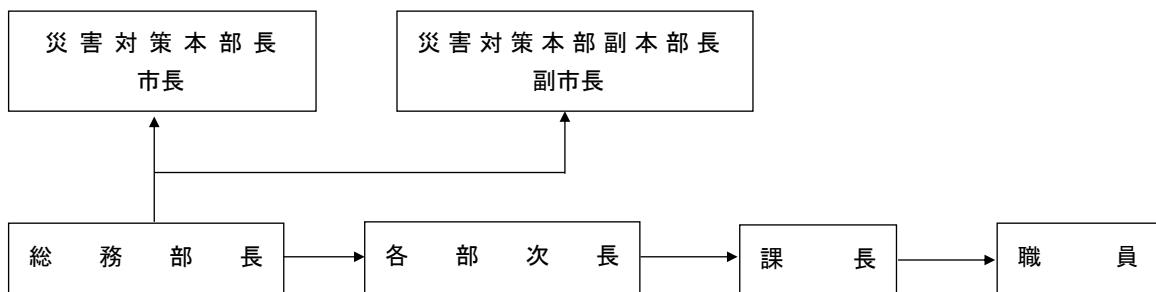
に努めるものとする。

3 職員への配備の伝達

(1) 配備の伝達経路

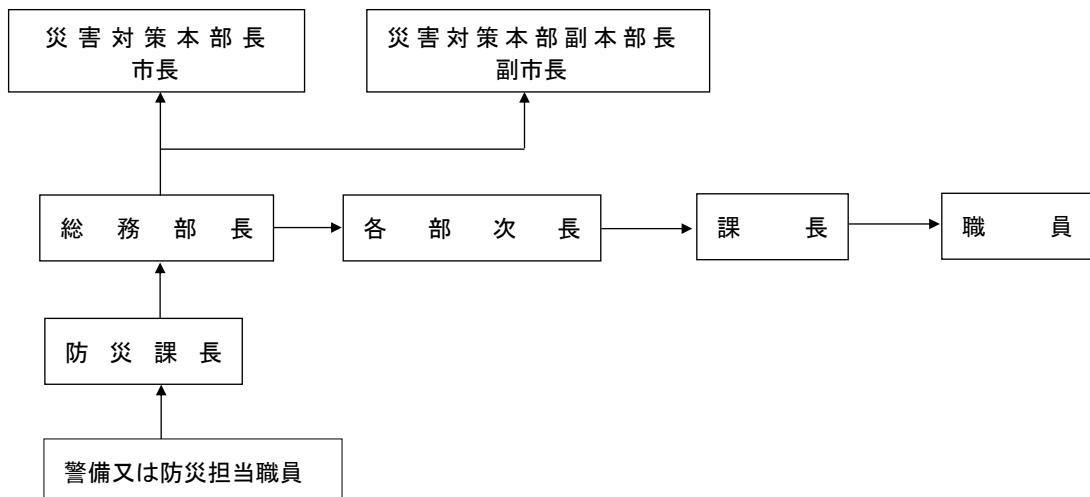
ア 勤務時間内

勤務時間内において配備指令が出された場合は、総務部長より、市災対本部各部次長に伝達し、各部付課長等を経て各職員に伝達するとともに、庁内放送や電話、職員ポータル、携帯メール等で速やかに伝達し、各部次長は所属課長を招集し、配備体制下の職員の動員を行う。



イ 勤務時間外

休日、夜間等の勤務時間外において、宿日直者は、災害発生のおそれのある気象情現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるときは、次のとおり非常伝達する。



- (ア) 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、携帯メール等のうち、最も迅速に行える方法による。
- (イ) 各部次長は、所属の各職員を円滑に召集するため、それぞれの部及び課において実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

(2) 職員の留意事項

夜間・休日等に非常召集を受けた職員は、迅速に勤務職場（予め参考場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事する。

出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関または警察等に通報するとともに、人命救助等適切な措置をとる。

職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、市災対本部へ報告する。施設を管理する部局にあっては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、災害対策本部へ報告するものとする。

(3) 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により市災対本部の人員のみでは対処できない場合、又は特殊作業のため労力、機会等が必要な場合は、次により措置する。

ア 関係機関への協力要請

災害時応援協定に基づき、各関係機関へ要員の確保を要請する。

イ 市町間の応援協定

市は、他市町の職員の派遣、生活必需品、資機材等の応援を受けたいときは、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、県に対して他市町からの応援につき、要請を行うこととする。

応援の手続きについては、電話等により県に要請し、後に文書を速やかに送付するものとするが、県に要請するいとまがないときは、直接応援市町に要請し、事後速やかに県に報告する。

4 広域的な応援要請

「第5節 広域的な応援・受援体制の整備」を参照

■その他防災関係機関が実施する対策

<国の実施する対策>

1 非常災害対策本部の設置

市内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

2 緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

3 活動体制の整備

震災が発生した場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、市及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 通信機能の確保

第1項 活動方針

- 災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保する。
- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下もしくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総務対策部	【発災直後】 県災対本部設置後速やかに	・防災関係機関 ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総務対策部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・防災関係機関
通信設備の応急復旧	総務対策部	【発災 24 時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・防災関係機関

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県↔市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないとから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワ	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い

		一ヶで、大容量データ通信が可能	
市防災行政無線	地上系無線	・公用車等に配備する移動系無線	
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能	・風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	・県⇒(地方部)⇒市町の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえHP、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえHPにより県民に情報提供を行う	・地震に対し、相対的にかなり弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない
エフエム回線	コミュニティエフエム放送／緊急告知防災ラジオ	・市⇒住民へ緊急告知防災ラジオ、屋外スピーカー等により情報伝達	

■市が実施する対策

市防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

市は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

(1) 電話による通話

市及び関係機関は通信設備の優先利用について、NTT西日本三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておくものとする。

ア 非常通話…天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に必要な事項を内容とする通話は、すべて手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話…災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

(2) 無線通信

災害時の手段として有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には市の保有する無線網を有効に利用して情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。(非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照)

また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

(4) 市防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び報告状況等を把握するため、市防災行政無線を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

(5) 県防災行政無線による通信

災害時において、市、県等防災関係機関は、相互に無線電話及びFAXを利用し、幅広く正確な情報交換を行う。

(6) 防災相互信用無線による通信

防災に関する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(7) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに市災対本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

(8) アマチュア無線の活用

アマチュア無線の活用は、防災行政無線が混乱しもしくは使用不能となった場合に有効な活用を行うものとする。

(9) インターネット等

常に情報の交換が可能である特性を生かし、避難所等にWi-Fiを設置するなどして、市内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報についても極力利用することとする。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車や登録制メール、緊急速報メール、市ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

3 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

大地震の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

市防災行政無線設備等、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源(自家用発電用設備、電池等)、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 訓練の実施

市は、定期的又は隨時に通信訓練を実施し、発災時に備えるように努める。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者の実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア 通信回線状況、交換機等通信設備の監視強化

- ① 対象地域に対する通信回線状況の把握と、必要により通信回線規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。
- ② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

イ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ① 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ② テレビ・放送回線の救済
- ③ 長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

- ① 移動無線機等の活用
- ② 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ③ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ④ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ① 重要加入者及び重要専用線の救渉
- ② 公衆電話の復旧
- ③ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ 復旧方法

- ① 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ② 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

<移動通信事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を來した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には適切な通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 市災対本部への連絡員派遣

市災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を市災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下もしくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求

第1項 活動方針

- 市民の生命、財産を保護するために自衛隊の救援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県への自衛隊災害派遣要請の要求	総務対策部	【発災3時間以内】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・被害状況
受入体制の整備	総務対策部	【発災12時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊)
撤収要請	総務対策部	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

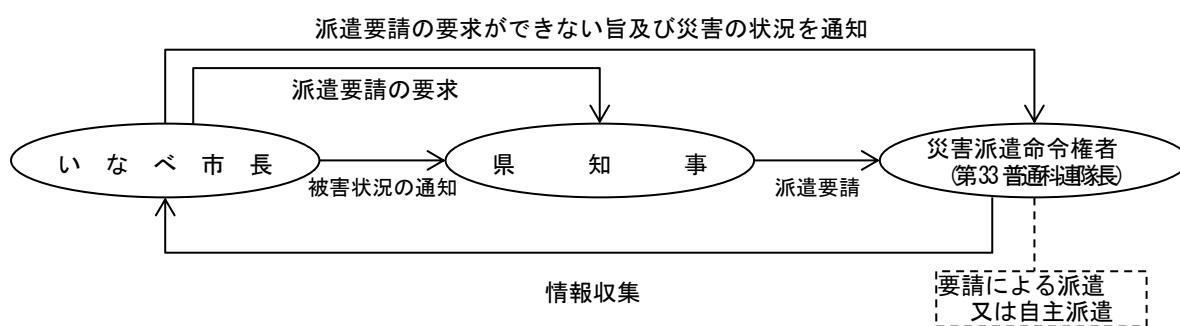
1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、桑名地域防災総合事務所を経由し、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は三重県防災行政無線等で要求し、事後に文書を送付することができる。

なお、市長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

※警戒宣言が発令され、内閣総理大臣から地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める(大震法)。



《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

- ア 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

緊急時派遣要請要求先電話番号

要請先	所在地	電話番号
三重県防災対策部災害対策課	津市広明町13番地	059-224-2186
陸上自衛隊 (第33普通科連隊長)	津市久居新町975	059-255-3133 (内線236、夜間302) 三重県防災行政無線20-4010

(3) 災害時の緊急派遣

災害の発生が突然で、その救護が特に急を要し、要請を待つことのない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣)

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

(4) 派遣部隊の受入体制の整備

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(5) 経費の負担区分

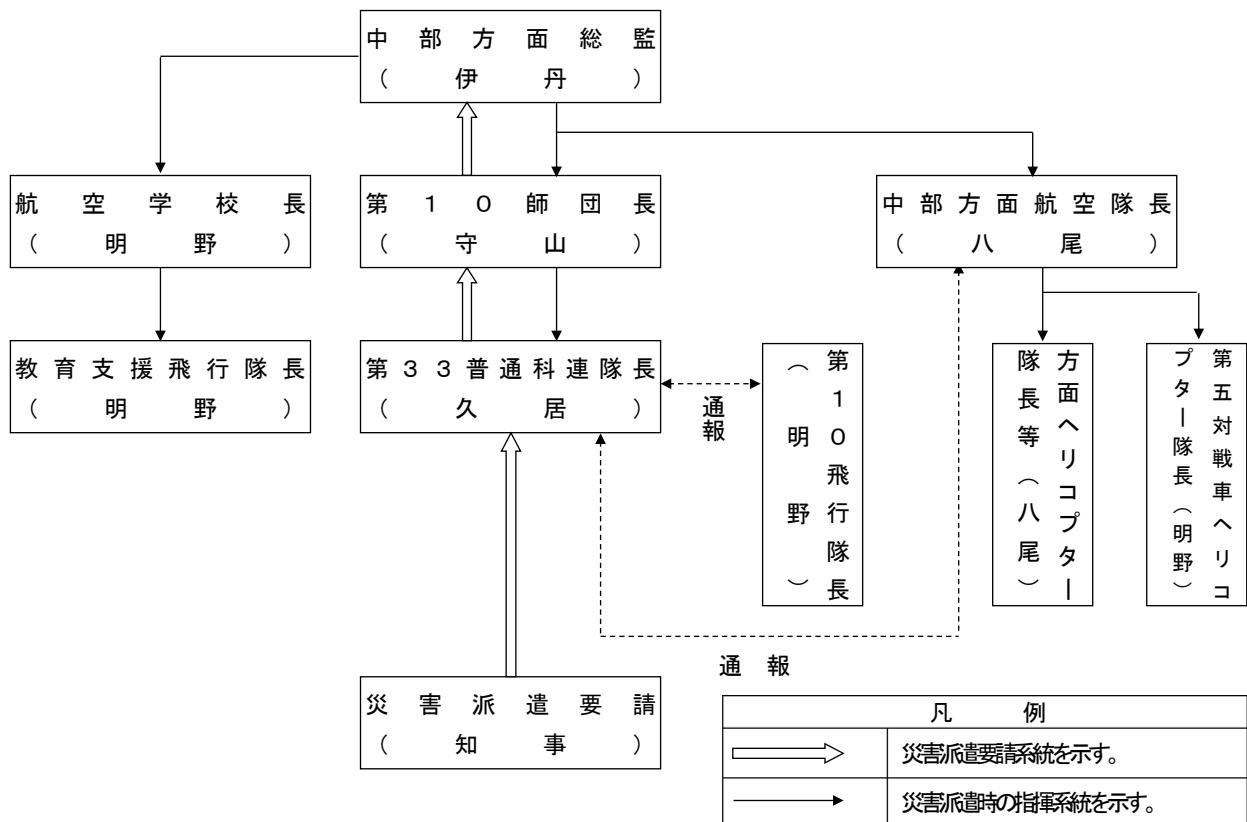
派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

(6) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

[陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図]



2 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取り扱い

市が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受け入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受け入れ準備

- ア 派遣要請を行う場合は、「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き添付資料に記載されているヘリポートを使用する）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策部災害対策課）に連絡を行う。
- イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉等で直径 10m の印を描いて、上空からの降下場所選定に備えておく。
- エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- オ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておく。

(2) ヘリポートの取扱いについて

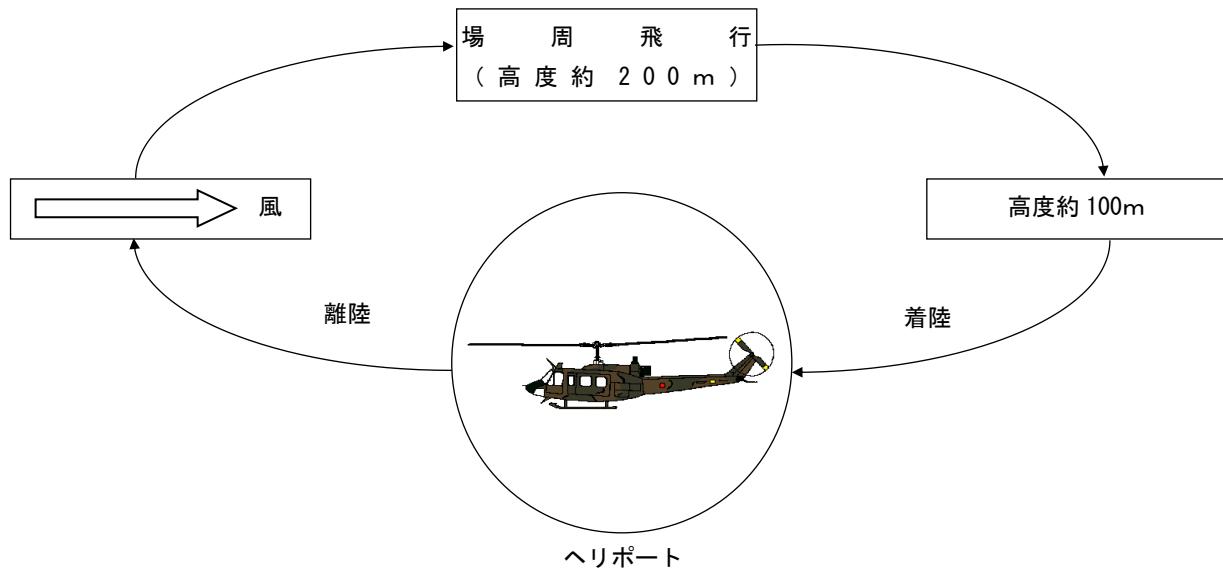
ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県にその概要（略図添付）を報告する。

- ア 面積を変更した場合

- イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

- ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

[ヘリポートの設定基準]



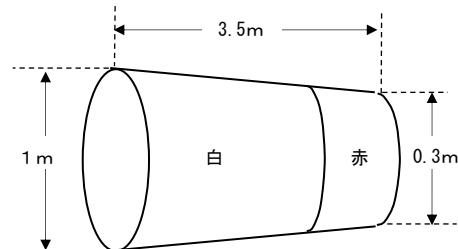
設定にあたっては次の事項に注意する。

- ① ヘリコプターの機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向かって通常約 12 度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- ② 地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。
- ③ 四方に仰角 9 度 (OH-6 の場合は 12°) 以上の障害物がないこと。また離着に要する地積は (図 2) に示すとおりである。
- ④ 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。吹き流しの標準寸法は 図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。(図 1)
- ⑤ 着陸地点には石灰粉等を用いて、④の記号を標示して着陸中心を示す。(図 3)
- ⑥ 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。
- ⑦ 大型車両等が進入できること。
- ⑧ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。
- ⑨ 緊急離陸時の学校施設の開放及び散水の事前措置を講ずる。

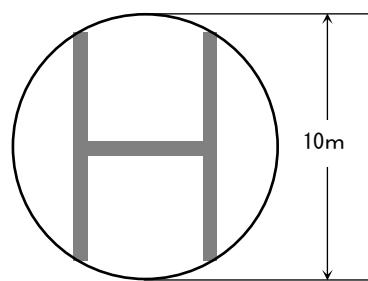
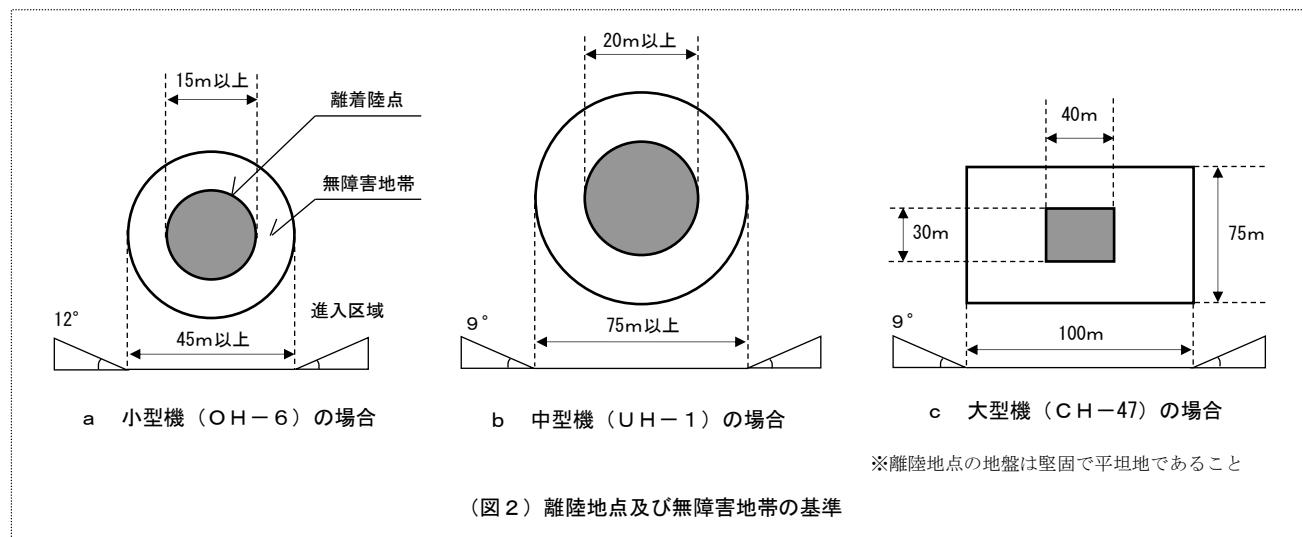
(3) ヘリポート一覧

指 定 番 号	場 所 名	所 在 地	座 標	電 話 番 号	面 積 (m ²)		林野火災用 の 適 否	
					面 積	水 利		
214-01	中里小学校グラウンド	いなべ市藤原町上相場828	北緯35度11分23秒 東経136度29分48秒	学校長 0594-46-2700	70×60	4200	否	無
214-02	藤原中学校グラウンド	いなべ市藤原町市場491	北緯35度10分12秒 東経136度29分39秒	学校長 0594-46-2025	107×73	7811	適	無
214-03	いなべ市藤原運動場	いなべ市藤原町市場493-1	北緯35度10分03秒 東経136度29分42秒	いなべ市教育委員会 0594-46-4311	115×76	8740	適	有
214-05	東藤原小学校グラウンド	いなべ市藤原町石川989	北緯35度09分18秒 東経136度30分04秒	学校長 0594-46-2211	90×60	5400	適	有
214-06	独立行政法人 水資源機構 三重用水管理所 水源管理支所	いなべ市藤原町上相場3154-7	北緯35度12分55秒 東経136度28分43秒	水源管理支所長 0594-46-2151	25×25	625	否	有
214-07	いなべ市藤原文化センター	いなべ市藤原町市場493-1	北緯35度10分19秒 東経136度29分23秒	いなべ市教育委員会 0594-46-4311	60×26	1560	否	無
214-08	北勢中学校グラウンド	いなべ市北勢町阿下喜2480	北緯35度09分08秒 東経136度31分44秒	学校長 0594-72-2126	125×100	12500	適	有
214-09	石榑小学校グラウンド	いなべ市大安町石榑南611	北緯35度06分08秒 東経136度30分24秒	学校長 0594-78-0002	100×50	5000	否	有
214-10	大安中学校グラウンド	いなべ市大安町石榑東2977	北緯35度05分48秒 東経136度32分33秒	学校長 0594-78-0185	340×110	37400	適	無
214-11	笠置小学校グラウンド	いなべ市大安町門前561	北緯35度04分48秒 東経136度33分20秒	学校長 0594-77-0540	132×36	4752	否	有
214-12	いなべ市大安スポーツ公園 野球場	いなべ市大安町大井田2704	北緯35度05分30秒 東経136度32分33秒	いなべ市教育委員会 0594-78-3501	110×110	12100	否	有
214-13	丹生川小学校グラウンド	いなべ市大安町丹生川中1189	北緯35度07分12秒 東経136度31分25秒	学校長 0594-78-0224	100×100	10000	否	有
214-14	三里小学校グラウンド	いなべ市大安町平塚1247	北緯35度05分58秒 東経136度32分13秒	学校長 0594-78-0207	100×70	7000	適	無
214-15	いなべ市員弁運動公園サッカーフィールド	いなべ市員弁町趙原893	北緯35度06分46秒 東経136度34分04秒	いなべ市教育委員会 0594-74-3855	171×77	13167	-	-
214-16	員弁中学校グラウンド	いなべ市員弁町柳畠1739	北緯35度06分19秒 東経136度34分10秒	学校長 0594-74-2030	92×73	6716	適	無
214-17	いなべ市ヘリポート	いなべ市北勢町阿下喜3694	北緯35度08分44秒 東経136度30分54秒	危機管理課 0594-74-5898	34×30	1059	適	無

3 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い



(図1 吹流し)



(図3 ヘリポート)

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

(1) 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。

- (2) 災害に際し、県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- (4) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救助物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、市災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

第1項 活動方針

- 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく警戒宣言、地震予知情報及び地震に関する情報を関係機関に迅速かつ的確に伝達し、震災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限に防止する。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、要配慮者に配慮し、市民や地域の協力を積極的に求める。
- 被害情報等の収集・伝達にあたっては、市職員を現地派遣するなどして、確実な情報収集を図る。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第2項 主要対策項目

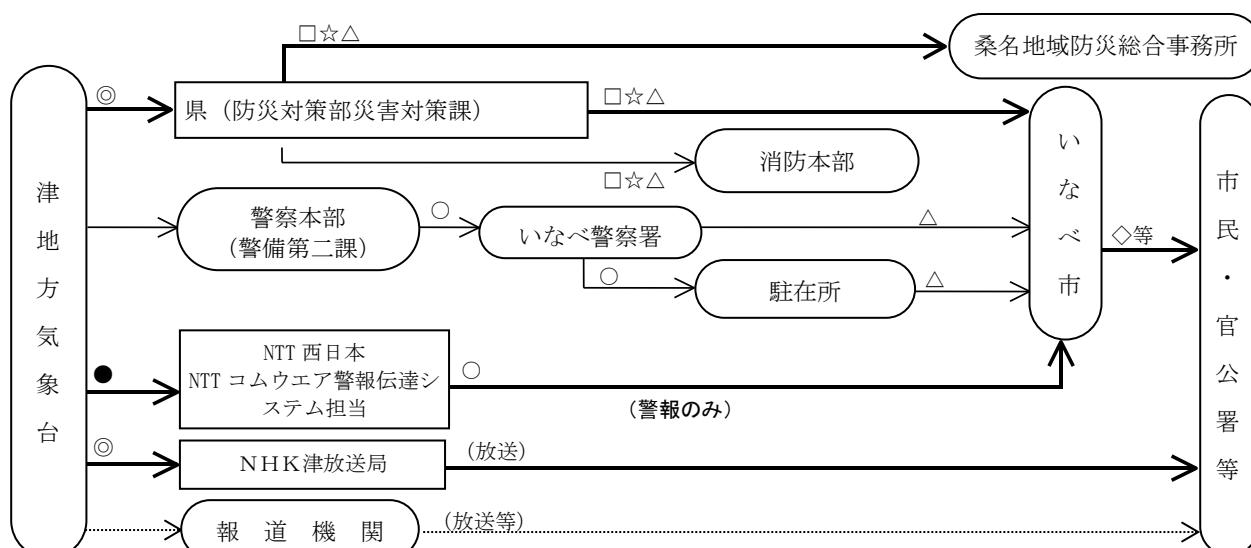
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	総務対策部、 情報対策部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の収集	総務対策部、 情報対策部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総務対策部、 情報対策部	【発災12時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
市民への広報・広聴	総務対策部、 情報対策部	【随時】	・災害関連情報全般 (防災関係機関)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報は気象庁から次の系統により伝達する。収集する情報の種類は、地震現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とするものとする。



凡 例	
—	気象業務法第15条等の法令による通知系統
.....	気象業務法第13条等の法令による通知系統
——	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供装置(専用回線)
●	気象専用回線
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災行政無線
◇	市防災行政無線
☆	県の一斉優先FAX

2 災害情報の収集・伝達

(1) 情報収集・連絡

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集する。収集した情報は迅速に市災対本部に連絡する。電話、FAX、コミュニティエフエムや緊急告知防災ラジオ、携帯電話、三重県防災情報システム等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

(3) 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね以下のとおりである。

必要な情報	主な情報収集機関
①地震に関する情報	津地方気象台、三重県災害対策本部、桑名地方災害対策本部
②火災の発生状況	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
④家屋の倒壊	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
⑤電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	いなべ警察署、中部電力、電気通信事業者、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団、自主防災組織
⑥主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県国土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、いなべ警察署、三岐鉄道、三重交通等
⑦堤防、護岸の状況	三重県国土整備部、いなべ警察署
⑧市民の避難状況	いなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、消防団
⑨学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	施設の管理者
⑩生活必需品、防災関係物資等の需給状況	三重県環境生活部、いなべ警察署
⑪治安状況	いなべ警察署
⑫各機関の行った応急対策	各防災関係機関（自主防災組織等）

3 情報収集体制及び伝達系統

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切なる推進を図るため、次のとおり調査部を編成し、調査を担当するものとする。

4 被害状況等の収集及び報告

(1) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等速報要領に基づき県にその状況等を報告するものとする。

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、災害対策本部各部長はあらかじめ報告担当者を指名し、災害対策本部情報収集班長に報告するものとする。

イ 災害対策本部情報収集班長は報告を取りまとめ、遅滞なく三重県に報告するものとする。

(3) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ① 概況速報
- ② 災害速報
- ③ 被害速報
 - a 中間報告
 - b 確定報告

イ 報告の内容と時期

① 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速を旨とし、全般的な状況を主とするもので、三重県災害対策活動実施要領に基づく内容とし、市から桑名地方災害対策部を経て報告する。なお、県の様式の代替として被害速報送受信票も可とする。

県下に震度4以上の地震があったときについては、すみやかにその第1報を報告する。

通信手段の途絶、輻輳により桑名地方災害対策部及び県災対本部に連絡できない場合には、市は直接総務省消防庁へ連絡する。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市はその状況を桑名地方災害対策部のほか、直接総務省消防庁（TEL 03-5253-5111(代表)）に対しても報告するものとする。

また、火災・災害等速報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（震度5強以上の地震発生等）については原則30分以内で可能な限り早く、かかる範囲で第1報を桑名地方災害対策部のほか、直接総務省消防庁に対しても報告するものとする。

② 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び三重県災害対策活動実施要領に基づく内容とし、市から桑名地方災害対策部を経て県災対本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地方災害対策部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市は直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に住家等被害状況速報を、桑名地方災害対策部を経由して県災対本部に報告するものとする。

③ 被害報告

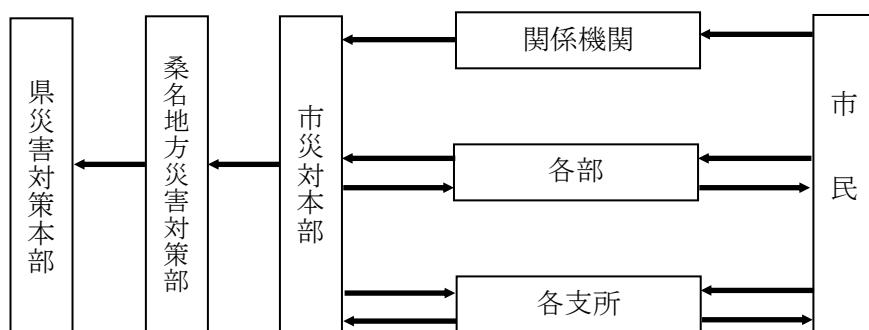
a 中間報告

上記①、②の速報後の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式または項目により県関係機関に報告する。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。報告要領は、上記「a 中間報告」のとおりとする。

[災害報告系統図]



被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができない死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
建物被害	住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼)	住家がその居住するための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的に住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし窓ガラス2~3枚程度割れたものは除く。	
	非住家の被害	非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、公民会、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、市庁舎、公民館効率保育園等の公用の用に供する建物とする。	
その	田畠被害	流失	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
	埋没		

他	冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育に供する施設をいう。
	道路	「道路」とは道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
その他被害	橋梁	「橋梁」とは道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは河川法（明治30年法律第29号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする川岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とはごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは通信不能になった一般回線のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した個数のうち最大時の個数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
被災者	被災世帯	「被災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災者	「被災者」とは、被災世帯の構成員とする。

(注) :

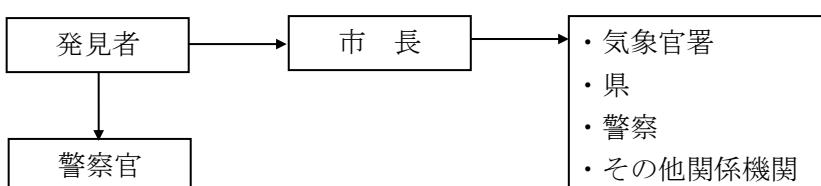
- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変形を生じることにより補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市長は、直に次に機関に通報又は連絡するものとする。

- ア 気象官署（気象台、測候所等）
- イ 県
- ウ 警察
- エ その他関係機関

[異常現象の通報系統]



5 通信ボランティアの活用

大規模な地震発生時で、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線利用者、インターネット利用者等の通信ボランティアの協力を得るものとする。

6 市民等の安否情報の収集

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な市民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあるため、市災対本部、その他防災関係機関並びに自治会及び自主防災組織は互いに協力し、災害時に市民等の安否情報の収集又は伝達に努める。

(1) 市災対本部

市災対本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な災害が発生した場合における市民等の安否情報を集約する。

7 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、緊急告知防災ラジオ等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- (1) 災害発生状況（被害状況）
- (2) 気象状況
- (3) 市災対本部に関する情報
- (4) 救助・救出に関する情報
- (5) 避難に関する情報
- (6) 被災者の安否に関する情報
- (7) 二次災害危険性に関する情報
- (8) 主要道路状況
- (9) 公共交通機関の状況
- (10) ライフラインの状況
- (11) 医療機関及び救護所等の状況
- (12) 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (13) 公共土木施設状況
- (14) 防疫・衛生に関する情報
- (15) 教育施設及び児童・生徒に関する情報
- (16) ボランティア及び支援に関する情報
- (17) 住宅に関する情報
- (18) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

また、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<気象庁（津地方気象台）>の実施する対策>

1 緊急地震速報（警報）の発表（気象庁）

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。

<移動通信事業者の実施する対策>

1 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、携帯電話利用者等に対し緊急速報メール（エリアメール）を配信し、情報の周知に努める。

<報道機関の実施する対策>

1 地震災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災対本部等から得た情報をもとに、市民に対して次の内容にかかる地震災害関係情報の広報を行う。

【広報内容】

- (1) 地震・津波の発生状況
- (2) 災害発生状況（被害状況）
- (3) 気象状況
- (4) 市災対本部に関する情報
- (5) 救助・救出に関する情報
- (6) 避難に関する情報
- (7) 被災者の安否に関する情報
- (8) 二次災害危険性に関する情報
- (9) 主要道路状況
- (10) 公共交通機関の状況
- (11) ライフラインの状況
- (12) 医療機関及び救護所等の状況
- (13) 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (14) 公共土木施設状況
- (15) 防疫・衛生に関する情報
- (16) 教育施設及び児童・生徒に関する情報
- (17) ボランティア及び支援に関する情報
- (18) 住宅に関する情報
- (19) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、FAX、三重県防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災対本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに情報班に報告することとし、情報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■市民や自主防災組織が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 市民による安否情報の収集

市民は、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害用伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

(2) 自主防災組織による安否情報の収集

自主防災組織は地域内市民の正確な安否情報を把握するため、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内市民に周知しておくものとする。

また、自主防災組織の情報収集班は集合場所に参集していない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で収集した地域内市民の安否について市災対本部へ報告するものとする。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

第1項 活動方針

《応援体制》

- 各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築する。

《受援体制》

- 県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の支援の受け入れ体制を構築する。

第2項 主要対策項目

応援体制

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総務対策部	随時	<ul style="list-style-type: none">・被災状況（要請元自治体）・応援要請内容（資源（人・物）等）
情報収集のための職員の派遣	総務対策部	【発災 72 時間以内】 各協定に基づく派遣基準	<ul style="list-style-type: none">・被災状況（要請元自治体）・移動ルート
応援内容の検討	総務対策部	【要請受理後直ちに】	<ul style="list-style-type: none">・対応可能な資源（人・物）の確保状況（各部局）
応援体制の構築	総務対策部	【要請受理後 24 時間以内】	<ul style="list-style-type: none">・具体的な要請内容、進出拠点、（要請元自治体）

受援体制

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務対策部	【発災 12 時間以内】	<ul style="list-style-type: none">・被害状況及び対応可能な資源（人・物）の状況
連絡要員の受け入れ	総務対策部	【発災 72 時間以内】	<ul style="list-style-type: none">・受け入れ時期・人数等（応援自治体）
具体的な要請内容の検討	総務対策部	【発災 72 時間以内】	<ul style="list-style-type: none">・不足している資源（人・物）の状況（市町等）
受援体制の構築	総務対策部	【発災 72 時間以内】	<ul style="list-style-type: none">・受け入れ時期・資源（人数・数量）・場所

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

《応援体制》

1 各協定等に基づく応援要請の受理

市は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の 2 第 4 項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、関係市町間での定めによることとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

個別の応援協定等による応援を実施する場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町村へ情報収集のための職員を派遣することに努

める。なお、通信の途絶等により被災市町村の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町村に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、被災市町村の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町村と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町村へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町村及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点場所を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、県及び市は従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総務対策部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況
従事命令等	総務対策部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は、市の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等*

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

*県知事が災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、保管命令により、施設・土地・家屋・物資を管理・使用・収用したり、職員に施設・土地・家屋・物資のある場所や物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第7節 災害救助法の適用

第1項 活動方針

- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

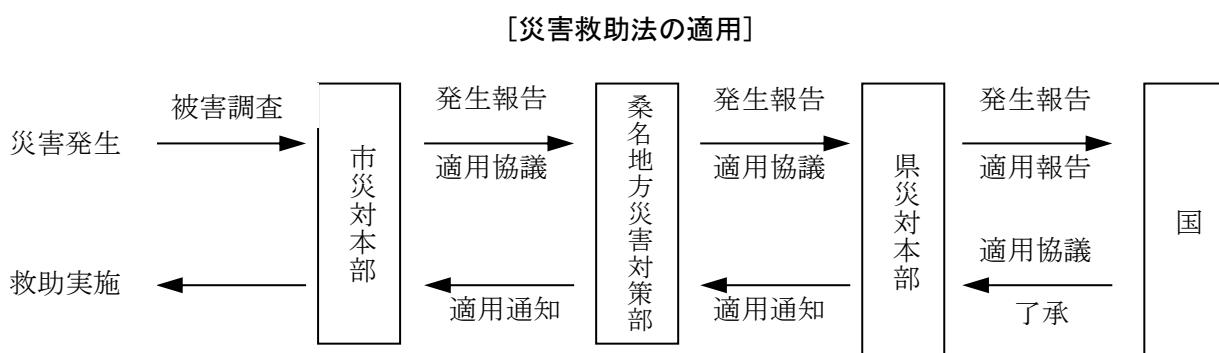
第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報
災害救助法の適用	福祉対策部	【発災後12時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況
災害救助法の運用	福祉対策部	【発災後12時間以内】 災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策



1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、いなべ市における具体的適用基準はおおむね次のとおりとなる。

- (1) 住家の滅失した世帯の数が60世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が100世帯に達しないが、県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市の区域の被害世帯数が30世帯以上に達したとき。
- (3) 県内の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔離した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用の手続き

- (1) 市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、市は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

3 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

4 災害救助の種類と実施権限の委任

(1) 災害救助法による救助の種類

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となる。

(3) 上記(1)のキにいう生業資金の貸付については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充してきたことから、現在では運用されていない。

5 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」早見表によるものとする。

6 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

(1) 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する

(2) 国庫負担：(1)の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超える4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」早見表
令和3年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上																																			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7m ² (9坪) を基準とする。 2 限度額 1戸当たり6,285,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり 29.7m ² 、6,285,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																																			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)																																			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																			
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊全焼</td> <td>夏 18,700</td> <td>24,000</td> <td>35,600</td> <td>42,500</td> <td>53,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td>冬 31,000</td> <td>40,100</td> <td>55,800</td> <td>65,300</td> <td>82,200</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼</td> <td>夏 6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,300</td> <td>15,000</td> <td>18,7900</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>冬 9,900</td> <td>12,900</td> <td>18,300</td> <td>21,800</td> <td>27,400</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>					区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼	夏 18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	流失	冬 31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	半壊半焼	夏 6,100	8,300	12,300	15,000	18,7900	2,600	床上浸水	冬 9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																	
全壊全焼	夏 18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																																	
流失	冬 31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																																	
半壊半焼	夏 6,100	8,300	12,300	15,000	18,7900	2,600																																	
床上浸水	冬 9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																																	

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生命不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内 (死体捜索の場合は、10日以内)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住するが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 655,000円 以内	災害発生の日から3ヵ月以内に完了	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 1人当たり 4,700円 中学校生徒 1人当たり 5,000円 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円 以内 小人(12歳未満) 170,900円 以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<p>(洗浄、縫合、消毒等の処置) 1体当たり 3,500 円以内</p> <p>一時保存</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>既存建物借上費</td> </tr> <tr> <td>通常の実費</td> </tr> <tr> <td>既存建物以外</td> </tr> <tr> <td>1体当たり 5,400 円以内</td> </tr> </table> <p>検案 救護班以外は慣行料金</p>	既存建物借上費	通常の実費	既存建物以外	1体当たり 5,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
既存建物借上費								
通常の実費								
既存建物以外								
1体当たり 5,400 円以内								
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内					
輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 被災者の避難</p> <p>2 医療及び助産</p> <p>3 被災者の救出</p> <p>4 飲料水の供給</p> <p>5 死体の搜索</p> <p>6 死体の処理</p> <p>7 救済用物資の整理配分</p>	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内					
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額				

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※この表は、災害救助法施行細則の概要であり、原則として毎年度改正を行うため、適用時点の基準を用いる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

第1項 活動方針

○南海トラフ地震発生後は、甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	建設対策部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロールと緊急時の措置	建設対策部	【発災3時間以内】 発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施	建設対策部	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
緊急輸送道路の確保	建設対策部	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路交通情報・被害情報の収集

(1) 市管理道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、パトロールを行うなどして、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2) 国、県、周辺市町及び民間事業者等からの道路情報等の収集

市内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、市管理道路の情報以外に、国、県、周辺市町が管理する道路情報、(一社)三重県建設業協会が構築した情報共有システムにおける道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

2 道路パトロールと緊急時の措置

地震発生に伴う道路パトロール等の実施にあたっては、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、道路パトロール時における緊急時の措置については、次により行う。

(1) 道路パトロール時における緊急時の措置

ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)に遭遇したときは、直ちに市災対本部にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

ウ 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報すると

ともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

3 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

基本法第76条の6に基づき、道路管理者は、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、その管理する道路についてその区間を指定して、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動すること等を命じるものとする。

■他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第76条の3第1、2、4項の規定に基づいて警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局の対策>

1 状況の把握

所管する地域における道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

<自動車運転者がとるべき行動>

1 大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒步で避難する。

第3部 発災後対策

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- (4) やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

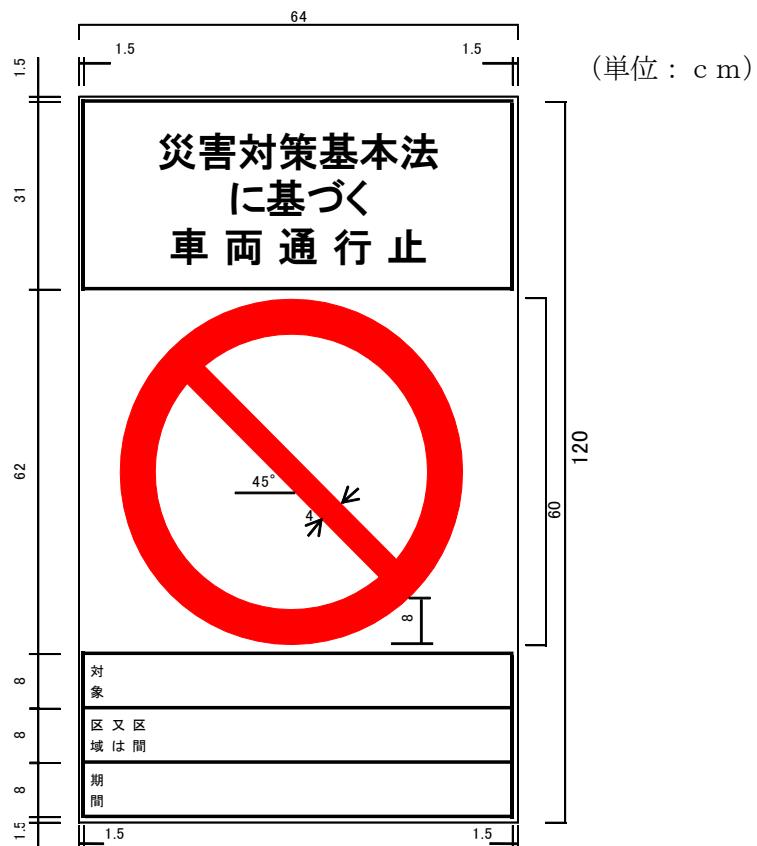
2 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難な時は、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- (3) 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参考

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動

第1項 活動方針

- 地震後の河川、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
監視、警戒体制の整備（水防施設の安全点検）	建設対策部、農林商工対策部、施設管理者	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体 ・県水防支部(各建設事務所)
応急復旧工事の実施	建設対策部、農林商工対策部、施設管理者	【発災12時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体 ・県水防支部(各建設事務所)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 監視、警戒体制の整備

地震発生に伴い、水防活動の実施にあたっては、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。また、監視・観測機器の設置にも努めるものとする。

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は地震動等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

2 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の要配慮者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

3 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

4 応急復旧工事の実施

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、施設管理者、消防団長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

第1項 活動方針

- ライフライン施設の中で水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	水道対策部、総務対策部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設中央監視システム等
施設の応急対策活動	水道対策部、総務対策部	【発災3時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況
市水道施設応急復旧活動への参加	水道対策部、総務対策部	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市水道施設被害状況

第3項 対策

■市が実施する対策

【上水道】

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、コミュニティエフェム等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）を通じて応援を要請する。

【下水道】

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市下水道施設（以下、農業集落排水施設含む）について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

下水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、下水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 下水道施設の復旧

下水道施設の復旧作業において、汚水処理施設、主要なポンプ場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する污水管など重要施設から優先的に実施する。

マンホールの浮上や管路の破損に伴う陥没、溢水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、給水停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設ポンプの設置等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、コミュニティエフエム等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(4) 関係機関への通報

河川への汚水が流出したときは、河川管理者、県（環境）、下流域に水道水源を有する自治体（東員町、桑名市、四日市市）へ通報する。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく応援要請（下水道）

単独での復旧作業が困難な場合、「下水道事業における災害支援に関するルール」に基づき、県（下水道課）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、下水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「下水道事業における災害支援に関するルール」に基づく応援活動は、以下のとおり行う。

- ア 県は震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度5強以下の地震またはその他の災害により下水道被災自治体から支援要請を受けた場合、下水道対策本部を設置する。
- イ 県はルールによる災害の程度、範囲等から県内、中部ブロック、全国と要請範囲を拡大する。
- ウ 支援内容は、災害対策本部設置、緊急調査から災害査定資料作成、本復旧までの範囲となっている。
- エ 支援要請は、文書によるものとするが、緊急の場合は先に電話等により行う。

(2) 「農業集落排水施設災害対策に関する協定」に基づく応援要請（農業集落排水）

単独での復旧作業が困難な場合、「農業集落排水施設災害対策に関する協定」に基づき、地域環境資源センターに応援を要請し、農業集落排水施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

ア 支援内容は、下水道と同様

イ 支援要請は、所定の様式により行うものとするが、緊急の場合は先に電話等により行う。

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア 関係部署等への情報伝達体制の確保

イ 施設・設備等の被害状況の把握

ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

また、通電火災等二次災害防止のため、地震による停電時にはプレーカーを開放することと等について、利用者に対し広報を行う。

2 復旧方針

- (1) 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- (2) 発変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- (3) 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

<ＬＰガス販売事業者の実施する対策>

1 緊急対策

- (1) 協会員及び市災対本部、関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。被害状況は早急に把握し、二次災害の防止に努めるものとする。また、ＬＰガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設等におけるＬＰガス設備の安全総点検を実施する。

第3部 発災後対策

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- (2) LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (3) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- (4) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

2 中期対策

- (1) 危険箇所からの容器の引上げ
- (2) 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- (3) 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- (4) 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

3 「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づき、市からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<固定通信事業者の実施する対策>

「第1章第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第1章第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<三岐鉄道株式会社の実施する対策>

1 地震時の運転基準等

地震発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、旅客等の被害状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動搖及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通線区
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(6) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社、三岐鉄道株式会社）の実施する対策>

1 地震時の運転規制

地震発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。また、人命尊重を第一にして輸送の確保を図り、速やかな応急措置、復旧に努める。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保

イ 施設、乗客等の被害状況の把握

ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

ア 災害の規模

イ 被害範囲

ウ 被害の状況

エ 不通区間

オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

ア 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置

を講ずる。

ウ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

(5) 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

第4節 公共施設等の復旧・保全

第1項 活動方針

- 市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目(道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動)

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部、いなべ警察署	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	被害状況(道路管理者等、防災関係機関)
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部	【発災3時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	建設対策部、農林商工対策部、総務対策部	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況
施設における危険箇所の周知	施設管理者	【発災12時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況

第3項 対策

■市が実施する対策

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 道路、橋梁

ア 被害情報の収集

「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 <市が実施する対策> 1 道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか(一社)三重県建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や市民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、市ホームページ等を通じて危険箇所を市民等施設利用者に周知する。

(2) 河川

ア 被害情報の収集

「第2節 水防活動 <市が実施する対策> 1 監視・警戒体制の整備」に準じ、被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

河川の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、市ホームページ等を通じて危険箇所を市民等に周知する。

(3) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(4) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(5) 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動

ア 被害情報の収集

土砂災害危険地域に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。

イ 危険地域立地施設の避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。

■他の防災関係機関が実施する対策

<県の実施する対策>

1 砂防設備・治山施設

(1) 被害情報の収集

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防堰堤、治山ダム等設備の被災状況を点検し、被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、余震等による被害の拡大を防ぐため、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や余震等で新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、市ホームページ等を通じて危険箇所を市民等に周知する。

2 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる応急復旧活動

(1) 被害情報の収集

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の被災状況を点検し、被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、余震等による被害の拡大を防ぐため、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や余震等で新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、市ホームページ等を通じて危険箇所を市民等に周知する。

3 土砂災害危険箇所にかかる応急対策活動

(1) 被害情報の収集

地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施する。

(2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市

に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

土石流や天然ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市に隨時提供する。

<道路管理者、河川管理者の実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急復旧

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<市が実施する対策>1 (1) 道路、橋梁」に準ずる。

(2) 河川（河川管理者）

「<市が実施する対策>1 (2) 河川」に準ずる。

第5節 ヘリコプターの活用

第1項 活動方針

○南海トラフ地震等大規模地震発生後は、市内で甚大な被害が想定され、災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
ヘリコプターの応援要請	総務対策部	【発災3時間以内】 ヘリコプターが必要な場合速やかに	・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)
活動拠点の確保(受入体制の構築)	総務対策部	【発災3時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況(各施設管理者)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しへリコプターの応援要請を行う。

(1) 応援要請の方法

緊急を要する要請であるので電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運行要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)」で要請する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

区分	連絡先	N T T回線	地域衛星通信ネットワーク
平日	三重県防災航空隊	TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557	TEL 024-145-11 FAX 024-145-19
夜間・休日	三重県防災航空隊 宿直室	TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557	TEL 024-145-12 FAX 024-145-17

2 活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等でヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

第3部 発災後対策

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食材、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

3 受入体制の構築

市はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

(1) 連絡調整

市災対本部

(2) 受入れ場所

原則としては県に届出している飛行場外離着陸場とするが、状況によってはその時点での判断も行う。

(3) 安全対策等

ヘリコプターの受入れ時の安全対策等については、消防署の指示に従う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策>

1 被害情報の収集

南海トラフ地震等による甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、市災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

市災対本部から要請があった場合には、市災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動

第1項 活動方針

- 発災後72時間の救助・救急活動に資源（人・物）を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする市民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
救助・救急及び消防活動	桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、総務対策部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（警察、消防） ・応援要請（県、市町）
活動拠点等の確保	桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、総務対策部	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況（警察、消防）
資機材の調達等	桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、総務対策部	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況（警察、消防）
惨事ストレス対策	桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、総務対策部	【発災72時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

第3項 対策

■市が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

市は、消防機関及び消防団等の機能を十分に發揮し、救助・救急活動を実施する。

市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

【救助活動】

（1）実施機関

市災対本部は、消防団、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）、いなべ警察署、自主防災組織等の協力を得て救助活動を実施する。

（2）救助対象

地震により救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

- ア 地震火災時に渦中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂等の下敷きとなった場合
- エ 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- オ ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- カ その他これに類する場合

(3) 救助の手順

- ア 市災対本部は救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは、いなべ消防署・北分署、いなべ警察署、消防団、自主防災組織、市民等の協力を得て、直ちに救助活動を実施する。
- イ 救出された負傷者は直ちに救急車又はその他の手段により医療機関、その他応急救護所などに搬送する。

(4) 重機・資機材の調達

- ア 救助活動に必要な重機・資機材は原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- イ 市は必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための重機・資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

(5) 救助活動

被災者の救出は、市災対本部において迅速に実施するのを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、消防機関、警察及び隣接市町等と緊密な連絡を取り、万全を期すものとする。

- ア 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。
- イ 近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援活動を要請する。

(6) 関係機関等への応援要請

南海トラフ地震等の大規模な地震災害により市だけで対応できない場合は、県、警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼するものとする。

【救急活動】

- (1) 市は、消防機関、医療機関等の協力を求めて救急活動を実施する。
- (2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
- (3) 市は、平常時において、市民に対し、応急手当の普及啓発を推進する。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

市は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、地域内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 協定に基づく応援要請

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接総務省消防庁長官に対して、要請する。

3 活動拠点等の確保

市は、県と連携して、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設を東海環状自動車道いなべインター（仮称）付近に設け、広域支援拠点として充実させる。また、隣接する市庁舎（建設予定）や市ヘリポートを活用し、物資の調達・供給に努めるものとする。

4 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

また、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うため、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また消防機関は、必要に応じて県を通じ、総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も途絶しやすいことから救助機関が被災地に到着するまでに時間を要することとなる。地元市民や自主防災組織、消防団等は、関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努める。

また、必要に応じて地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

第2節 医療・救護活動

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	福祉対策部	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等
医療・救護活動	福祉対策部	【発災後3時間以内】 医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等
医薬品等の確保	福祉対策部	【発災後3時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)
医療施設の応急復旧	福祉対策部	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(医療機関)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握、共有に努める。特に、発災後は広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を隨時確認し、付近の医療施設の診療状況等を把握するなど傷病者に適切な対処を行う。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

市長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、一般社団法人いなべ医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する（市は、一般社団法人いなべ医師会との災害救護活動協定に基づき医療救護班を編成する）。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行うとともに、救護所においては、救急医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設するように努める。

(2) 医療救護班の派遣による実施

市長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、桑名地方災害対策部長に派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、桑員地域2市2町の医療救護活動に関する協定に基づき、派遣要請を実施する。

ア 医療救護班の派遣要請

市は、発災後2日から1週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、医療救護班の再編成を協力機関に要請する。

(3) 医療機関による実施

市長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適當と見込まれるときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

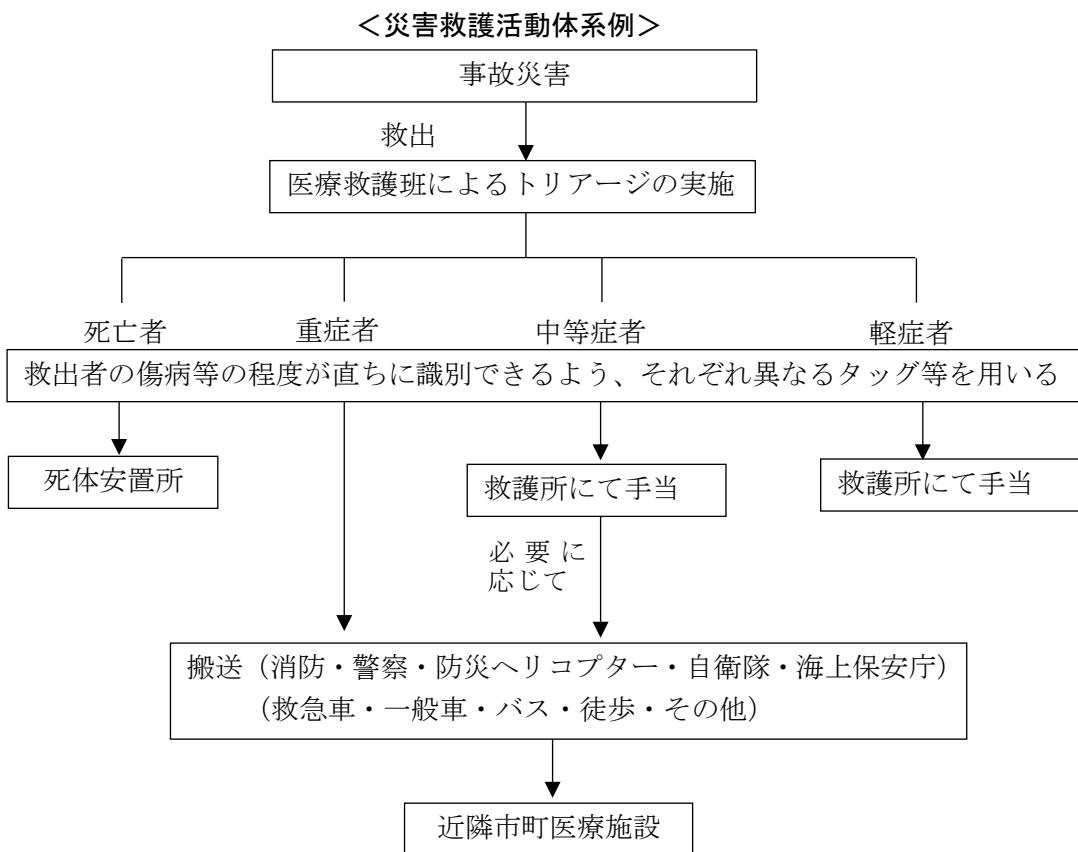
(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は市長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第5章第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

災害時の救護活動は、原則として以下の流れで行うこととする。



(5) こころのケア

市は、県と連携して、被災者のこころのケアについて、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等により、保健所等に相談窓口の設置に協力するとともに、必要な箇所において被災者の救護活動を行う。

(6) 医薬品等資材の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として市内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、薬店から調達するものとする。ただし、市内で調達不可能な場合は、桑名地方災害対策部に要請する。

(7) 人工透析の措置

人工透析には大量の水が必要なことから、透析施設への優先的な給水を行うこととする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関の実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- (1) 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- (2) 患者の急増等に対応するため、密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるこことする。
- (3) 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は市長からの派遣要請を待たなくとも、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- (4) 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

2 患者搬送及び収容

「<市が実施する対策> 2 (4) 患者搬送及び収容」に準ずる。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

- (1) 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- (2) 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

<三重県歯科医師会の対策>

1 口腔のケア

被災者の口腔内健康の変化に応じて、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な場所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

第1項 活動方針

- 警報等に基づく避難の指示等が市長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 近隣市町と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して市の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総務対策部	【発災直後】 避難指示等発表後速やかに	・避難指示等
避難誘導等	総務対策部、福祉対策部 社会福祉協議会	【発災3時間以内】 要請があり次第速やかに	・支援要請情報
避難所の開設及び運営支援	総務対策部、福祉対策部 社会福祉協議会	【発災6時間以内】 要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 避難指示等

地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、市長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、市長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2) 避難指示等にかかる市長不在時の対応

市長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないよう適切に対応する。

(3) 避難指示の内容

避難指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

ア 要避難対象地域

イ 避難場所

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項等

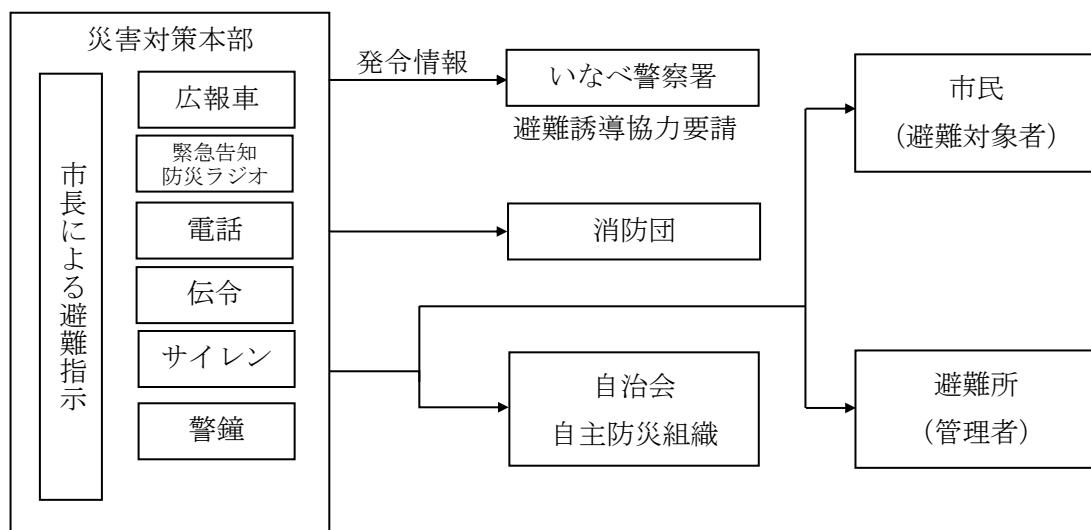
(4) 避難指示等の解除

市長は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

避難のための立退きの指示等の権限

実施責任者	種別	要件	根拠
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を指示する。(知事に報告する。)	基本法 60 条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難を指示する。(市長に通知する。)	基本法 61 条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合に避難を命ずる。(公安委員会に報告する。)	警職法 4 条
消防吏員 消防団員	火災	火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの退去を命じ、出入を禁止しもしくは制限する。	消防法 28 条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(署長に通知する。)	水防法 29 条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(署長に通知する。)	地すべり等防止法 25 条
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示する。(警職法の準用)	自衛隊法 94 条

【避難指示の方法 概念図】



2 避難指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 住民等に対する周知

ア 住民への伝達方法等

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ① 緊急告知防災ラジオによる周知
- ② 広報車による周知（但し、下記③に留意する）
- ③ 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

- ④ 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

- ⑤ 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

- ⑥ 登録制メール、緊急速報メール、市ホームページ、Lアラート等による周知

3 避難所への避難誘導

(1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、要配慮者を優先して行う。

なお、要配慮者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

(5) 住民等の避難誘導

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

また、市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所への誘導、及び住民等に対し周知徹底を図るものとする。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

- ア あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。
- イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
- ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

- 住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けたおそれがあるため避難した者、交通機関の停滯などにより帰宅困難となった者を一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

- 避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所の避難所運営マニュアル等に沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事に配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別によるニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所は犯罪を誘発・助長する面があり、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性の視点から、危険箇所や必要な対応について環境改善を行う。また、警察と連携して巡回や被害者への相談窓口情報提供を行い、女性に対する暴力を防ぐなど、犯罪・暴力の抑止に努める。

エ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

オ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

カ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて福祉スペースや救護所の設置、ホーム

ヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。

- キ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ク 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ケ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- コ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難者外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

■他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難指示等の市民への広報（放送機関）

市長からの要請に基づき、市災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際して、必ず火気危険物等の始末を行う。
- (2) 1週間分以上の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を常に準備しておく。
- (3) 持病のある人は常用薬、女性は生理用品、乳児にはミルクや紙おむつなどを準備しておく。
- (4) 素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備しておく。
- (5) できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備しておく。
- (6) 持ち出す貴重品は準備しておく。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめておく。

2 避難指示等の情報の積極的な入手

市民は、ツイッターやフェイスブック等のSNS (Social Networking Service) を活用するなどして、避難指示等の情報を自ら積極的に入手し、できるだけ早期での対応に努める。

3 自主的な避難行動等

地震の発生後は、降雨等により、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が誘発されやすい。そのため、落石や湧き水の濁り、地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に安全な場所へ避難するとともに、市に連絡する。

4 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたって、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になれるよう、その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

5 避難所の閉鎖

教育施設等においては早期の学校授業の再開や各施設の本来の機能が求められるため、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期について等について、避難所運営委員会は施設管理者や市災害対策本部と協議し閉鎖の検討を行う。

ライフラインの復旧や周辺店舗の営業再開、応急仮設住宅の建設等により避難者が自立した生活を取り戻せることができると判断した場合は、避難者に対して避難所の閉鎖を予告し、周知したうえで避難所を閉鎖すること

また、避難者数がわずかとなった場合は、市災害対策本部とも協議し、残っている避難者に統合を周知し、希望を確認して他の避難所を手配し他の近隣避難所と統合すること。

第2節 要配慮者対策

第1項 活動方針

- 地域住民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、要配慮者の安全確保や避難に協力する。
- 市は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要援護者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	総務対策部、福祉対策部、社会福祉協議会	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(要配慮者関連施設)
要配慮者の安否確認	総務対策部、福祉対策部、社会福祉協議会	【発災12時間以内】 要配慮者の安否確認情報等を入手次第	・要配慮者の安否情報(防災関係機関)
要配慮者への避難支援等	総務対策部、福祉対策部、健康こども部、社会福祉協議会	【発災3日以内】 使用できる避難施設や要配慮者の情報を入手次第	・必要な支援の内容(要配慮者関連施設、避難所等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難支援者等の関係者の決定

地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画すると共に避難支援等関係者の決定においては消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害のある人等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

以下に、市における避難支援等関係者を示す。

- ・自主防災会
- ・民生委員児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・消防団
- ・福祉委員会

2 要配慮者の安否確認

民生委員、自治会、自主防災組織、福祉委員会、市社会福祉協議会等の協力を得て、速やかに高齢者・障がい者等の在宅要配慮者の安否確認を行う。

3 要配慮者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 要配慮者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに要配慮者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

4 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者に対する生活の場を確保する。

5 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

6 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、N P O等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、市及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

第1項 活動方針

- 地震発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校・園における児童生徒等の安全確保	福祉対策部、教育対策部	【発災 1 時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況（学校・防災関係機関）
登下校時の児童生徒等の安全確保	福祉対策部、教育対策部	【発災 1 時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況（学校・防災関係機関）
夜間・休日等における対応	福祉対策部、教育対策部	【発災 3 時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況（学校・防災関係機関）
学校・園の被害状況等の把握・情報提供	福祉対策部、教育対策部	【発災 3 時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況（学校・防災関係機関）
児童生徒等の下校又は保護継続の判断	福祉対策部、教育対策部	【発災 12 時間以内】 下校経路・手段等の状況に応じて	・被害状況（学校・防災関係機関）

第3項 対策

■市が実施する対策

1 学校・園（保育所・保育園）における児童生徒等（園児を含む）の安全確保

公立小中学校・園（保育所・保育園）の教職員は、地震による校舎の損壊等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等（園児を含む）を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、市災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

2 登下校時の児童生徒等（園児を含む）の安全確保

公立小中学校・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

公立小中学校・園の教職員は、児童生徒等の安否の確認に努め、市災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3 夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、収集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、市災対本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・園（保育所・保育園）の被害状況の把握、情報提供

市災対本部は、公立小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、園（保育所・保育園）の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 私立保育所・保育園

上記、公立小中学校・園が実施する対策に準じる。

■ 地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校・園（保育所・保育園）と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第4節 ボランティア活動の支援

第1項 活動方針

- 災害発生時に、中間支援組織（JVOAD）又は三重災害ボランティアセンター及び行政と社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに市内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 東日本大震災の経験を活かし、行政は、JVAOD や社会福祉協議会・ボランティア団体等と連携して必要な物資や資機材等の円滑な調達・供給に努める。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	福祉対策部、社会福祉協議会	【発災 3 時間以内】 発災後速やかに	県災対本部等からの情報収集と情報共有
ボランティアセンターの設置	福祉対策部、社会福祉協議会	【発災 24 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、市災害ボランティアセンターの設置状況(市災害ボランティアセンター)
ボランティア団体への支援	福祉対策部、社会福祉協議会	【発災 1 週間以内】 ボランティア団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ(市災害ボランティアセンター)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、「市災害ボランティアセンター」を設置するとともに、被災状況に応じて「サテライト」(ボランティアの活動拠点)を設置し、JVOAD 及びみえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 市災害ボランティアセンターの機能

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ 「JVOAD」及び「みえ災害ボランティア支援センター」との連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務
- オ 市、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携による資機材等の調達・供給

2 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行う。

(1) ボランティア受付、登録

- ア ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

イ 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備

個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

ウ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

エ ボランティアの募集

ボランティアの需要に対して不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(2) 災害ボランティア支援体制の確立

市、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

3 専門性をもつN P O・ボランティア団体、企業等との連携

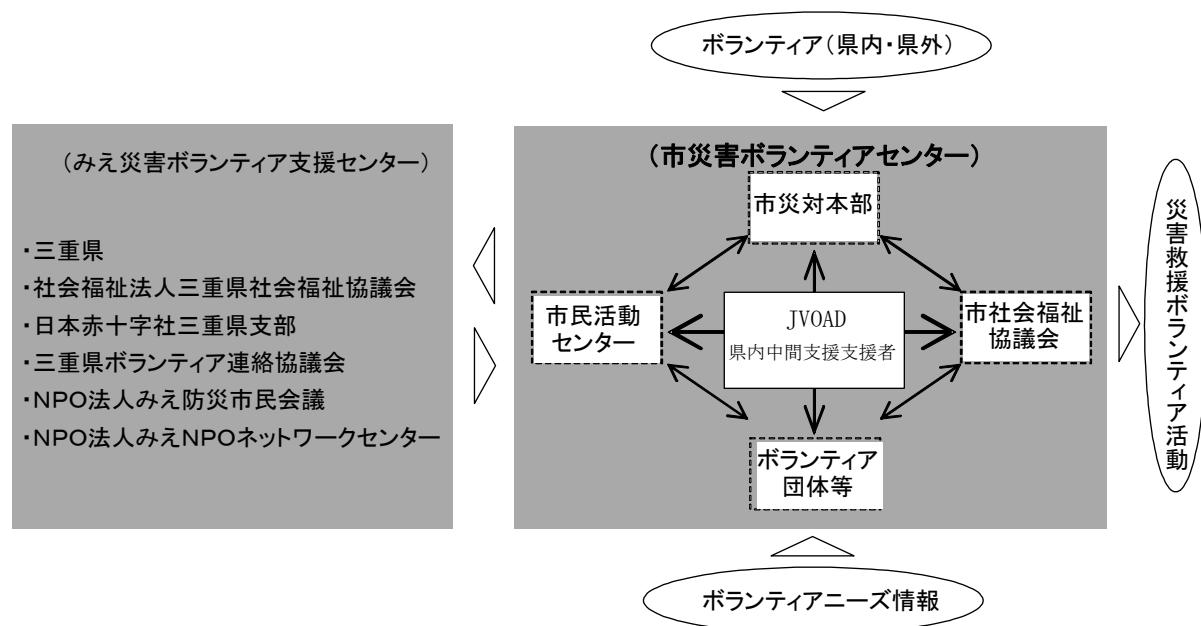
専門性をもつN P O・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

なお、ボランティア団体の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めることとする。

- (1) 炊き出し、その他災害救助活動の協力
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 災害応急対策用物資、資材等の輸送
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) その他災害応急措置の応援

4 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。



■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

ア 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。

イ 必要に応じて、みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣し、被害状況などの情報共有を行い、活動に参画する。

(2) 社会福祉法人三重県社会福祉協議会

ア 社会福祉法人三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。

イ 必要に応じて、被災市の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに被災状況などの情報提供を行う。

ウ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターへの職員の派遣を要請し、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行う。

エ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

(3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）

ア みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。

イ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、市災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 市災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、市災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受入支援

市災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第5節 防疫・保健衛生活動

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所や被災地の衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	福祉対策部、市民対策部	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況
健康管理（保健活動）の実施・調整	福祉対策部、市民対策部	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地における防疫計画の策定及び実施は、市が行う。

(2) 避難所の衛生保持等

避難所の生活環境を確保し、良好な衛生状態の保持に努める。

市は、県と連携して被災地営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど、適切な措置を講ずることによって、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するよう努める。

(3) 検病調査の実施協力

市は、県と連携して、次に示す検病調査を緊急度に応じて計画的に実施する。なお、たん水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り高い頻度で行う。

ア 災害地区的感染症患者の発生状況を迅速正確に把握

イ 未収容患者及び保菌者に対する隔離とその適切な処理

ウ 全般的な戸口調査

エ 前号より疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

オ 検病調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定による健康診断を実施する。

(4) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(5) 消毒等による環境衛生

市は、災害地区において、県（保健所）と連携し、適切な消毒及びねずみ昆虫等の駆除その他防疫措置を行うことにより、環境衛生に努める。

(6) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

なお、発災後のフェイズ毎の対応については、「三重県災害医療対応マニュアル」を参考にして行うものとする。

イ 栄養・食生活支援

- ① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - (ア) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。
 - (イ) 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
 - (ウ) 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。
- ② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(7) ペット対策

市は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中の疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤が、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットを連れて避難所へ避難する場合は、飼い主自らが責任を負うことを前提に、同行避難をする。

また、市等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、それぞれの指示に従い、ペットを適正に管理する。

第6節 災害警備活動

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制の確立を要請し、情報共有に努める。
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備活動等	総務対策部、 情報対策部、 いなべ警察署	【発災 12 時間以内】 被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等（関係機関等）

第3項 対策

■市が実施する対策

市は、いなべ警察署との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

1 災害警備活動

いなべ警察署と連携して行う災害警備活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集並びに広報活動
- (2) 防災、警備対策推進上の資料としての被害調査
- (3) 関係機関の発する各種警報等の伝達についての協力
- (4) 危険区域内市民の避難誘導
- (5) 迷子等の保護
- (6) 被害者の救出、行方不明者の捜索及び死者の検視
- (7) 被災地における交通の確保と指導
- (8) 暴利の取締り、危険物の保安及びその他被災地における犯罪の予防並びに検挙
- (9) 流言飛語の防止その他人心の安定を図るための治安情報の収集並びに広報活動
- (10) 県及び市の行う災害業務に対する協力

2 災害警備に関する広報

- (1) 県及びいなべ警察署、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）と連携して市民に対して広報を行う。
- (2) 広報は緊急告知防災ラジオ、ケーブルテレビ、広報車、市ホームページ、携帯メール配信等で行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第7節 遺体の取り扱い

第1項 活動方針

○市は、関係機関と連携し、行方不明者の捜索、遺体の収容、検視場所・遺体安置所の設置、検視検案・身元確認、引渡し、及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の調整	市民対策部、いなべ警察署、消防機関	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (県、自衛隊、警察、消防)
遺体の受入	市民対策部、いなべ警察署、消防機関	【発災後12時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (防災関係機関等)
遺体保存用資材等の支援	市民対策部、いなべ警察署、消防機関	【発災後12時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (防災関係機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 行方不明者の捜索

(1) 実施者及び方法

市災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具、航空機等を使用して実施する。

2 検視場所・遺体安置所の開設

いなべ警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、いなべ警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市災対本部は速やかに警察等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

市災対本部医療班は、いなべ警察署及び一般社団法人いなべ医師会と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存し、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保するため、三重県葬祭業協同組合との協定に基づき、遺体の安置等に係る資機材の提供を依頼する。ただし、市災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、市災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保

第1項 活動方針

○南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、市内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
輸送車両の確保	総務対策部	【発災 1 時間以内】 発災後速やかに使用可能 公用車の把握を行う	・市有車両等
輸送ルートの情報収集・伝達	建設対策部	【発災 1 時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報
輸送手段の確保	総務対策部	【発災 12 時間以内】 緊急の必要があると認め る場合、速やかに	・県(輸送手段の要請) ・各協定締結団体

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市が所有する車両の確保等

輸送手段を確保するため、次の方法をとることとする。

なお、輸送手段が十分確保できないときは、総務部は、災害対策車両の確保を行う。

- (1) 市有車両の活用
- (2) 民間車両の借上げ
- (3) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

2 輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

ア 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第86条の18）

- <指定公共機関> 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社
<指定地方公共機関> (一社)三重県トラック協会

イ 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

ウ 自衛隊への要請

上記アからイによる輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 航空輸送手段の協力要請

「第2章第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。

4 応援の要請等

市長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は三重県防災行政無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<各協定締結団体の対策>

1 緊急対策

各協定締結団体内及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第2節 救援物資等の供給

第1項 活動方針

- 市民による1週間分以上の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 市は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(收集先)
物資等の要請情報の収集・整理・調整	総務対策部	【発災3時間以内】	・被災状況と必要物資等
物資等の受け入れ	農林商工対策部	【発災12時間以内】	・広域物資等の提供情報
物資等の調達	農林商工対策部	【発災12時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資確保状況 (協定締結団体等) ・物資調達要請状況
物資等の供給	農林商工対策部	【発災12時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資拠点状況 ・物資配送状況 (協定締結団体等)
燃料の確保	農林商工対策部	【発災12時間以内】	・必要な市有車両等

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

市は物資集積拠点・避難所等の物資等の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資等の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

市は、市民の自助として1週間分以上の備蓄を促すとともに、市が備蓄する物資等を供給する。

市は、在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や市外から支援された物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・地震発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・地震発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・地震発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配達食
- ・地震発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市が設置する物資集積拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国から支援された物資等を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

地震発生～ 24時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
地震発生 24時間後～	日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳瓶等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPGガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

4 物資等の供給

市は調達した物資を受け入れるため、物資集積拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要な物資等の供給を行う。なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

〈物資等の調達に関する協定等締結団体の対策〉

以下の団体については、市との協定に基づき、物資等の供給を行う。

1 協定締結団体

- ・いなべ市商工会
- ・イオン株式会社中部カンパニー北勢事業部
- ・三重北農業協同組合
- ・株式会社義津屋員弁店
- ・株式会社スギ薬局北勢店
- ・いなべ衣料協同組合
- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・NPO 法人コメリ災害対策センター

〈東海農政局の対策〉

農林水産省政策統括官は、三重県及び市から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。

〈中部経済産業局の対策〉

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

〈自衛隊の対策〉

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

〈三重県員弁LPガス協議会の対策〉

「災害時におけるLPガスの調達に関する協定書」に基づき、市からLPガスの調達要請があった場合は、あらかじめ定める体制により調達を行う。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる1週間分以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日頃の活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

第3節 給水活動

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震発生時には上水道施設が被害をこうむることが想定されるため、被災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ的確に供給する。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	水道対策部	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の調整	水道対策部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の実施	水道対策部	【発災12時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請

第3項 対策

■市が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり1週間分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池等の貯留水を確保する。

なお、地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3リットル	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20リットル	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100リットル	生活用水の確保
～28日	被災前給水量(1人1日250リットル)	応急復旧完了

2 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 給水の方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

ア 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、市役所などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とする。

イ 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

ウ 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

(3) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(4) 応急給水活動の応援要請

市単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける場合、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、市災対本部の災害派遣要請に基づき、県等と連携して給水活動を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活用水の確保

地震発生後1週間分以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第6章 特定灾害対策

第1節 危険物施設等の保全

第1項 活動方針

○大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設状況の情報収集・提供、災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	市民対策部、消防機関	【発災3時間以内】市災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報(可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等)【防災関係機関】

第3項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

2 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) 災害応急対策

ア 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織

と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

市は、警察本部、県、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行うとともに、以下の措置を講ずる。

- (1) 住民に対する広報
- (2) 汚染区域の拡大防止措置
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- (5) 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

4 放射性物質施設（市役所、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署、いなべ警察署）

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた桑名保健所及びいなべ警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- (1) 住民に対する広報
- (2) 汚染区域の拡大防止措置
- (3) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- (4) 避難指示
- (5) 被ばく者の救出及び救護
- (6) 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
- (7) 輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<関係事業者の実施する対策>

1 危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- (1) 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- (2) 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- (3) 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市、警察、消防に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ

適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。

- (4) 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

3 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防に届け出る。

4 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、桑名保健所、いなべ警察署又は桑名消防本部（いなべ消防署・北分署）に届け出る。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

5 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質を扱う医療機関等においては、放射性物質の使用及び輸送中の事故の可能性が考えられる。また、いなべ市は福井県美浜原子力発電所から直線距離で約80kmという立地条件にあるものの、原子炉運転事故による放射性物質の拡散は、風向・風速、地形等に左右されて予測が難しく、想定される全ての事態に備える必要がある。

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施する。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- ア 桑名保健所
- イ いなべ警察署
- ウ 桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）
- エ 市役所

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

＜中部近畿産業保安監督部の実施する対策＞

1 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- ア 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- イ 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- ウ 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

第1項 活動方針

○大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	建設対策部	【発災 12 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
し尿処理	市民対策部	【発災 12 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
生活ごみ等処理	市民対策部	【発災 3 日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
災害がれき処理	建設対策部	【発災 1 週間以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況 ・応援要請（県）

第3項 対策

■市が実施する対策

1 障害物の除去

市が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処を行なう。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

(3) 死亡獣畜の処理

ア 処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、必要に応じて次のように行うものとする。

埋却においては、十分な穴を掘り、死体の上にクレゾール及び生石灰を散布し、土砂をもって覆う。また、焼却においては、十分な薪、わら、石油等を用い焼却させるとともに、焼却後残った灰等は土中に被覆する。

イ 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

4 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「市災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保

第1項 活動方針

- 被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の収集	総務対策部、情報対策部	【発災後 24 時間以内】 市庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (住宅相談窓口)
被災建築物応急危険度判定等の実施	総務対策部、情報対策部	【発災 3 日以内】 市から支援要請があり、被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報
応急仮設住宅等の確保	総務対策部、情報対策部	【発災後 1 週間以内】 市からの要請があり次第速やかに	・建設資材の確保状況 (市、県建設業協会、プレハブ建築協会)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

また、住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた、“自宅避難” “避難継続” “応急修理” 等の対策を所有者や使用者等に促すとともに、倒壊等による危険が認められる場合は関係者への注意喚起を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

対象者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者とする。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

市は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市有学校施設等の一時使用措置	教育対策部	【発災後1日以内】	・避難状況等
災害時の応急教育の実施判断	教育対策部	【発災後3日以内】	・被害状況(小中学校)
教職員の確保	教育対策部	【発災後3日以内】	・被災状況(小中学校)
被災児童生徒等の保健管理	教育対策部	【発災後1週間以内】	・被害状況(小中学校)
授業料の減免等の判断	教育対策部	【発災後1週間以内】	・被害状況(小中学校)
国・県指定の文化財の保護	教育対策部	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 市立学校施設の危険度判定を行う。
- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (3) 校舎の被害が相當に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、社会教育施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- (4) 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- (5) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市教育委員会は県災対本部に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

市立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

市災対本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、市立学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

5 学用品の調達及び確保

(1) 納入の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 納入の方法

学用品の納入は、市長(救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

6 各学校の休校等の措置

各学校の休校等の措置は、別に定める各学校の「防災計画」によるものとする。

7 国・県・市指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会を通じて、県災対本部に報告する。県災対本部は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたときは、市教育委員会は県災対本部の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 災害義援金等の受入・配分

第1項 活動方針

- 被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害義援金の募集	総務対策部	【発災3日以内】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	総務対策部	【発災2週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況 (三重県災害義援金募集推進委員会)
災害義援金の配分	総務対策部	【発災2週間以内】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、市自ら又は三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、市、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金の募集

市内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品※については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

※災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

3 災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については、市災対本部において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■その他防災関係機関が実施する対策

<三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、その他各種団体>

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、市、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金の募集

市内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 災害義援金の保管

「<市が実施する対策>3 災害義援金の保管」に準ずる。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

【主担当部】

- ・関係各部

第2項 対 策

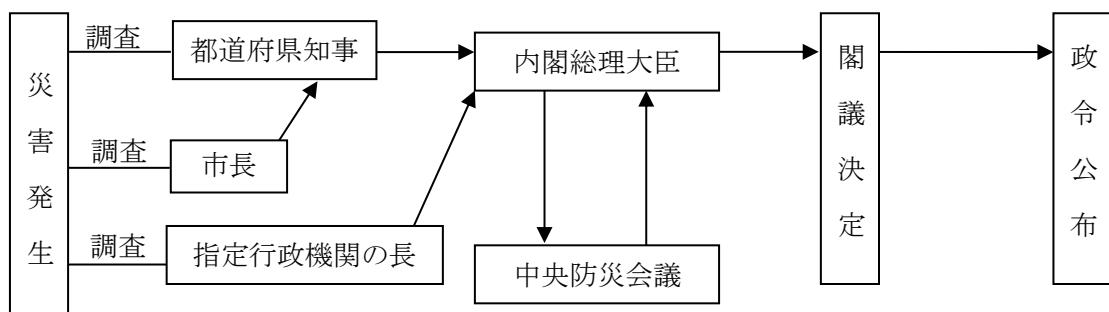
■県と市が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定（各事業関係部）

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び市は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

（1）激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



（2）激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公立学校施設災害復旧事業
- ③ 公営住宅災害復旧事業
- ④ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑤ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑥ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑦ 堆積土砂排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 災害公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ④ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

ア 県

- ① 県は市の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- ② 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

イ 市

- ① 市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- ② 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き(各事業関係部)

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

【主担当部】

- ・福祉対策部、市民対策部、総務対策部、建設対策部

第2項 対 策

■県と市が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

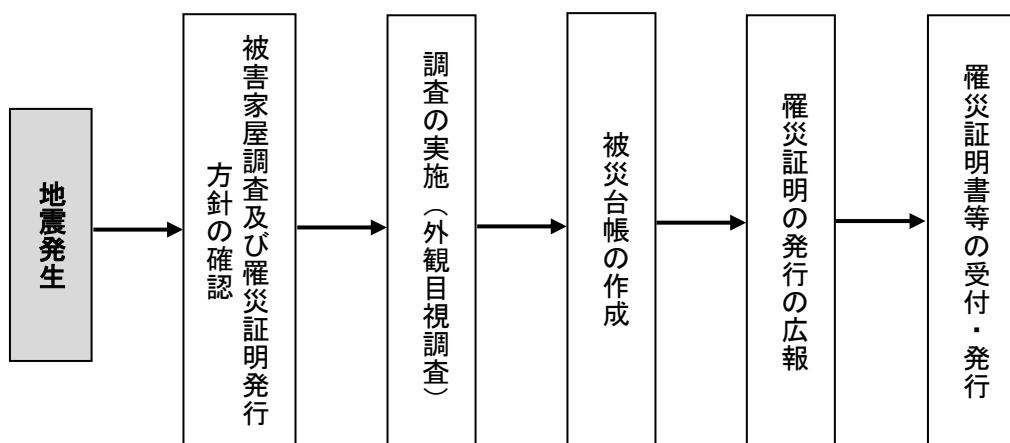
市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市の整備促進に協力する。

(2) 罷災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罷災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罷災証明書を交付する。

県は、市の被害認定や罷災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

(3) 罷災証明書の交付



2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：市町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 実施主体：市町
- ② 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）
 - a 事業開始資金
 - b 住宅資金
 - c 生活資金
 - d 就職支度資金
 - e 修学資金
 - f 修業資金
 - g 医療介護資金
 - h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 受給者：他制度の利用が困難な者で、所得等貸付要件を満たす者
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援費
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費
 - ・介護等費
 - ・福祉費
 - ・福祉費（住宅）
 - ・福祉用具購入費
 - 等
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費
 - ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金
 - 等

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア 対象となる自然災害

地震等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内に①又は②の市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①もしくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以

上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとって未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

なお、情報提供においては、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの一覧を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び市は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時ににおける被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 市税の減免等の措置

市においては、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、市の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

オ その他、顧客への対応について十分配意する。

3 雇用対策

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- ① 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- ② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ① 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等をすることにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

第1項 活動方針

- 本市が特定大規模災害となる地震による甚大な被害を受けた場合、速やかに「いなべ市震災復興本部(仮称)」を設置する。
- 発災後、「いなべ市震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、市の復興対策を支援できるよう、復興方針の事前検討及び復興指針の策定を行う。

【主担当部】

- ・**都市整備部、企画対策部、建設対策部、総務対策部、環境対策部**

第2項 対 策

■市が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 市震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「市震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「市復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】

- ア 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- イ 災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）

特別対策

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 対策の目的等

第1節 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号、以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項の規定により、いなべ市が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 推進計画の性格

■共通事項等

南海トラフ巨大地震は、わが国で発生する最大級の地震となることが予測されており、極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があること、これらから、その被害は広域かつ甚大となること、想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定してきた地震とは全く異なると考えられることがその特徴として挙げられる。このため、これら南海トラフ巨大地震の特徴を踏まえつつ、これまで以上に国、県、市、住民、関係団体及び事業者等の多様な主体の強い連携を図りながら、計画的且つ速やかに防災対策を推進する必要がある。

このことを踏まえ、本計画は、南海トラフ巨大地震に関して、特に重要な対策等について、その方向性を定めることとする。そのため、本計画の内容については、定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに見直しや修正を行い、実効性のあるものとするよう努めることとする。

第3項 推進計画の位置づけ

本計画は、南海トラフ特措法第5条に基づく推進計画として、いなべ市防災会議が定める。

また、本計画は、いなべ市地域防災計画の「震災対策編」の一部とする。

更に、本計画は、南海トラフ巨大地震に関して、特に重要な対策等について定めることとし、大地震が発生した場合に共通する対策等については、いなべ市地域防災計画「震災対策編」による。

第2節 被害想定

以下に記載する被害想定は、三重県が「三重県地震被害想定調査結果」としてまとめたもののうち、当地域における南海トラフ巨大地震に該当する部分を抜粋したものである。

【参考図書】 三重県地震被害想定調査報結果 平成26年3月 三重県

第1 想定地震

南海トラフ巨大地震については、内閣府(2012)で検討された震源断層モデルを用い、南海トラフ沿いでマグニチュード9クラスの地震が発生したと想定した。各地震の震源位置や規模、強震動生成域、破壊開始点についてあくまでも想定であって、次に発生する地震は必ずしも想定通りの地震が発生するとは限らない。また、今回想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内またはその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが必要である。

想定地震等の概要

地震名称	参考モデル	マグニチュード(注)		備考
		MJ	MW	
基本ケース	内閣府(2012)	9.0	9.0	1 ケース
陸側ケース	内閣府(2012)	9.0	9.0	1 ケース

(注) プレート境界の海溝型地震、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(MW)を求めている。

M4～M8 の海溝型地震で $Mw=MJ$ であることから、これを外挿してMJを求めている。

図2 内閣府(2012)による南海トラフの巨大地震の
断層モデル（基本ケース）

図3 内閣府(2012)による南海トラフの巨大地震の
断層モデル（陸側ケース）

第1 地震動の予測

南海トラフ巨大地震における基本ケースでは、市域において、震度6弱から震度6強の揺れが予測されており、最大震度は6強と予想されている。

また、陸側ケースでは、市域において、震度5弱から震度6強の揺れが予想されており、最大震度は6強と予想されている。

南海トラフ (2012) 陸側ケース (内閣府)	南海トラフ理論上最大 (三重県)	南海トラフ過去最大 (三重県)
6弱	6強	6弱

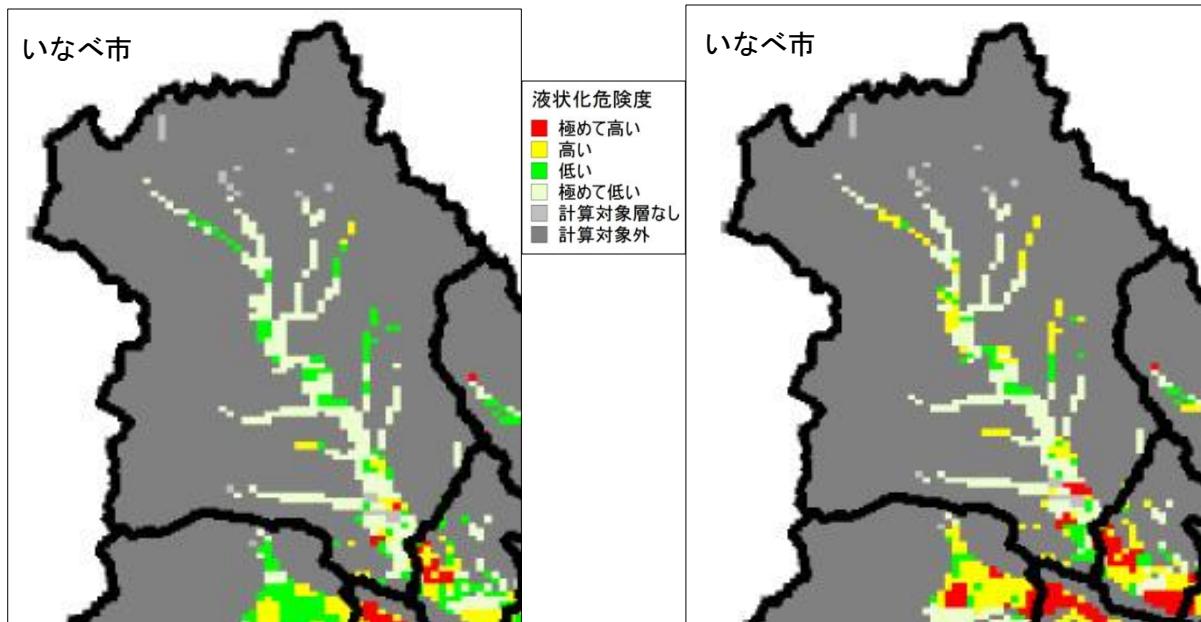
第1 液状化の危険度

南海トラフ地震による液状化危険度は、県下で危険度が極めて高い範囲は新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中している。いなべ市については、液状化の危険度が低い内陸部に属するものの、員弁川周辺を中心に液状化の危険が想定されている。

想定地震における液状化危険度

過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震



2 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会における南海トラフ地震に関連する情報

気象庁では、南海トラフ全域を対象として地殻活動の観測した評価の結果を「南海トラフ地震に関連する情報」として発表しており、観測データを南海トラフ沿いで常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとる。

なお、平成29年11月1日より「東海地震に関連する情報」から「南海トラフ地震に関連する情報」に変更されたが、大規模地震対策特別措置法が廃止されていないため、本計画内に継続して掲載する。

発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震予知情報（カラーレベル 赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

(2) 東海地震注意情報（カラーレベル 黄）

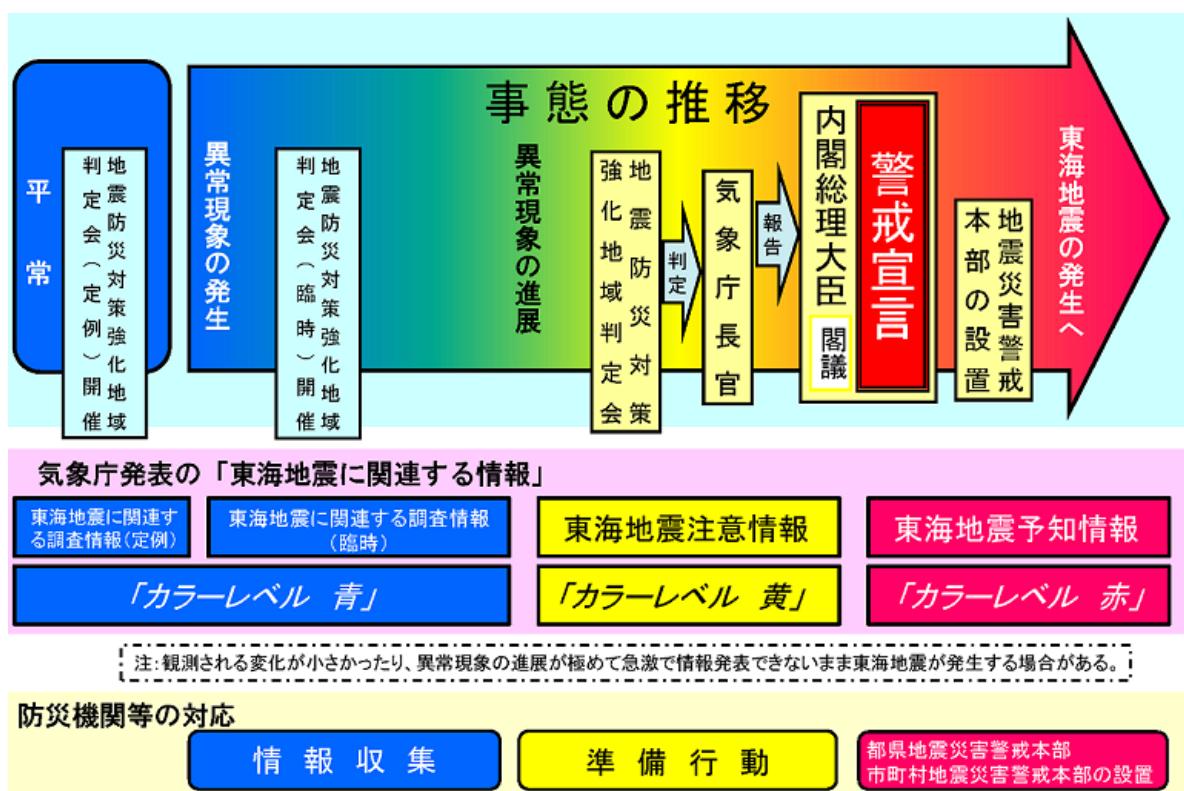
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

(3) 東海地震に関連する調査情報(臨時)（カラーレベル 青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。

(4) 東海地震に関連する調査情報(定例)（カラーレベル 青）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表する。



(気象庁ホームページより)

第3項 南海トラフ地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は下記の業務を行う。

- (1) **南海トラフ地震に関する情報**、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) **土砂災害警戒区域**の避難の指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - a 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - b 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 県

県は県地震災害警戒本部に関する下記の業務を行う。

- (1) **南海トラフ地震に関する情報**、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- (7) 緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

- (1) **中部管区警察局**
 - ア 管区内各県警察の災害警察活動に関する指導・調整
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
 - オ 情報の収集及び伝達
 - カ 津波警報等の伝達
- (2) **東海財務局**
 - ア 金融上の諸措置

イ 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認められるときは、関係法令等の定めるところにより無償貸付等を適切に行う。また、国有財産にかかる関係機関との連絡調整を行う。

(3) 東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

- ア 管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施
- イ 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む）
- ウ 農業関係金融機関に対する指導
- エ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

(5) 近畿中国森林管理局

- ア **南海トラフ地震臨時情報**等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達
- イ 森林管理署職員等に対する警戒体制の指示
- ウ 国有林野の火災予防措置
- エ 災害対策用復旧用材の供給準備

(6) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
- イ 電力及びガスの供給の確保に必要な指導
- ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整

(7) 中部近畿産業保安監督部

- ア 火薬類、高压ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導
- イ 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導

(8) 中部運輸局

- ア 所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導
- イ 緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整

(9) 大阪航空局 中部空港事務所

- ア 必要に応じ一般航空機の飛行規制の措置

(10) 津地方気象台

- ア **南海トラフ地震臨時情報発表**の通報
- イ **南海トラフ地震臨時情報発表**等の照会に対する応答と解説

(11) 東海総合通信局

- 電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

(12) 三重労働局

- 爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請

(13) 中部、近畿地方整備局

- ア **南海トラフ地震臨時情報**等の迅速な情報伝達

- イ **南海トラフ地震臨時情報発表**時の地震災害警戒体制の整備
- ウ 人員・資機材等の配備・手配
- エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
- オ 道路利用者に対する情報の提供

(14) **近畿中部防衛局東海防衛支局**

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

4 指定公共機関

指定公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) **西日本電信電話株式会社三重支店・株式会社NTTドコモ三重支店**

- ア **南海トラフ地震臨時情報**等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
- オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

(2) **KDDI株式会社中部総支社**

- ア **南海トラフ地震臨時情報**等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(3) **ソフトバンク株式会社**

- ア **南海トラフ地震臨時情報**等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(4) **日本銀行名古屋支店**

- ア 金融機関の現金保有状況の把握、所要現金の確保についての必要な援助
- イ 関係機関との協議に基づく、「第2章第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置 第2項 <その他の防災関係機関が実施する対策>」に掲げる措置の民間金融機関への要請

(5) **日本赤十字社三重県支部**

- ア 医療救護班の派遣準備
- イ 血液製剤の確保及び供給の準備
- ウ 救護物資の配布準備

(6) **日本放送協会津放送局**

- ア **南海トラフ地震臨時情報**の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
- イ **南海トラフ地震臨時情報**における非常組織の設置
- ウ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
- エ **南海トラフ地震臨時情報**等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
- オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(7) **中日本高速道路株式会社**

- ア 警戒宣言等の伝達
- イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- ウ 交通対策

エ 緊急点検

(8) 独立行政法人水資源機構

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達
- イ 発災後に備えた資機材の備蓄、点検整備
- ウ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能の維持保全、及び同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保

(9) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 警戒宣言発令情報の伝達
- イ 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
- ウ 滞留旅客に対する避難誘導等
- エ 強化地域への列車の進入禁止措置
- オ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- カ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- キ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

(10) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
- イ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 列車の運転規制
- オ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(11) 中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

(12) 東邦ガス株式会社

- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- イ 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置
- ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

(13) 日本郵便株式会社

- ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- ウ 上記イにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。
- エ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(14) 独立行政法人国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置を行う。
- イ 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容、治療を

行う。

ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援を実施する。

5 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 公益社団法人三重県医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

(2) 三重テレビ放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる

(3) 三重エフエム放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる

(4) 三重交通株式会社

ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報

イ 乗客の避難、救護

ウ 車両の運転規制

エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(5) (一社) 三重県トラック協会

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

(6) 近畿日本鉄道株式会社

ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

イ 旅客の避難、救護

ウ 列車の運転規制

エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(7) ガス事業者（一般社団法人三重県LPガス協会）

ア 供給設備及び工場設備の災害予防

イ 需要家に対する災害予防広報

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、及び商工会等）

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(3) 危険物施設等の管理者

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(4) 土地改良区

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）

三重交通株式会社に準ずる

- (6) 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）

近畿日本鉄道株式会社に準ずる

- (7) ガス事業者（東邦ガス株式会社、（一社）三重県L Pガス協会を除く）

東邦ガス株式会社及び（一社）三重県L Pガス協会に準ずる

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等

第1項 計画目標

- 南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒）が発表された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとる。

【主担当部】

- ・総務対策部、消防機関、各部

第2項 対策

■市が実施する対策

1 活動態勢の概要

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合、以下に掲げる配備体制をとる。

体制	南海トラフ地震警戒体制
配備基準	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
配備要員	各班の配備計画による（1週間を目処に体制の再検討）
業務	情報収集、連絡体制の確保、広域避難者への対応、沿岸部自治体支援対策、市民への警戒の広報、救助機関の宿営地対策

2 市地震災害警戒本部の概要

市は、）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたときは、市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置して地震防災応急対策活動を行う。

(1) 市警戒本部の所掌事務

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
- ① 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施にかかる職員の派遣等必要な事項を要請する。
- ② 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
- ③ 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ 避難の指示又は警戒区域の設定
- エ 消防職員、団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の安全確保
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災応急対策上の措置

(2) 消防機関の所掌事務

ア 消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

- ① 情報の収集と伝達
- ② 消火活動、救助活動の出動体制の確立
- ③ 警戒区域内の地域住民への避難指示の伝達
- ④ 出火防止のための広報

イ 消防団は、消防本部、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

- ① 情報の収集と伝達
- ② 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
- ③ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
- ④ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
- ⑤ 住民の避難誘導
- ⑥ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- ⑦ 警戒区域からの避難確保のパトロール
- ⑧ 救助用資機材の確保準備
- ⑨ その他状況に応じた防災、水防活動

■市民が実施する対策

1 家庭における措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、南海トラフ地震の発生の可能性が高まった場合、市民は、家庭において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努める。また、市役所からのコミュニティエフエムや消防署、警察署などからの広報情報に注意する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、がけ地崩壊等の危険が予想される地域の住民等は、就寝する際に2階及びがけと反対側の部屋で生活をする。
- (3) 危険が予想される地域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとる。
- (5) 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておく。
- (6) 生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認する。
- (7) 自主防災組織は、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をする。

第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

第1項 計画目標

-) **南海トラフ地震臨時情報**を市及び各防災関係機関等に正確かつ迅速に伝達するとともに、住民に対する広報活動を実施する。
-)避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。



(2)) **南海トラフ地震臨時情報**が発せられたことを知ったときは、コミュニティエフエムやホームページ及びメール等を用いて、地域住民等に伝達する。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 避難の指示又は警戒区域の設定
- (7) 消防（水防）職員・団員等の配備命令
- (8) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

3 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 市の地震防災応急対策の実施状況

4 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 避難が想定される状況では、山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、**南海トラフ地震臨時情報**が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- (2) 「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩による。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
- (3) 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者等に配慮する。
- (4) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

5 避難のための指示

- 避難地 主に警戒宣言が発せられた時、山・がけ崩れの危険から逃れるための事前避難先
警戒宣言時に開設され、原則として屋外施設となり、体育館などの屋内は使用できない
- 避難所 被災後に自宅を失った人、自宅に戻れない人が一時的に共同生活を送る場所
災害発生後に開設され、建物の屋内があてられる

(1) 指示の基準

市長は、原則として「避難の指示」を行う。

(2) 指示の伝達方法

市長は、**南海トラフ地震臨時情報**後速やかに避難対象地区の住民等に対し、コミュニティエフエム、広報車等により避難の指示を行う。

また、警察官に対し、避難の指示の伝達について協力を要請する。

なお、市は、必要に応じ避難の指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼する。

(3) 避難に関する周知事項

市（消防機関を含む。）は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客へも周知、伝達に努める。

ア 避難対象地区的地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

6 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、5の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

7 避難状況の報告

市は、自主防災組織及び施設等の管理者等から、次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(2)に関する報告を求める。

(1) 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置

ウ 市等に対する要請事項

(2) 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。

ア 避難地名

イ 避難者数

ウ 必要な救助・保護の内容

エ 市等に対する要請事項

また、市は、避難状況について県へ報告する。

8 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

ア 山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから**南海トラフ地震臨時情報発**が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

(4) 避難地の運営

ア 避難地は、原則的に市、避難地の学校等施設の管理者、避難者（住民）の三者が協力して運営する。

イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官による警戒を要請する。

ウ 避難地の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。

エ 避難者（住民）は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自動的に秩序ある避難生活を送るように努める。

オ 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営する。

カ 避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<日本放送協会の対策>

1 報道機関の情報伝達

(1)) **南海トラフ地震臨時情報等の放送**

南海トラフ地震臨時情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

ア **南海トラフ地震臨時情報は**ニュースはテレビとラジオを通して全国放送する。

<その他の防災関係機関の対策>

1 避難計画の作成

避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

避難計画の策定にあたっては、要配慮者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いを考慮のうえ、双方の視点に立った避難地運営に努める。

第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保

第1項 計画目標

- 南海トラフ地震臨時情報**が発表された場合の児童生徒等の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

【主担当部】

- ・教育対策部、福祉対策部

第2項 対策

■市が実施する対策

1 児童生徒等（園児を含む）の安全対策

児童生徒（園児を含む）の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。

- (1) 児童生徒等が在校中に**南海トラフ地震臨時情報**が発表された場合、児童生徒（園児を含む）に注意喚起を行い、授業は通常授業とする。
- (2) 児童生徒等が、登下校中に**南海トラフ地震臨時情報**が発表された場合、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに登校するよう指導する。
- (3) 児童生徒等が、在宅中に**南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合には、学校等においては、上記の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況及び交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておく。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、**南海トラフ地震臨時情報**が発表された場合、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

第5節 救助・救急活動及び消防活動

第1項 計画目標

- 南海トラフ地震臨時情報**に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

【主担当部】

- ・総務対策部、消防機関

第2項 対策

■市が実施する対策

1 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

- (1) 消防職、消防団を中心とした警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- (3) 消防車両・資機材の点検、整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- (6) 消防計画の速やかな履行、火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- (10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。

第6節 医療・救護活動態勢の確保

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

【主担当部】

- ・福祉対策部、福祉対策部、消防機関、医療機関

第2項 対策

■市が実施する対策

警戒宣言が発せられた場合、医療・救護活動態勢を確保する。

- (1) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。
- (3) 要救護者の搬送準備を行う。
- (4) 住民等に対し救護所の周知を図る。
- (5) 市長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- (6) 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

第7節 緊急輸送態勢の確保

第1項 計画目標

- 南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

【主担当部】

- ・総務対策部

第2項 対策

■市が実施する対策

市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。また、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、市は県に対し、必要な措置を要請する。

1 緊急輸送基本方針

以下により、緊急輸送態勢を確保する。

- (1) **南海トラフ地震臨時情報発表**後の緊急輸送の実施の具体的調整は、県地震災害警戒本部及び市地震災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行う。
- (2) **南海トラフ地震臨時情報発表時**の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- (3) **南海トラフ地震臨時情報発表**後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- (4) **南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

緊急輸送の対象となる人員、物資等は、以下のとおりとする。

- (1) 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- (3) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 輸送体制の確立

(1) 輸送の方法

ア 陸上輸送

「第2部第4章第1節 輸送体制の整備」による1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

イ 航空輸送

県及び警察本部のヘリコプターによるほか、必要に応じて国の警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼する。

(2) 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

- ア 市有車両の活用
- イ 民間車両の借上げ
- ウ 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼
- エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

4 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

■ その他の防災関係機関が実施する対策

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。また、中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数の確認を行い、速やかに出動できるように体制を整える。防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えてヘリポートの確保を図る。

第8節 緊急の交通・輸送機能の確保

第1項 計画目標

- 南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

【主担当部】

- ・総務対策部、建設対策部、情報対策部

第2項 対策

■県と市が協力して実施する対策

1 道路交通対策

(1) 交通規制方針

南海トラフ地震臨時情報発表時が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限する。

イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。

ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

(2) 交通規制計画

県公安委員会は**南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

ウ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

エ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

伊勢湾岸自動車道

東名阪自動車道

伊勢自動車道

紀勢自動車道

国道1号

国道23号

国道25号（名阪国道）

国道42号

オ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定める表示を設置して行う。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

カ 広報

南海トラフ地震臨時情報発表前の段階から**南海トラフ地震臨時情報発表時**の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(4) 緊急輸送車両の確認

ア 事前届出制度

①**南海トラフ地震臨時情報発表時**における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

② 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

イ 緊急輸送車両の確認

南海トラフ地震臨時情報が発せられた際、事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

ウ 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両等確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付する。

エ 確認等機関

緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、**南海トラフ地震臨時情報発表**に伴い設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域防災総合事務所及び地域活性化局において行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の対策＞

1 南海トラフ地震臨時情報時

(1) 列車の運転取扱い

ア 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応

南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、**南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

2 警戒宣言発令時

(1) 列車の運転

南海トラフ地震臨時情報が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。

- ア 強化地域への列車の進入を禁止する。
- イ 当該強化地域を運転中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(2) 旅客の待機、救護等

- ア 南海トラフ地震臨時情報が発せられた時は、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内する。
- イ 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

<近畿日本鉄道株式会社・三岐鉄道株式会社の対策>

南海トラフ地震臨時情報及び警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の事項を講ずる。

(1) 列車の運行

- ア 南海トラフ地震臨時情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。
- イ 南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止する。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの駅で運転を休止する。
- エ 南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開する。

(2) 旅客の案内等

- ア 南海トラフ地震臨時情報を確認したときは、警戒宣言が発せられた場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧める。
- イ 南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を指示する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社・三岐鉄道株式会社等）の対策>

以下により、緊急輸送機能を確保する。

- (1) 運行路線にかかる山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行う。
- (4) 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の

避難状況について可能な限り営業所等へ報告する。

- (5) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第9節 広域的な応援・受援体制の整備

第1項 計画目標

- 南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の要請を求める。
- 広域応援部隊、救援物資、DMA T及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

【主担当部】

・総務対策部

第2項 対策

■市が実施する対策

1 応援計画の事前策定

警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第3部第1章第5節 広域的な応援・受援体制の整備」に準じ、応援計画を事前に策定しておく。

2 応援部隊等の受入

南海トラフ地震臨時情報が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣の要請を求める。

広域応援部隊、救援物資、DMA T及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点場所を確保するとともに、要請内容に応じた活動要領を作成し、業務の引継ぎを確実に行うこととする。

第10節 ライフライン施設の安全対策

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

【主担当部】

- ・水道対策部

第2項 対策

■市が実施する対策

1 飲料水の確保

- (1) 市長は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続する。
施設能力を超える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック代表者又は県等の応援を要請する。
- (2) 市長は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 電気の供給（電気事業者）

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。
南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、電力事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、地震災害警戒本部等を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

- ア 地震警戒要員を確保する。
イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
ウ 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

- ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
イ また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡回・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

2 ガスの供給（ガス事業者）

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、ガス事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛けり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

3 通信の確保（固定通信事業者、移動通信事業者）

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び強化地域内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

(1) 南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な伝達

南海トラフ地震臨時情報に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

(2) 地震災害警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(3) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

(4) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも行う。

イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ち、必要ある場合は、県警戒本部に連絡

要員を派遣する。

(5) 被害予防措置

特別巡回・点検や仕掛けり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 利用者に協力を要請する事項

エ その他必要とする事項

第11節 公共施設等の安全対策

第1項 計画目標

- 南海トラフ地震臨時情報**に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。

【主担当部】

- ・総務対策部、建設対策部、水道対策部

第2項 対 策

■市が実施する対策

1 公共施設（市が管理又は運営する施設）

(1) 道 路

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、市は所管道路（老朽橋梁等を含む）の点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中止等の措置をとる。

- ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路利用者に対し行う。
- イ 緊急輸送道路において県公安委員会が実施する交通規制等に協力する。
- ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- エ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- オ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(2) 河川等

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、市は直ちに所管する河川及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中止等の適切な措置を講ずる。

(3) ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、**南海トラフ地震臨時情報**に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**が発表された場合、施設の管理者に対して管理上の措置に関する情報連絡を行う。

(4) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- ア **南海トラフ地震臨時情報**等の来訪者への伝達
- イ 来訪者の安全確保のための避難等の措置
- ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止
- エ 出火防止措置

才 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

(5) 砂防、地すべり、急傾斜地等

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発表された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

(6) 工事の中止

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発表された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 水道用水供給施設等

貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

(8) コンピューター

コンピューター・システムについては、おおむね次の措置を講ずる。

ア コンピューター・システム本体の固定を確認する。

イ 重要なデータは、複数箇所又は遠隔地で保管する。

ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

2 民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、**南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るためにの措置をとるよう要請する。

(1) **南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

ア 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。

イ 生活必需品を取扱う事業所にあっては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。

(2) **南海トラフ地震臨時情報**等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関するこ。

(3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関するこ。

(4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関するこ。

(5) 自衛消防組織に関するこ。

(6) 工事中の建築物等の工事の中止等の措置に関するこ。

(7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品等の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関するこ。

(8) 施設、消防用施設等の点検に関するこ。

(9) **南海トラフ地震臨時情報**に関する防災訓練及び教育に関するこ。

第12節 危険物施設等の安全対策

第1項 計画目標

- 大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するための対策を講じる。

【主担当部】

- ・総務対策部、消防機関

第2項 対策

■市が実施する対策

- 1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置

「第3部第6章第1節 危険物施設等の保全」に準ずる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等
<市が実施する対策>に準ずる。

第13節 食料及び生活必需品等の確保

第1項 計画目標

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**が発せられた場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**が発せられた場合は、必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、県又は市の緊急物資の供給は、これを補完する。

【主担当部】

- ・総務対策部、水道対策部、農林商工対策部、情報対策部

第2項 対策

■市が実施する対策

- (1) 山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- (2) 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- (3) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- (4) 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- (5) 住民に対して貯水の勧めを呼びかける。
- (6) **南海トラフ地震臨時情報**が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (7) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (8) 応急復旧体制の準備をする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 中部経済産業局

県の要請に基づき、所掌にかかる生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給確保にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整を行う。

2 日本赤十字社三重県支部

地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、(一社)三重県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

第14節 社会秩序の維持

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して対策を講じるとともに、市民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。

【主担当部】

- ・総務対策部、農林商工対策部、情報対策部

第2項 対策

■市が実施する対策

1 予想される下記の混乱に対して対策を講じる。

- (1) 地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話の輻輳
- (4) 避難に伴う混乱
- (5) 道路交通の混乱
- (6) 旅行者等の混乱

2 警戒宣言が発せられた時の市の実施事項

- (1) 避難対象地区に対して、的確な広報をコミュニティエフエム等により実施する。
- (2) 状況に応じ、市警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- (3) 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

3 市長から市民への呼び掛けによる周知（例文：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後）

市民の皆さん、いなべ市長の〇〇〇〇でございます。

ただいまから、南海トラフ地震に関する緊急放送を行います。

先ほど、気象庁から南海トラフ地震の臨時情報が発表されました。

市は万一に備えて防災体制を整えています。

市民の皆さんも万一に備えて、不要不急の旅行等を控え、日頃行っている安全対策をもう一度点検してください。また、事業所も従業員やお客さまのための安全対策をもう一度点検してください。

東海地震に関連する情報は、気象庁から継続して発表されますので、市民のさんは今後のテレビ、ラジオや市からの広報に十分注意するようお願いいたします。

4 市長から市民への呼び掛けによる混乱等の防止(例文:南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)
情報発表後)

市民の皆さん、いなべ市長の〇〇〇〇でございます。
ただいまから、南海トラフ地震に関する緊急放送を行います。
本日午前（午後）〇〇時〇〇分、気象庁は南海トラフ臨時情報を発表しました。
この地震が発生しますと、いなべ市内では強い地震が予想されますので、十分警戒して下さい。
既に県、市をはじめ防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分留意して、いざというときに備えて下さい。
まず、第1点は火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛して下さい。
第2点は消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいて下さい。
第3点は皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオなどの放送や市の情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市、警察、消防などの職員の指示に従って、秩序正しく行動して下さい。
市では、この非常時を乗り切るため全力あげて対処いたしますので、市民の皆さんにも格別のご協力をお願いします。
また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いいたします。

修正

令和3年3月31日

令和4年3月31日